

児童養護施設等の措置解除者等に対する  
自立支援に関する調査研究  
報告書

令和5年3月  
株式会社 シード・プランニング



# 目次

第1章 調査研究業務の概要.....	4
1.本業務の背景・目的.....	5
2.本業務の内容.....	6
3.本業務のスケジュール.....	9
4.検討委員会の設置概要.....	10
5.要旨.....	12
第2章 基準(案)・ガイドライン(案)に関する検討事項.....	16
1.基準(案)及びガイドライン(案)の策定に係る検討事項.....	17
2.検討事項に対する検討委員会での意見の整理.....	19
3.今後の検討課題.....	42
4.考察.....	45
5.基準(案)・ガイドライン(案).....	51
第3章 アンケート調査.....	65
第4章 ヒアリング調査.....	156

## 第 1 章 調査研究業務の概要

## 1.本業務の背景・目的

児童養護施設等の措置解除者等は、措置が解除された後も家庭による支援が見込みづらく、生活していた施設等とのつながりも希薄化する不安定な環境の中、自立にあたって困難を抱える場合が多い。

こうした措置解除者等に対する自立支援については、法律上、支援の場が児童自立生活援助事業(自立援助ホーム(共同生活を営むべき住居))のみとなっており、児童養護施設等、その他の施設を柔軟に活用した支援の提供ができないことや、原則として入所等措置をされていた者を対象としており、入所等措置はされなかったが家庭に問題がある等、家庭からの援助が見込めない者の利用は難しい上、特に満20歳以上で同事業を利用できる者は限定されている。

さらに、利用が年齢で区切られているため、個々人の自立への準備状況にかかわらず、最長満22歳の年度末で支援が一律に終了することや、法令上自治体の責務規定等が存在せず、実態把握や個別のケースワークを行う枠組みもなく、措置解除者等の支援のあり方を包括的に検討するスキームもないこと、措置解除者等に対し、通所で就労・自立に関する相談等の機会の提供や、居場所がない措置解除者等に対してピアサポートの場を提供する事業が児童福祉法上に存在しない等の課題があった。

こうした課題に対応するため、令和4年6月の児童福祉法改正により、児童養護施設等に入所等していた者が十分な支援を受けて安定した生活を送ることができるよう、住居の提供や相談支援などの自立支援を行う児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化等を行うとともに、措置解除者等やこれに類する者に対して、相互交流ができる場の提供や、自力で生活していくに当たって必要な情報の提供、就労等に関する相談支援、障害福祉等の福祉サービスや就労支援サービス、職業訓練や医療機関等へのつなぎ等の支援を行う拠点を設置する社会的養護自立支援拠点事業を児童福祉法上に位置づけることとなった。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行に向けて、児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業の要件や、支援対象者の状態像、自立支援計画の策定方法等、さらに、都道府県等が自立支援の必要性や支援内容を決める基準等を検討の上、政省令や通知等の改正のほか、自立支援に関するガイドラインの策定等が必要である。

このため、本調査研究においては、改正児童福祉法の円滑な施行に向けた検討を進めるため、現行の児童自立生活援助事業や、予算事業で実施されている社会的養護自立支援事業、退所者への自立支援事業所の実態等を把握するため、必要な調査やヒアリング等を行い、児童養護施設等の措置解除者等への自立支援の実態を明らかにするとともに、必要なデータの集計、分析、評価などによる課題等を整理し、「児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業の運営に係る基準(案)」及び「児童養護施設等の措置解除者等の自立支援のためのガイドライン(案)」<sup>1</sup>を作成し、児童養

---

<sup>1</sup> 本調査研究においては、基準(案)はガイドライン(案)に包含した。詳細は「5.要旨」を参照。

護施設等の措置解除者等がそれぞれの状況に応じた適切な自立支援を受けることができる環境を構築することを目的とする。

## 2.本業務の内容

### (1)児童養護施設等の措置解除者等に対する自立支援の実態等に関する調査と検討

以下に示すとおり、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市や児童養護施設等における措置解除者等に対する自立支援の実施状況等に関する調査を実施し、データのとりまとめ、課題の整理、分析を行った。

#### ①アンケート調査

都道府県等に対して調査票を送付し、回答の回収、集計及び分析を行った。

#### ②ヒアリング調査

アンケート調査の結果を踏まえ、先駆的な取組を実施している都道府県等や、児童養護施設等、退所者への自立支援事業所にヒアリング調査を行った。また都道府県等や、児童養護施設等、または退所者への自立支援事業所の自立支援の実施状況に関する評価等について、児童養護施設等の措置解除者等に対するヒアリング調査を行った。

#### ③検討委員会の運営

学術研究者、自治体関係者、施設等退所者支援関係者、施設関係者及び里親会等の専門的な知見を有する有識者から助言等を受けることを目的として、検討委員会の運営を行った。

#### ④報告書の作成

調査及び検討の結果等をまとめた報告書の作成を行った。なお、報告書には「児童養護施設等の措置解除者等の自立支援のためのガイドライン(案)」を盛り込んだ。

### (2)本調査研究に関する児童福祉法改正の要点

本調査研究においては、児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業の要件を検討すると同時に、とりわけ支援対象者の年齢や措置経験または児童自立生活援助事業の利用経験の有無等に応じて、どのような支援のあり方が想定され、かつ望まれるべきかについての調査と議論を行った。加えて、想定される支援対象者に対して適切な支援を提供するために、いかなる基準等に基づき、どのような環境や体制を整備すべきかについても検討した。

こうした調査や議論を行う上で、主な研究及び議論の対象となった児童福祉法改正の要点を次の表に示す。改正児童福祉法の円滑な施行に向けて、とりわけこの図表内に太字で示された「その他政令で定める者」や「やむを得ない事情」をより具体化することが、本調査の目的の一つとなっている。

図表 1 児童福祉法改正について(児童自立生活援助事業抜粋)

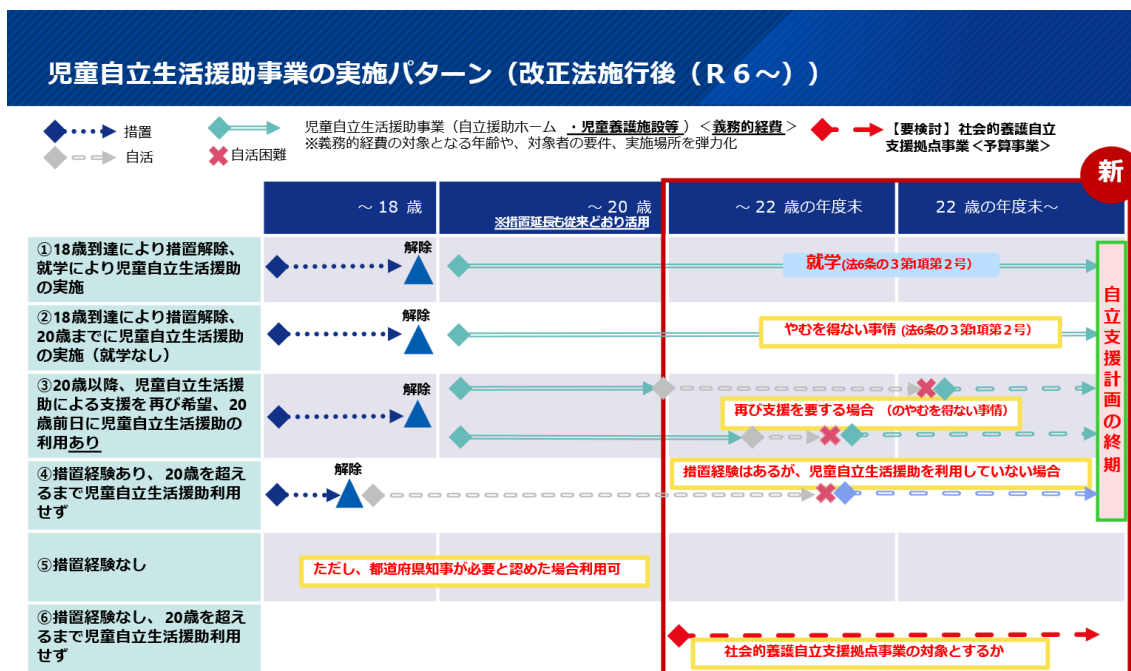
改正後	改正前
<p>第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居<u>その他厚生労働省令で定める場所</u>における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助」という。)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等(第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る。)を解除された者<b>その他政令で定める者*</b>をいう。以下同じ。)であるもの(以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。)</p> <p>二 満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもののうち、学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒であること、同法第八十三条に規定する大学の学生であることその他の政令で定める<b>やむを得ない事情</b>により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの</p>	<p>第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助」という。)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等(第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る**。))を解除された者<b>その他政令で定める者*</b>をいう。次号において同じ。)であるもの(以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。)</p> <p>二 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満二十歳に達した日から満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの(満二十歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満二十歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。)のうち、措置解除者等であるもの(以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という。)</p>

\*法第六条の三第一項第一号の政令で定める者は、前項に規定する措置を解除された者以外の者であつて、都道府県知事がその者の自立のために同条第一項に規定する児童自立生活援助が必要と認めたものとする。

\*\*第一条の二 法第六条の三第一項第一号の政令で定める措置は、児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。

また、本調査研究対象となる児童自立生活援助事業と社会的養護自立支援拠点事業のうち、前者については、居住支援機能という限定的な資源の確保が必須となるため、複数の実施パターンを想定した上で、より慎重な検討を行った。検討委員会での主な議論の対象となったこれらの実施パターンを以下の表に示す。

図表 2 児童自立生活援助事業の実施パターン

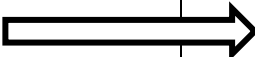

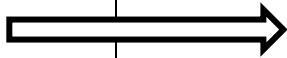


これらの検討事項に関する詳細や議論の経過などについては、第2章に記載する。



### 3.本業務のスケジュール

本業務は、次のようなスケジュールで進められた。

令和4年			令和5年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 児童養護施設等の措置解除者等に対する自立支援に関する調査研究検討委員会					
<第1回> 10月12日		<第2回> 12月21日	<第3回> 1月24日	<第4回> 2月14日	<第5回> 3月7日
2. アンケート調査					
					
3. ヒアリング調査					
					
4. 報告書の取りまとめ					
					

## 4.検討委員会の設置概要

### (1)体制

本調査研究を実施するに当たり、以下に示す 11 名の有識者からなる検討委員会を設置した(◎は委員長、○は副委員長)。

#### 【学識者】

- ◎松本 伊智朗 北海道大学大学院教育学研究院教授
- 伊部 恭子 佛教大学社会福祉学部社会福祉学科教授
- 永野 咲 武蔵野大学人間科学部社会福祉学科講師

#### 【社会的養護経験者】

- 畑山 麗衣 NPO 法人 IFCA プロジェクト・コ・ディレクター/  
NPO 法人 Giving Tree ピアカウンセラー
- 荒川 美沙貴 社会的養護経験者向け情報ウェブサイト Iris 編集長

#### 【施設・里親関係者】

- 大橋 和弘 全国児童養護施設協議会調査研究部長
- 前川 礼彦 全国自立援助ホーム協議会副会長
- 眞保 和彦 全国里親会副会長

#### 【支援団体関係者】

- 高橋 亜美 アフターケア相談所ゆずりは所長

#### 【自治体関係者】

- 小酒井 陽菜 愛知県福祉局児童家庭課主事
- 影山 孝 東京都児童相談センター児童相談専門員

### (2)開催状況

基準(案)やガイドライン(案)の作成及び調査研究方針の検討・実施・報告書のとりまとめ等について専門的助言を得るため、令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月にかけて、会合を 5 回開催した。

検討委員会の開催状況

	開催日程	主な検討事項
第1回	令和4年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論点提示</li> <li>・基準(案)・ガイドライン(案)の位置づけ、イメージについて</li> <li>・アンケート調査について(調査対象、調査票)</li> </ul>
第2回	令和4年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の中途結果報告</li> <li>・ヒアリング調査について(調査対象、ヒアリング事項)</li> <li>・基準(案)・ガイドライン(案)の検討</li> </ul>
第3回	令和5年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の結果報告</li> <li>・基準(案)・ガイドライン(案)策定に向けた検討</li> </ul>
第4回	令和5年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング調査の中途結果報告</li> <li>・基準(案)・ガイドライン(案)大枠の提示、確認、検討</li> </ul>
第5回	令和5年3月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング調査の結果報告</li> <li>・基準(案)・ガイドライン(案)の最終確認</li> <li>・とりまとめ(報告書について)</li> </ul>

## 5.要旨

本調査研究は、令和6年4月の改正児童福祉法の施行に向けて、新制度となる「児童自立生活援助事業」と「社会的養護自立支援拠点事業」の運営に係る「基準(案)」と、両制度の具体的な運用方法を含め、児童養護施設等の措置解除者等の自立支援のあり方を示す「ガイドライン(案)」を策定することを主な目的としている。なお、基準(案)とは、各事業の要件などを定める基準となるものであり、本調査研究においてはガイドライン(案)の中にこれらを含めた。

ガイドライン(案)を作成するにあたっては、措置解除者等を取り巻く環境や現行制度下における支援のあり方についての全国的な調査や、支援対象者または支援実施者の実体験に基づく課題意識の聞き取り及びそれらの課題解決に資する好事例の発掘などを通じて、できる限り実態や現場の事情に対する理解を深めるように努めた。またガイドライン(案)の具体的な検討を行うにあたっては、11名の有識者が様々な観点から議論を行い、本ガイドライン(案)が目指すべき方向性や運用に際しての留意点などを検討した。これらの作業に相当するのが、アンケート調査、ヒアリング調査、検討委員会の運営である。ガイドライン(案)に記載された文案や具体的な文言には、これらの調査結果や検討委員による意見を参考にしたものも多く含まれている。

アンケート調査は、措置解除者等に対する自立支援の実施状況に関する定量的な実態把握を目的として、自治体(都道府県、指定都市及び児童相談所設置市)に加えて、社会的養護自立支援事業の居住支援実施事業者、自立後生活体験実施事業者、生活相談支援実施事業者向けの4種類の調査票を作成した。調査項目には、社会的養護自立支援事業の運営状況や実施形態などに加えて、措置延長の活用状況や、令和3年度より始まった社会的養護自立支援実態把握事業の実施状況などに関する設問を含めた。本アンケートを通じて得られた、ガイドライン(案)の検討に資すると考えられる調査結果の中には、以下のようなものが含まれる。

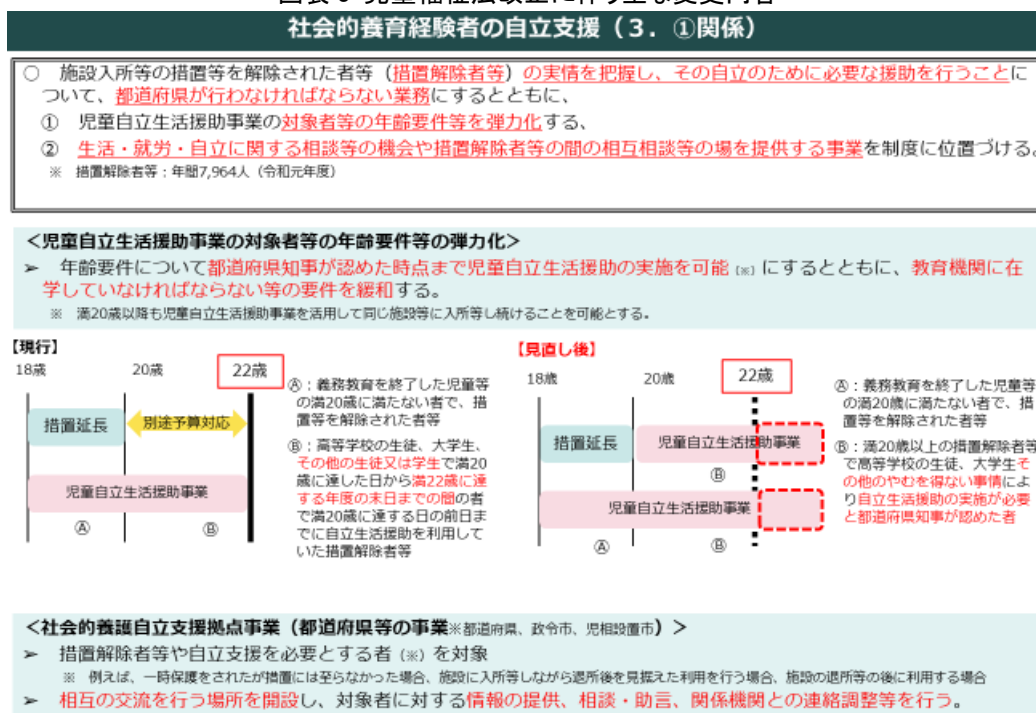
- ・「高校等在学中のため」という以外の理由に基づく措置延長が積極的には実施されていない。
- ・継続支援計画の策定において、対象者(当事者)が参画していない場合が全体の約半数を占める。
- ・社会的養護自立支援実態把握事業については、未実施の自治体が大部分を占める。

これらのアンケート調査結果を踏まえた上で、より具体的かつ定性的に実態と課題意識を把握することを目的として実施したのが、ヒアリング調査である。都道府県等、児童養護施設等、退所者への自立支援事業所に対して行ったヒアリング調査においては、アンケート調査で浮き彫りになった、措置延長の活用や継続支援計画への当事者参画に関わる課題を解決し得る先進的な取り組みが多く聞かれた。一方で、多くの事業者は、改正児童福祉法の施行に伴う支援対象者の拡大に向けての体制の整備について懸念を有していることが明らかになり、また措置解除者等へのヒアリングからは退所後支援について施設や地域ごとに大きな格差が生じていることが伺われた。調査結果の詳細については、第2章の「4.考察」を参照されたい。

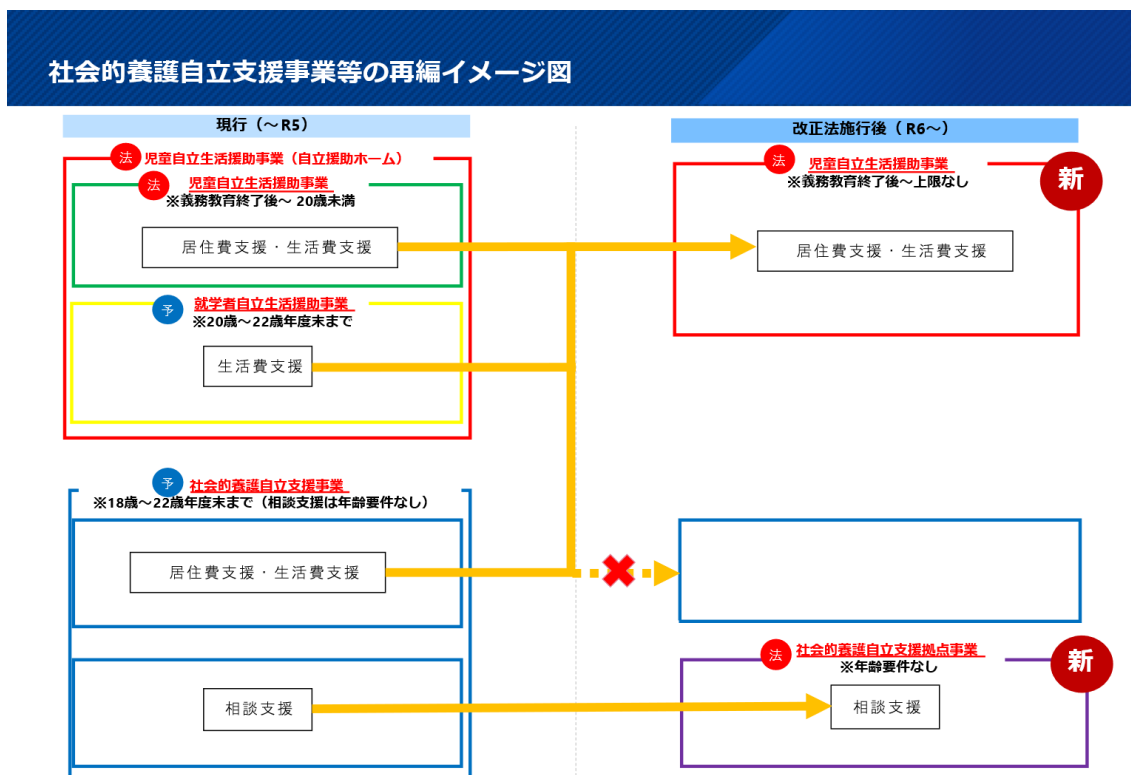
これらの調査と同時並行的に、ガイドライン作成に必要となる具体的な検討事項を整理及び検討することを目的として、学識者、社会的養護経験者、施設・里親関係者、支援団体関係者、自治体関係者で構成された検討委員会を開催した。本検討委員会が扱った内容は多岐にわたる。アンケート及びヒアリング調査項目の策定やヒアリング対象の選定に関する助言の提供に加えて、「自立」「出戻り」「アフターケア」といった社会的養護自立支援において用いられる用語の見直しを求める意見なども出された。「自立とは決して一人で生きていくことではなく、いろいろな人に助けってもらえるように自ら働きかけることができるようになることである」「出戻りではなく、再出発である」「二次的な扱いを想起させるアフターケアではなく、退所後支援との呼称を用いるべき」といった意見が5回にわたる検討委員会を通じて交わされた。

またガイドライン(案)の作成にあたっては、現行の関連事業及び令和6年の改正法施行後に実施される新制度への理解が必須となる。しかしながら、本分野に精通した支援関係者や学識有識者で構成される検討委員会でも、その解釈において若干の混乱が見られた。そこで本検討委員会においては、下記に示すような図表の提示などを通じて、制度についての理解を深めていった。

図表3 児童福祉法改正に伴う主な変更内容



図表 4 社会的養護自立支援事業等の再編イメージ<sup>2</sup>



検討委員会では、こうした段階を踏まえた上で、第2章の「1.基準(案)・ガイドライン(案)に関する検討事項」に示した具体的な検討事項に基づく議論を行った。本作業を行う上では、検討委員会の委員に対し、検討委員会での議論への参加に加えて、意見書の提出を依頼した。意見書を通じて収集した意見は、「2.検討事項に対する検討委員会での意見の整理」において、それぞれの検討事項ごとに「主な意見」としてまとめている。

これらの過程を通じて、検討委員会からは、「新制度下においては、できる限り制限を設けず、幅広い対象者に対して必要な限りの支援を提供していくべきである」との共通見解が示された。一方で、新制度の具体的な運用のあり方については、解釈や意見が分かれることがしばしばあった。支援対象者が抱える課題や取り巻く環境には固有性があるため、統一的な枠組みを用意することは容易ではなく、また居所や人員及び予算といった有限的な資源をいかに有効活用するかなどについては、さらなる詳細な議論が必要とされる。

本ガイドライン(案)及び本報告書は、本調査研究の具体的な成果であり、かつ令和6年4月の改正児童福祉法の施行に向けて、さらなる検討を行うための叩き台として用意した。今後一層の検討が行われることを想定した上で、本ガイドライン(案)が策定されるに至った経緯を示すことを目的に検討

<sup>2</sup> 図表内の「法」は法律に基づく事業、「予」は予算事業を指す。

委員会委員が提出した意見をできる多く報告書内に記載し、また今後の検討課題や考察を記している。  
令和6年の施行を目指して、引き続き議論が行われる中で、本報告書が活用されることを願う。

## 第 2 章 基準(案)・ガイドライン(案)に関する検討事項



## 1.基準(案)及びガイドライン(案)の策定に係る検討事項

本調査研究では、児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業について、主に13の検討事項を中心とした議論を行った。以下にこれらの検討事項の概要を示す。

### 検討事項1

20歳になる前から児童自立生活援助を利用しており、その者が20歳以上でありかつ高校又は大学に就学している場合は、改正法に基づく年齢要件の弾力化などの対象者となり得る。一方で、その他政令で定める「やむを得ない事情」にある者も児童自立生活援助を実施できることとなるが、その「やむを得ない事情」とはどのような状態の者か。

### 検討事項2

施設等を自立により退所したが、再び困難に直面し、支援が必要となる者とはどのような状態の者か。

### 検討事項3

児童養護施設等への措置経験があり、措置解除後に児童自立生活援助を利用していなかった者が、20歳以降に自活が困難となり、再び支援が必要となった場合に、どのように支援していくか。

### 検討事項4

義務教育終了から20歳未満の児童のうち措置解除者等は児童自立生活援助の対象となるが、児童養護施設等や一時保護などでの支援がなかった者については、「都道府県知事が必要と認めた者」が対象となる。この「都道府県知事が必要と認めた者」とはどのような状態の者か、ガイドライン等に記載する必要があるのではないか。

### 検討事項5

児童養護施設等への措置経験がなく、児童自立生活援助も利用していない者が、20歳以降に自活が困難となり、支援が必要となった場合どのように支援していくか。

### 検討事項6

児童自立生活援助事業の支援の終期(自立支援計画の終期)についてどう考えるか。

### 検討事項7

自立援助ホーム以外の施設等において、児童自立生活援助事業を実施する場合、  
・例えば、児童養護施設等が児童自立生活援助事業を実施する場合に、当該施設等を利用していただ児童等の利用のみを想定すれば足りるのか、どのような児童等の利用を想定すべきか。どの程度のニーズがあるのか。

- ・さらに、施設等で事業を実施する場合、施設職員とは別に児童自立生活援助事業専任の職員を配置する必要があるが、職員体制はどのようにすべきか。
- ・また、里親が児童自立生活援助事業を実施するとした場合、どのようなことに留意すべきか。

#### 検討事項 8

児童養護施設等が児童自立生活援助事業を実施する場合、例えば、①対象者の元いた施設等が事業を実施していない場合や、②対象者が元いた施設等での利用を希望しない場合なども考えられるが、対象者の元いた施設等以外での受け入れについて、留意すべき事項はあるか。

#### 検討事項 9

児童自立生活援助事業における自立支援計画は誰がどのように策定するか。また、自立支援計画策定における個別ケース会議の運営方法(開催頻度や進学等で施設所在自治体を離れた場合の取扱い等)をどうするか。

#### 検討事項 10

- 児童自立生活援助事業の整備量の目安をどのように考えるべきか。
- ・どのような指標で整備量の目安とすべきか。

#### 検討事項 11

- 社会的養護自立支援拠点事業の職員配置や設備等をどのように考えるか。
  - ・仮に、既存のアフターケア事業所の配置等を参考とした場合、職員配置及び設備はどのようなものか。
- (参考)社会的養護自立支援事業における職員配置  
生活相談:2人(常勤)、就労相談:2人(非常勤)

#### 検討事項 12

- 社会的養護自立支援拠点事業が実施すべき事業内容はどのようなものがあるか。さらに、どのような支援に、どのようにつなげるべきか。
- ・既存の社会的養護自立支援事業における相談支援の内容を踏襲した形とするか、このほか必要な支援はあるか。
- ・一時避難的な居住支援機能を備えることは必要か。
- ・一時避難的な居住支援機能を事業の対象とした場合、どの程度の期間支援を行うべきか。
- ・本事業において、どのような支援につなげていくことを想定すべきか。

#### 検討事項 13

- 社会的養護自立支援拠点事業の整備量の目安をどのように考えるべきか。
- ・どのような指標で整備量の目安とすべきか。(※児童相談所設置自治体ごとに何カ所整備とすべきかなど。)

## 2.検討事項に対する検討委員会での意見の整理

前項に記載した主に 13 の検討事項について、5 回にわたる検討委員会や、検討委員による意見書の提出を通じて様々な観点から検討を行った。以下に各意見をもとにした、基準(案)やガイドライン(案)に盛り込むべきと考えられる内容やその内容に関する議論または意見の概要を示す<sup>3</sup>。

<p><b>検討事項 1</b></p>	<p>20 歳になる前から児童自立生活援助を利用しており、その者が 20 歳以上でありかつ高校又は大学に就学している場合は、改正法に基づく年齢要件の弾力化などの対象者となり得る。一方で、その他政令で定める「やむを得ない事情」にある者も児童自立生活援助を実施できることとなるが、その「やむを得ない事情」とはどのような状態の者か。</p>
<p><b>検討事項 2<sup>4</sup></b></p>	<p>施設等を自立により退所したが、再び困難に直面し、支援が必要となる者とはどのような状態の者か。</p>
<p><b>検討委員会意見</b></p>	<p>場合分けをすることで厳格に定めるのではなく、支援者あるいは支援対象者が、支援をしたい、あるいは支援を受けたいと思う時には、基本的にはそれを阻害することのないように「やむを得ない事情」を設定することが必要であるとの考えが示された。</p>
<p><b>基準(案)ガイドライン(案)に盛り込むべき内容</b></p>	<p>「やむを得ない事情」として、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校や大学等に就学する予定がある者、就学していないが職業訓練を受講しているあるいは受講する予定である者、求職活動中である者や虐待等による成育上の課題や発達障害などにより、求職活動に困難を抱えている者などであって、親族等からの経済的支援が受けられない者が考えられる。</li> <li>・このほか、就学後・就職後、定着までの間、精神的な不調や疾病等により自活が困難となる場合も考えられることから、就学・就職後、一定期間が経過するまでの者などについて、本人のニーズや支援の必要性、経済的状況や社会的状況、健康状態のほか、代替する他の制度、支援やサービスがないかなどを総合的に勘案し、さらに本人から意見聴取も行った上で総合的に判断することが考えられる。</li> </ul>

### 主な意見

(検討事項 1: 基本的な考え方)

・就学の有無に関わりなく、本人のニーズや支援の必要性に基づいた検討をすべき(「検討事項 2」と基本的には同じ考え方)。

<sup>3</sup> 「検討委員会意見」には、5 回にわたる本検討委員会の発言録から、委員長が示した総括的な見解を記載している。また「主な意見」には各委員が提出した意見書に記された意見を載せている。

<sup>4</sup> 検討委員会においては、検討事項 1 と 2 を並行的に議論したことを踏まえ、本報告書においても併記する。

- ・高校や大学に就学中の者が改正法で対象となっていることから、職業訓練等受講中の者は当然対象に含まれる。
- ・就労及び就学準備中の者についても、20歳になることをもって対象から除外することは不適當であるが、無期限に利用できることとするのは逆に目標が見えなくなる恐れがあることから、一定期間ごとの(半年又は1年)自立支援計画に基づく事業の継続の更新を行うこととする。
- ・就職した後は一定期間(半年又は1年程度)で、事業の終了か継続かの判断を行う仕組みが必要。
- ・様々な疾病等で、就労準備に至らず療養中の者については、一定期間ごとの(半年又は1年)自立支援計画に基づく事業の継続の更新を行うこととする。

#### (検討事項1: 状態像)

- ・児童自立生活援助事業が「自立」を援助するためのものであることを鑑みれば、「自立」の準備が整っていない場合と考えられる。例えば、以下のような状況が考えられる。

(例)

安定した就労のために援助が必要な状況。

心身の健康のために治療が必要な状況。

自活のために貯蓄が必要な状況。

- ・自活することが困難な状況にあり、児童自立生活援助事業を希望する者。
- ・経済的自立への貯蓄準備、就労安定、その他入居期間が2年未満(18歳以上入居)など、社会的自立を図る上で十分な準備が出来ていない場合。
- ・虐待等の生育上の課題や発達障害等により、児童自立生活援助事業を受けてはいるが安定した就労に至っておらず、20歳を迎えても引きこもり状態である場合もある。「求職活動に困難を抱えている者」も含めていただきたい。
- ・ケガや精神的疾患など、現に就学している状況の継続が困難である者。
- ・親族等からの経済的な支援が望めなくなり、就学の維持が困難となったが引き続き就学等を希望する者。
- ・社会情勢の変化や感染型疾病の流行などによりアルバイトなどによる生活費や学費の獲得が困難となり、就学等の継続ができなくなったあるいはその見込みがある者で、就学等の継続の意思がある者。
- ・就労して一人暮らしができるまでの収入を安定して得られない。
- ・一人暮らしの転宅資金が貯まっていない。
- ・地域で一人暮らしが難しい状態であり、精神のグループホーム・入院などを必要とする者(児童自立生活援助事業の後の生活場所が決まるまで)。

#### (検討事項2: 基本的な考え方)

- ・本人の支援希求(ニーズの表明)を尊重するとともに、それを汲み取る支援が重要。
- ・本人による支援希求が表明されないような場合≠支援の必要が無い(支援希求が無いことを、支援の必要性が無いと判断してはならない。過去に辛い経験があったり、気持ちを適切に表現することが難しいような場合、障害や病気等もある。本人の気持ちを丁寧に時間をかけて聴くこと・丁寧なアセスメント、状況によっては待つことや介入も必要)。

- ・本人の置かれている状況(状態)については、多様な状況が複合・集積し、社会的な不利・阻害、偏見や差別も懸念される(年齢に関わらず。ただ、年齢が若かったり、知識を身につけることが困難だったり、信頼できる人がいないといった状況は、より困難な状況にさらされるリスクが高くなってしまふことも懸念される)。
- ・安心・安全が確保された中で一時的にケアを受けながら困難な状況となる要因を解決することによって、支援者との繋がる機会の確保、福祉との繋ぎ、リスタートを切ることができる機会となるのではないかと考える。
- ・被虐待経験を持つ社会的養護児童が施設退所し、地域生活を送る上で順当に自立していく方が少なく、就労継続、人間関係不調、金銭自己管理、貯蓄の底尽き、心身の疾患など生活困窮に陥ることは想定内である。「自立は施設で完結するものでなく、社会に出てからが本番」であるように、失敗を含めたやり直し、再出発支援が社会的養護の自立支援には標準的に必要である。
- ・自立をした後に、家族や知人等による経済的搾取を受けたり、自己の金銭管理が不適切で、経済的に破綻する場合がある。精神的な不調に加え、経済的な不調による自活困難状態についても明示していただきたい。

(状態像)

(例)

経済的に困窮している(お金がない、金銭管理が困難、借金)。

定住できる場が無い(住所不定、家事を含めた生活設計・生活の維持が困難、家賃滞納・契約困難、大家や同居者・近隣者とのトラブル等)。

被虐待・暴力・搾取などによる被害やトラウマ(親などの家族・親族、職場先、知人等との関係性困難。過去の経験による心的外傷等を含む)。

暴力団や性産業等による搾取・被害(騙されてしまう、暴力等)。

外国人・外国籍、生い立ち等に伴う不利・差別。

心身の不調・病気・ケガ・障がい(手帳の取得はないが障がいの可能性を含む)。

予期せぬ妊娠・出産、子育て、介護・ケア等の過剰な負担・不安・困難。

就労・職場に関すること(不当な解雇、失業、人間関係のトラブル、低賃金、就職活動中、就労なし、就労継続困難)。

進学や学業(中退、学業継続希望があるが困難で辞めざるを得ない状況等)、本人の身元保証に関する困難。

上記の諸々と関わっての希死念慮・自傷、心的外傷等、休息やケアを必要とする人。

- ・居住支援が必要な状況。

(例)

衣食住の安定的な確保が困難である状況。

心身の健康のために休養・治療が必要な状況。

- ・新しい生活・環境に適応をしていく中で、精神的に不安定となり修学・就業が困難となった者(親族の接近、金銭面の問題、人間関係の課題、孤独な状況等から)。

(例)

家から出られなくなる。

収入源を失う(学費や生活費、家賃の捻出が困難となる)→現場の生活を維持できなくなる。

金銭的に病院に通院することができない。

- ・退所後にパートナーと同居するが、関係が不安定となり家を追い出され住居を失う。保証人が居なかったり、住居を確保できる金銭的な余裕もない状態の者。
- ・経済的には、家賃が払えない、借金の返済が追い付かない、仕事に行けずに給料が入らないなど。経済的には何とかなくても、親や友人、職場等の人間関係が複雑で対処できない、誰も信用できなくて孤独、社会で生きることが何もかも真新しくひとつひとつに消耗するなど。
- ・就労継続ができずその後の再就職に困難を抱えている者。
- ・出身施設等との関係性が切れてしまい、身近に支援者がいない状況となり孤立した状態にいる者。
- ・これまで相談支援の機関からのサポートを受けてこなかったため、相談支援の機関とつながりを持っていない者。
- ・虐待のトラウマによる精神不安及び精神疾患の発症、自殺未遂、不安定な就労状態などからの生活困窮(住まいをなくす)。様々な依存症、予期せぬ・望まない妊娠・中絶・出産、DV・性被害などを受けた。解雇、借金、法的な措置。
- ・過去に長期の措置歴がある児童についても対象にしても良いのではないか。
- ・就学猶予や留年等がない場合には、一般的に高校3年生で満年齢を迎え、まずは年度末までを見据えた、措置延長を行うことになる(定時制高校の場合は1年先の年度末。高専については20歳まで)。高校卒業時に、進路に応じて措置延長を継続するのか、解除するかの判断を行っている。進学や就労等で措置解除(自立)したが、学校や就職先が本人に不向きであったことが明らかになった場合等が考えられ、再び支援が必要な場合がある。施設入所中の進路選択時、本人の意向が十分反映されなかった場合(職員等大人の都合で進路のルールが敷かれてしまった場合)や自立生活による環境変化で心身の不調が現れる場合があり、支援しなかった場合に、深刻な疾病等に陥る可能性があり、支援の対象とすることが必要。

<b>検討事項 3</b>	児童養護施設等への措置経験があり、措置解除後に児童自立生活援助事業を利用していなかった者が、20歳以降に自活が困難となり、再び支援が必要となった場合に、どのように支援していくか。
<b>検討委員会意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的にあまり細かな状況は設定せず、検討事項1、2で議論したことの延長の考え方で運用する。</li> <li>・児童自立生活援助事業を使っていた児童等とそうでない児童等を同様に対応していく。</li> <li>・第4回検討委員会では「例外的に再度利用することを可能とする」との表現が提案されたが、「例外的」という表現は不要ではないかとの意見が複数出た。</li> </ul>
<b>基準(案)ガイドライン(案)に盛り込むべき内容</b>	当該者が居住を伴う支援を必要としており、かつ代替する他の制度、支援やサービスによって支援することが難しいなど、整理1の「やむを得ない事情」があると都道府県知事が認めた場合は、例外的 <sup>5</sup> に再度利用することを可能とすることが考えられる。

## 主な意見

### (基本的な考え方)

- ・地域により活用できる社会資源が異なる。自治体や社協、民間、NPO、民間企業ほか、地域の社会資源の開拓、柔軟な利用、ネットワークが必要。
- ・本人の置かれている状況とニーズから検討すべき(これまでの措置経験や20歳までの児童自立生活援助事業の利用の有無にかかわらず)。利用希望があれば積極的に活用すべき。
- ・他の人との生活や児童福祉の専門性がある職員からサポートを受けながら生活をしたいという希望がある場合、養護施設や自立援助ホームでの生活も良いのではないかと。そうではない場合、生活保護、もしくは生活困窮者自立支援の制度、シェルター等活用しながらひとり暮らしの住居を確保し、障害福祉のサービスや就労等を考えていく。後者の場合、社会的養護自立支援拠点事業のスタッフのみで伴走していくのは人手が足りない自治体もあると思うので、困窮者事業等とサポートを手分けできれば良いのではないかと。
- ・児童福祉法改正による児童自立生活援助事業の一元化は、継続支援が原則だが、社会的養護自立支援拠点事業が「事業」として、自立援助ホームを含めた社会的養護関連施設が活用できる仕組みが必須である。社会的養護自立支援拠点事業が、現アフターケア事業所のみ委託される方法は、絶対数が不足、社会的養護関連施設が社会的養護自立支援拠点事業を標準装備する方向性が必要と強く訴えたい。
- ・社会的養護自立支援拠点事業で支援していくことに異論はないが、入居型支援のこれまでの実績に鑑み、自立援助ホームが社会的養護自立支援拠点事業を行うことを検討してはどうか。
- ・児童自立生活援助事業が児童福祉の施策であるため、年齢制限なく新規措置を取ることは困難ではないかと。また、現行の児童相談所の職員体制では、何歳まででも新規措置を取る体制に対応するのは困難が生じて

<sup>5</sup> 第4回検討委員会開催時点までに提案された表現

しまうのではないかと考える。社会的養護自立支援拠点事業で、必要な支援を行い、支援へ繋いでいくことが必要と考える。

- ・措置の解除後の児童自立生活援助事業の活用の有無で、児童自立生活援助事業の利用が制限されるのであれば、全ての施設等から児童自立生活援助事業活用を図ることが必要となる。(施設入所措置経験者は、保護者からの十分な養育が欠けており、自立後に保護者からの援助を期待することが困難である。そうした視点で考えた時に、措置入所経験者の児童自立生活援助事業の利用を制限すべきではないと考える)。
- ・年齢制限を設けずに新規利用を認めることが、児童福祉施策の一環であることから困難との考えもあるが、現行で若者自立支援制度が十分に機能していないことから、少なくとも措置入所経験者の新規利用を認める方策を検討してほしい。
- ・社会的養護自立支援拠点事業は、あくまで相談支援が中心であり、中長期の生活援助は想定していないので不十分。

(必要な支援)

- ・本人が利用できる社会資源や制度の丁寧な説明・紹介、利用に向けてのサポート、伴走的な支援(同行、手続き等の支援も含む)。
- ・本人の身元保証に関する支援も必要。
- ・居住支援が必要な状況であると考えられるが、他制度で確実にニーズが満たされない場合は、対象とすべき。
- ・社会的養護自立支援拠点事業において、短期的な居住支援機能を有するのであれば、社会的養護自立支援拠点事業のみの対象(児童生活援助事業の対象外)で良いと考えるが、居住支援が提供できない場合には、一時的なシェルターのような使用を検討する必要がある。
- ・ケアリーバーと担当者との個別の面談を実施した後に、ケアリーバーを含む関係者会議を開催し適切な支援に繋ぐのはどうか。

(例)

ケアリーバーの生活・経済状況や関係機関、キーパーソン、利用している福祉サービスの把握(アセスメント)。

ケアリーバーが必要とする支援の確認(なぜ利用したいのか)。

提供できるサポートの説明。

ケアリーバーとともに自立支援計画やルールの方策(どうなりたいのかといったケアリーバーの見通し)※利用するサポートの確認、支援チームの確認、支援期間、会議の開催時期等。

ケアリーバーと支援者の承認があつて支援の開始。

1-2カ月を目処に定期面談を実施。

- ・居所の提供。
- ・支援コーディネーター等による生活支援。
- ・本人の意向や特性に応じた就労移行支援。
- ・資格取得等のための資金援助や貸付制度の整備。



- ・在籍していた施設に相談できるのが理想。できない場合にも、アフターケア事業所に相談し、可能であれば在籍していた施設と連携。福祉、医療の支援に繋げる。状況に応じて司法のサポート(自己破産など)も必要。
- ・一人暮らしが難しい場合には、障害者手帳を取得してグループホームへの入所。
- ・児童自立生活援助事業の利用。生活していくために、生活保護の申請や、障害年金の受給、自立支援医療の手続き、障害者手帳の取得などが必要。新たな住まいの確保、保証人のサポート。

<b>検討事項 4</b>	義務教育終了から 20 歳未満の児童のうち措置解除者等は児童自立生活援助の対象となるが、児童養護施設等や一時保護などでの支援がなかった者については、「都道府県知事が必要と認めた者」が対象となる。この「都道府県知事が必要と認めた者」とはどのような状態の者か、ガイドライン等に記載する必要があるのではないか。
<b>検討委員会意見</b>	・本来であれば児童福祉法の枠で対応されるべきであった児童等が多いことから、それに準ずる形で対応すべき。
<b>基準(案)ガイドライン(案)に盛り込むべき内容</b>	義務教育終了から満 20 歳未満の措置解除者等は本事業の対象となるが、例えば、 ・乳幼児期に措置解除されたことから本人の記憶がない、措置された自治体が分からない、自治体を転居している場合など、本人からの確認が困難な場合も考えられるが、まず申請する本人から丁寧に聞き取りを行い、都道府県等が連携し、措置解除等について確認を行う必要がある。 ・また、措置解除者等以外の者は、都道府県知事が本事業による自立支援が必要であると認めた場合、対象となるが、この「必要と認めたもの」として、例えば、虐待等によりこれまで十分な養育を受けることができなかった者であって、保護者等からの支援を得られずに就学又は就労をしている者や心身の健康に困難を抱えている者、この他、代替する他の制度、支援やサービスがないなど経済的、精神的、身体的に自立することが困難な者等が該当すると考えられる。

#### 主な意見

##### (基本的な考え方)

- ・本人の希望や意思を尊重。希望する人が利用できることが前提。
- ・本来は社会的養護の制度の対象であったにもかかわらず、制度や支援を受けたり、利用できなかった人でもあり、支援対象である。
- ・アセスメントが必要。
- ・20 歳未満の児童において、現在「安心・安全な暮らしができない、衣食住が確保できない、心身の健康が守られない」という状況は、過去の虐待(の認定)の有無に関わらず、子どもの権利が侵害された状況であると考えられる。そのため、過去の状況による認定ではなく、現状によって判断すべきではないか。

- ・昨今、児童相談所に届かなかった「隠れた社会的養護児童」の存在が散見され、その実態は市役所に相談が上がっても、特に18歳以上の相談は社会資源がなく、対応しきれていない。本人が家庭で長らく虐待など不適切な環境で堪え育ち、本人の申し出によって利用申し込みがある場合、家庭の支援が得られない場合、居住を失って生活の場が必要な場合など。

#### (状態像の目安)

- ・要保護児童対策地域協議会に登録されていたケース。
- ・スクールソーシャルワーカーが介入していたケース。
- ・家庭裁判所の少年審判において自立支援を必要とされた者も含めてはどうか。司法絡みのケースでも児童相談所の管轄になり得ることを明示すべきではないか。
- ・児童相談所の受理ケースは全て対象としたうえで処遇審査部会等での意見をもとに対象とする。また、家庭児童相談室などが支援対象としていたケースについても同様に対応するものとする。
- ・虐待・親族の精神等の疾患・親族の自死などの理由から、親族の支援が受けられない者で、就労ができる又は就学している状態の者。

#### (課題)

- ・一時保護・措置を経験している場合でも、過去の保護・措置を自治体において確認することは可能なのか。例えば、以下のような場合は難しさがあるように思われる。

##### (例)

本人の記憶だけが頼りの場合。

幼少期(乳児院など)のみの措置。

措置された自治体があきりしない。

自治体を移動している場合。

- ・幼少期から一度でも保護・措置をされた場合、そのことを証明する方法はどのようなものがあるか。また、本人が保護・措置の記憶がない場合、申し出ができないのではないか。
- ・児童相談所の記録保存年限が入所措置等は25歳までだが、児童福祉司指導や継続指導、助言指導は措置解除・取扱い終了後5年間(児童相談所運営指針)となっており、5年経過後は廃棄されている自治体が多い。また、被虐待相談のすべてが児童相談所につながるのではなく、市区町村が相談対応している場合もある。こうしたことを勘案したうえで、「虐待等の影響により児童期(18歳未満)に十分な養育を受けることができなかつた者で、親等の援助を受けることが困難であり、自立支援が必要な者」を「都道府県知事等が必要と認めた者」として示すことが必要。あくまで自己申告とはなるが、児童虐待が子どもの立場に立って判断することから、児童相談所や市区町村が証明するようなことではないし、記録がない場合には証明しようがない。

#### (その他)

- ・18歳未満の場合には、児童自立生活援助事業ではなく、社会的養護への措置・委託を第一に検討すべきではないか。

- ・児童相談所及び社会的養護自立支援拠点事業所及び子どもシェルターなどが都道府県知事に申請するサポートをする。現実的に 20 歳未満の児童が都道府県知事に直接申請をするのは難しい。相談者が過去に家庭で虐待があることを理由に、現在自立ができていない状況の時に、例えば他の代替する支援・サービスがない場合に限り対象とするというのはどうか。

<b>検討事項 5</b>	児童養護施設等への措置経験がなく、児童自立生活援助も利用していない者が、20 歳以降に自活が困難となり、再び支援が必要となった場合どのように支援していくか。
<b>検討委員会意見</b>	社会的養護自立支援事業で対応していくことになるが、同事業の位置づけや他との連携をどのように高めていくかが課題として残る。
<b>基準(案)ガイドライン(案)に盛り込むべき内容</b>	これまで措置経験がなく、さらに、児童自立生活援助事業を利用せずに、満 20 歳を迎えた者については、「社会的養護自立支援拠点事業」において、相談援助や交流の場の提供、必要な支援機関へのつなぎや関係機関との連絡調整など、本人のニーズや必要な支援などを丁寧に聞き取り、適切な支援を行う必要がある。なお、これらの者のうち、一時的かつ短期間の居住を伴う支援が必要な者については、「社会的養護自立支援拠点事業」を実施する事業者において、一時的な居住を伴う支援を行うことができるほか、その他関係機関へのつなぎを行うなどにより対応することが考えられる。

## 主な意見

### (基本的な考え方)

- ・保護・措置の経験がないが、社会的養護を必要とする状況(にもかかわらず保護されなかった状況)だったことをどのように明示するかが困難である可能性がある。そのことを考えれば、社会的養護自立支援拠点事業で支援を提供することが適切と考える。拠点での支援にあたっては、保護・措置の経験がないものの、社会的養護を必要とする状況(にもかかわらず保護されなかった状況)で育ったことに起因する特有の困難を把握し、特化した支援を提供する必要がある。
- ・支援ニーズによって支援策は変わってくるかと思うが、住居支援が必要な場合、社会的養護自立支援拠点事業を通じて一時的な居住を伴う支援を提供。
- ・現行の児童福祉法では対象外だが、「隠れた社会的養護児童」は本来は児童福祉法対象年齢時に発見され支援を受ける権利があるが、制度の未整備によって支援を受けられなかった。それは行政の責任であり、現アフターケア事業ではそのような対象者の相談も少なくない。本人からの申し出により、社会的養護自立支援拠点事業において支援を受けることを可能とするため、拠点事業の職員配置、運営の基盤を持続可能な事業になるよう整備、従来の社会的養護経験者同様に支援メニューを提供する必要がある。また短期間の居所支援だけでなく、例えば借金返済などマイナスから自立に向けての準備をする者は中期的な利用の居所支援が必要。その際に自立援助ホームでも受け入れができるように拠点事業を適用。
- ・社会的養護自立支援拠点事業利用の対象となる。

- ・一度も社会的養護につながっていない 20 歳以上の方を児童福祉法で支援することは他の利用者への影響も大きく、難しいと考える。社会的養護自立支援拠点事業で具体的な支援方法を定め、対象者とすることが望ましいと考える。
- ・児童養護施設等での措置経験が無くても、虐待等を受けて生活してきた者も多くいる。こうした人たちにも本来施設措置経験者と同様な支援策を講ずる必要があり、若者自立支援施策の充実を図ることが必要である。しかし、自立生活が困難なすべての者を年齢を区切らずに対象としたときには、範囲が広すぎることから、当面の策としては、社会的養護自立支援拠点事業の活用と 20 歳未満での児童自立生活援助事業の利用が可能であることを周知することの啓発活動を積極的に進めることが必要。虐待等で十分な養育を受けてこなかった人たちが、自立生活を行なえていない場合に、児童自立生活援助事業が利用できるように広報の充実を図ること。
- ・基本的な考え方としては、「検討事項 4」に同じ。

(支援体制)

- ・自立生活支援機関を利用しやすい場所に設置することと、行政の相談窓口やハローワークなどからその機関に繋がれるような体制の構築が必要。
- ・対応する機関には支援コーディネーターを配置し、居所の提供から生活相談、就労支援や諸手続きの支援など、最低限の生活の保障と支援を行えるものであることが必要。
- ・当面の生活資金の貸し付け(返済免除規定のあるもの)制度の整備をする。
- ・福祉・医療・司法・教育・地域等の様々な機関と連携して包括的なサポートをする。
- ・生活保護の申請、支援措置の手続き。住居契約のサポート、医療につなげる。自立支援医療、精神障害手帳の取得、障害年金の手続き。暮らしのサポート。就学支援(学生などを対象に学費や保証人のサポート)、就労支援。

<b>検討事項 6</b>	児童自立生活援助事業の支援の終期(自立支援計画の終期)についてどう考えるか。
<b>検討委員会意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい、妊娠、出産、乳幼児の子育て、住居が不安定、暴力被害の恐れがあるというような時に配慮すべきとガイドラインに書くことが必要。</li> <li>・自立支援計画をどう立てていかに運用していくかという問題と切り離せない。自立支援の立て方や運用の仕方についてガイドラインの中で整理をし、その中で終結に向けたあり方や位置付けについて書いていくのが良い。</li> </ul>
<b>基準(案)ガイドライン(案)に盛り込むべき内容</b>	利用期間又は事業の終了時期を漫然と長く設定することは、将来的な自立を阻害する場合も考えられることから、慎重に検討する必要がある。自立支援計画の内容は、本人の意向や状況の変化等に応じて、随時見直しや延長等を行う。見直しの時期については、個々の現況を勘案し判断することとなるが、少なくとも概ね半年に一度の見直しを行うことが考えられる。

## 主な意見

### (基本的な考え方)

- ・当事者の方の気持ちや意思、ペースがもっとも大切。柔軟に支援者が一緒に考えていくことが必要。当事者の方がいったん終期を定めたとして、適宜見直しや延長もできること(トライ&エラーができること)。
- ・当事者の方のニーズや将来への見通し・希望を、支援者がともに考えること。当初の計画も柔軟に修正できること。他の社会制度、社会資源についての適切な情報提供や利用の試行等も大切。
- ・終期というと、途切れる、切れるというイメージがある。むしろ、利用できる社会制度や社会資源について、当事者の方が理解しやすい丁寧な説明・紹介と、それらの選択肢の幅を広げたり増やしたりすること、パイプをしっかりとしたものにしていくことが大切(社会的な繋がりの強化)。
- ・基本的な考え方として、児童自立生活援助事業を含めた自立支援を受けることは、社会的養護を経験した子ども・若者の持つ権利であると考え。それぞれの子ども・若者の自立のニーズが満ちた＝「自立の準備ができた」状況であることによって終期とすることを原則とすべき。その判断は、専門職だけでなく、子ども・若者本人を加えた場で検討される必要がある。
- ・支援が引き延ばされることで自活が困難になる可能性はあると考える。また、運用上も退所が延びることで本来の対象児童が入所できない状況も考えられる。以上のことから原則の年齢的目安を示す必要があると考える。変更については、本人や関係機関が、変更が望ましいと判断される場合、対応することはやむを得ないと考える。

### (具体的な目安)

- ・年齢による目安を示すことは適当でないと考え。自立支援計画を策定する段階で「支援の終期」の状態像は概ね示されているので、その状態像に近づいた時が終期になると考えられる(例えば、グループホームへの入居となる等の状態像)。
- ・計画変更は、年齢ではなく状態像の変更等によって考慮されるべきと考える。
- ・何らかの形で地域で生活していくことができる状態になること。就労、グループホームや通勤寮、婦人保護施設などへの入所、生活保護、障害年金、入院など。

### (支援の終期を決める手続き)

- ・現社会的養護自立支援事業の支援コーディネーターが配置されているように、該当者を含めた関係機関とのケース会議を踏まえて決定する。児童相談所など関係機関が一方的に決めるのではなく、あくまで本人の意思決定を尊重し、総合的に判断する形で終結していく。
- ・本人の意向と支援者の評価をもとに、行政や有識者からなる判定機関において決定する。
- ・個別ケースによって異なるが、終期を年齢で明示することが難しい(そもそも年齢で区切るべきではないとの法改正趣旨から)が、自立支援計画により半年又は1年毎の事業利用の可否を検討すべき機会を設けるべきである。例えば、40歳以上の者を児童自立生活援助事業の対象として支援することが適切かどうかを検討する場が必要である。このことは、在宅で生活している者の中にも、親の監護のもとで自立できずに自宅

で生活をしている者がおり、このような人たちの自立生活支援の枠組みを検討する中で、若者自立支援のための生活援助施策を講じ、そこへの移行ルートを確保することが必要と考える。

<p><b>検討事項 7</b></p>	<p>自立援助ホーム以外の施設等において、児童自立生活援助事業を実施する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、児童養護施設等が児童自立生活援助事業を実施する場合に、当該施設等を利用して児童等の利用のみを想定すれば足りるのか、どのような児童等の利用を想定すべきか。どの程度のニーズがあるのか。</li> <li>・さらに、施設等で事業を実施する場合、施設職員とは別に児童自立生活援助事業専任の職員を配置する必要があるが、職員体制はどのようにすべきか。</li> <li>・また、里親が児童自立生活援助事業を実施するとした場合、どのようなことに留意すべきか。</li> </ul>
<p><b>検討委員会 意見</b></p>	<p>引き続きの検討を要する。</p>

主な意見

(基本的な考え方)

- ・施設を退所した方が、出身施設の援助であれば利用したくないとの考えを持っている場合がある。また高校等卒業後に措置延長ではなく、「自立による措置解除」した方が、早く施設から出たいとの意向を持ち、施設等から出ていく場合がある。こうした方たちの自立援助を考えるときに、他の施設であれば制度の利用を希望する者が一定程度見込まれるので、対象児童の数からだけではニーズの把握は困難である。
- ・当該施設の児童から対象にすべきである。
- ・対象者の範囲にもよるが、量的なニーズも不明確であり、また、現在、入所中の児童への影響にも十分配慮する必要があることから、当該施設の退所者に限定し、スタートすることとしてはどうか。
- ・現実的には難しい面もあると思うが、間口は広げておいて大丈夫かもしれない。できるところがやり、そこに制度として保障がつくことだけでもありがたい。
- ・里親には、客観的で専門的な第三者(里親支援センターや、児童相談所や、自立支援コーディネーター、里親コミュニティなど)がサポートに入ることが望ましい。
- ・児童養護施設における事業実施の場合は当該施設利用以外の退居者等も利用可能とするべきであり、状況によっては当該施設のある自治体以外の他都道府県からの受け入れも可能とすべきである。上級学校進学の際に地方から都心へ、都心から地方へ行く場合も考えられるため。自立援助ホームも同様の受け入れを可能とすべきである。
- ・当該施設等を利用して児童以外の利用も想定される(地域移動があったり、当該施設で安心した生活ができなかった場合や、本人の希望がある場合等。地域性も加味)。

- ・利用する本人が安心して生活できる環境の整備(居室空間、性に関する配慮、カウンセリングや医療の利用等)が必要。

#### (職員配置)

- ・都道府県や政令市によって自立支援員の配置は様々。各自治体と養護施設協議会と協議して決めていくことになるのではないかと。ただ、自立支援のできる人材は限られてくるので施設にとって熟慮することが求められる。
- ・専任職員(常勤)の配置、補助者(非常勤又は兼務可)の配置。
- ・指導員(対象者 10～15 名に対し1名)を児童相談所または里親支援センターに正規職員として配置、補助者(非常勤)の配置。
- ・里親が契約者となって事業実施者となる場合は、里親支援センター(又は児童相談所)に専任の指導員を配置し、関係機関との連携や自立支援計画の取りまとめを行う。補助者を含め配置は施設と同様の基準とする。
- ・自立援助ホームの職員配置基準を基本とし、事業定員に応じて職員(指導員等)の数を施設の職員配置に加える。
- ・里親の場合については、あくまで一般家庭であり、施設のように職員配置を加算対応することができない。このため、里親が児童自立生活援助事業を実施する場合、事業の受入可能数を里親と同様に、実子(及び里子)を含め 6 名を超えない範囲としてはどうか。利用者についても、当該里親への元委託児童に限定することが適当であると考え。なお、ファミリーホームの場合も同様の取扱が適当である。
- ・現行でも施設職員の労働条件・人的配置が厳しい状況にあることをふまえ、余裕を持った配置が必要。
- ・24 時間の生活、交代勤務であることを考慮した配置が必要。
- ・児童養護施設が児童自立生活援助事業として他施設出身者を受け入れるのは現実的にほとんどないかもしれないが、多機能化としてその可能性も残せるようにしても良い。ニーズ(該当人数)が安定するわけではないため、職員配置は不相当ではないか。社会的養護自立支援事業の居住費支援のような形が望ましいかと思われる。退居者支援(アフターケア)は施設職員や自立支援担当職員が担っている現状もあり、兼務は可能なのではないかと。
- ・施設において、20 歳までの措置延長でさえ実現に課題あり。職員配置をするなら、自立援助ホームの基準との整合性が必要。ただし自立援助ホームの職員配置は最重要課題として改善を要望している。
- ・里親が児童自立生活援助事業を実施する場合、自立援助ホーム並みの職員配置は難しいのではないかと。自立支援担当職員の配置を検討してはどうか。
- ・里親・ファミリーホームが児童自立生活援助事業を実施する際は、里親支援センターに担当職員を配置することが良いのではないかと。児童自立生活援助事業を使う直前ではなく、ケアにいるときからの繋ぎとして里親支援専門相談員との連携などを明確に示す必要があるように思う。
- ・基本的には児童養護施設と違い、大きい子であるため夜勤の必要はないが、宿直明け、日勤、宿直入りの 3 人は一日に必要。3 人×7 日で 1 週間に延べ 21 人が必要であり、一人が 1 週間で働ける日数が 5 日と考えると 5 人の指導員、若しくは 4 人の指導員+補助者 1 名は最低限必要である。

- ・里親については、当該家庭で生活している子どもで、定員内でない人とを増やすことでの対応は難しいと考える。

(課題)

- ・首都圏や大都市圏に、就労先や進学先が集中していることから、児童養護施設出身者が多く集まるため、大都市圏でのニーズは高まるものとする。その際に、利用者の所在地が支援の実施を決定するのか、社会的養護の措置を行った児童相談所＝都道府県等が支援の実施を決定するのか、整理しておく必要がある。実際の支援を担うのは、多くの場合、利用者の所在地が行うことになるが、事業の実施主体を整理することが必要である。
- ・里親が委託児童を引き続き支援し、委託解除した者を再び支援する以外に、事業を利用する方の中には、里親による支援が効果的な場合もあるので、里親に対する支援策を検討することが必要。(補助者を設けたり、施設や里親支援機関がバックアップする仕組み)
- ・各地域の状況によって他施設の児童及び里親家庭の委託児童が対象になることもある。今後施設間や里親支援センターとの連携が重要。

<p><b>検討事項 8</b></p>	<p>児童養護施設等が児童自立生活援助事業を実施する場合、例えば、①対象者の元いた施設等が事業を実施していない場合や、②対象者が元いた施設等での利用を希望しない場合なども考えられるが、対象者の元いた施設等以外での受け入れについて、留意すべき事項はあるか。</p>
<p><b>検討委員会意見</b></p>	<p>引き続きの検討を要する。</p>
<p><b>基準(案)ガイドライン(案)に盛り込むべき内容</b></p>	<p>退所児童等に自立支援の必要性や意向がある場合、元いた施設等が児童自立生活援助事業を実施していないこと等をもって、支援から漏れるようなことがないよう、児童相談所と当該施設など関係機関が連携を密にした上で、退所者の居住地域を管轄する自治体等とも連携し、必要な支援が確実に行き届くようにすべきであると考えられる。</p>

主な意見

(基本的な考え方)

- ・大都市圏でのニーズが高まることを踏まえた整理が必要。
- ・施設が事業を実施していない場合、元施設を希望しない場合は自立援助ホームの利用を促す。原則、入所児童の生活環境への影響に十分配慮することが必要であることから、施設の利用者は当該施設の退所者として限定することが適当である。なお、施設には、設備的な課題や生活環境への配慮も必要であり、当該施設内で児童自立生活援助事業を実施するのではなく、施設を運営する法人が、可能な限り別に自立援助ホ



ームを設置できるよう、制度(弾力的な運営方法や、運営費・整備費助成など)設計を行うべきであると考え  
る。

- ・対象者の元いた施設等以外での受け入れについて、現場で制度運用に支障、混乱することがないように、制度設計時において、当該事業の枠組みを明確にし、他法他施策との棲み分けを行うことが必要である。
- ・対象者が元いた施設等での利用を希望しない場合は、その状況や背景を考慮し、本人の意向やニーズに受容的なサポートが必要(安心・安全)。
- ・再措置や、措置変更(里親→児童養護施設、児童養護施設→児童自立支援施設等)等の場合もあり、これまでの施設等経験でしんどい思いをもっている場合も想定される。本人のペースや意向に沿った支援であることを本人に感じてもらえるようなサポートが求められる。
- ・本人が社会資源を知り、繋がることができるように、児童自立生活援助事業を行っているところについて十分情報提供がなされるべき(一時保護中を含め、措置中から丁寧な情報提供や見学等がなされるべき)。
- ・進学、就職に伴い地域間の移動が生じた際に、元いた施設での利用ができない場合においても、児童自立生活援助事業を本人が望んだ場合は、転居先の施設を利用できるように自治体等との連携を図れるように詳細を詰めるべきではないか(元いた施設から離れたくて離れている場合ではないこともあり得る。進学・就職で新生活が始まる不安定な時期において本当は継続して生活のサポートを得たいが、転居に伴い支援を受けられなくなるということがないようにしていただきたい)。
- ・基本的にはすべての施設が実施できるような制度設計にすべきである。その上で児童が希望しない場合は、他施設の利用もできるようにするべきと考える。

#### (体制の整備)

- ・都府県担当課なり児童相談所に対応する窓口を設置してほしい。
- ・児童養護施設が他施設出身者を受け入れ、児童自立生活援助事業を行う場合は、例えば職員宿舎、ステップハウスなど居住の工夫が必要だが、対応する職員は自立支援担当職員や、名古屋市の先行事例であるステップハウスの巡回職員などを加配して対応するのはどうか。また児童養護施設が児童自立生活援助事業として、別棟にて自立援助ホームを行うことがこの法改正で促進されるなら、地域小規模児童養護施設の職員配置基準同等が必要であり、その整合性も配慮しなければならない。
- ・支援を確実に行き届かせる責任の主体を明示すべきではないか。自立支援会議等で協議を行った場合は記録し、必要があれば情報開示する仕組みを検討してはどうか。

#### (その他)

- ・児童養護施設へ入所する児童の入所時の年齢が高くなり、短期間での自立支援が求められる児童が増えてきている。施設を退所した子どもが、社会で孤立することなく、安心な生活を営み、自己実現を果たせるよう、児童養護施設の持てる力を充分発揮できる制度継続的な制度整備を望む。

<b>検討事項 9</b>	児童自立生活援助事業における自立支援計画は誰がどのように策定するか。また、自立支援計画策定における個別ケース会議の運営方法(開催頻度や進学等で施設所在自治体を離れた場合の取扱い等)をどうするか。
<b>検討委員会意見</b>	引き続きの検討を要する。
<b>基準(案)ガイドライン(案)に盛り込むべき内容</b>	自立支援計画については、児童自立生活援助事業を実施する事業所等と児童相談所等の関係機関が連携して作成することとなるが、その際、当事者の意見を踏まえた計画とする必要がある。当該計画については、自立支援会議などを開催し、関係機関において情報共有と検討を行うことが考えられる。自立支援会議については、すでに既存の会議体がある場合は代替可能としてはどうか。さらに、開催頻度については、支援期間が1年に満たない場合や短期間で支援ニーズが変わるなども考えられることから3カ月に1回程度としてはどうか。施設等所在自治体が異なる場合等については、適宜、施設等への参加依頼をするなど、対象者に適した方法を検討することが考えられる。

## 主な意見

### (基本的な考え方)

- ・自立支援計画については、行政機関以外に社会的養護自立支援拠点事業で行うことはできないか。
- ・自立支援計画は、本人とともに児童自立生活援助事業の実施者が作成することを基本に検討。

### (計画の策定者)

- ・施設措置から継続した場合には、利用者の状況が一番把握できているのは施設であり、利用者と施設、実施機関である児童相談所が支援会議を開催し、その結果に基づいて、施設と利用者が中心に自立支援計画を作成し、児童相談所や支援に関わる機関と共有する。
- ・新たに児童自立生活援助事業を利用する場合や出身施設以外の施設を利用する場合は、利用者と施設、実施機関である児童相談所が支援会議を開催し、最初の支援計画を作成する。一定期間経過後(概ね3カ月)に再度支援会議を開催し、利用者と施設が中心になって自立支援計画を作成し、児童相談所や支援に関わる機関が共有する。
- ・里親利用の場合には、利用者と里親、里親支援機関、児童相談所が支援会議を開催し、自立支援計画を作成する。
- ・実施機関と支援施設の所在地が異なる場合には、実施機関が施設に赴くことを基本とし、必要に応じてリモート会議等を活用する(利用者が支援を受ける場所での会議開催を基本とする)。
- ・自立支援計画の作成については、当事者の参加のもと作成されることは必須とする。その計画を共有する自立支援会議については、当事者のニーズに合わせて選択的に個別ケース会議として開催することを基本とし、最低でも半年に1回程度の開催としてはどうか。その分、こまめに情報収集のための面談等に注力し、

その中からリアルタイムで課題を見つけ出し、関係者を一堂に会した支援会議につなげていく仕組みではどうか。

- ・児童福祉法の上限年齢弾力運用と児童自立生活援助事業の活用について、漫然と延長され利用者の自立心が損なわれないように、半年に一度は自立支援計画の策定と見直しがあると良い。その際は当事者、児童相談所、施設(ホーム)、その他関係者の意向を踏まえて作成が必要。一堂に介せない場合はそれぞれの面談を行う。支援コーディネーターは配置している自治体にもよるので任意。
- ・自立支援計画策定においては、措置延長、児童自立生活援助事業など子どもたちが利用できるメニューを説明した上で本人の意向を確認するという流れを全ての子どもに対して確実に行っていただきたい(措置延長を含む意向についても記録として残るようにすべきではないか。使いたいけれど使うことができなかったということも含めて明らかにする必要があるのではないか)。
- ・会議の持ち方については、「当事者の意見を踏まえて」支援者のみで議論するのではなく、子どももその会議に同席した上で議論できるようにしていただきたい。

#### (会議の開催頻度)

- ・6カ月に1回以上開催することとし、必要に応じて随時開催する。
- ・半年に1度程度が望ましい。
- ・開催頻度を3カ月に1度とするのは難しいと思うが、支援ニーズが変わる場合や支援者が困っている場合は随時連携を行い、柔軟であることと、短期間でも終結の場合は本人も集まって区切りをつけ、リスタートを応援する会議は設定したい。
- ・長期になる場合は開催頻度が半年もしくは1年など決まっていると、本人にも支援者にもコーディネートの声かけがしやすく、本人が主体的に計画を立ててもらえるよう働きかけがしやすくなる。
- ・現状の自立援助ホームでも自立支援計画は本人とホームとの中で行われているのみで、児童相談所などが積極的に関わっていないのではないか。基本的に週単位でも本人の希望が変わってしまう可能性もある中、3カ月ないし半年に一回程度の見直しは必要だと考える。しかし、年齢上限が撤廃されたことで、20歳以降の児童自立生活援助事業利用者についてはこの支援計画をもって在籍の延長なども必要となるため、一年に一回は児童相談所も含めた三者での計画策定が必要となるのではないか。

#### (課題)

- ・児童相談所の役割や機能も明確にするような検討が必要。
- ・自立支援計画を誰がどのように作成するかについては、通知等に落とし込まないと、差が生じやすいのではないか。絵に描いた餅になってしまうことが懸念される。

検討事項 10	児童自立生活援助事業の整備量の目安をどのように考えるべきか。 ・どのような指標で整備量の目安とすべきか。
検討委員会 意見	引き続きの検討を要する。

## 主な意見

### (基本的な考え方)

- ・大都市圏でのニーズが高まることを踏まえた整理が必要。
- ・社会的養護の措置を離れた人及び、在宅で社会的養護を受けることが無いままに困難な状況にあった人の利用に足り得る整備が必要。
- ・地域によって受けられるサポートや支援の隔たりがないように考慮。
- ・イメージがつかないので模索になるかと思う。

### (整備量の目安)

- ・全国児童養護施設協議会の悉皆調査データ等があり、今後の数字も予測できる。
- ・措置解除者等のうちから、対象者数を見積もり、必要数の把握を行い、事業規模を想定する。それをもとに、整備量を計り、合わせて実施率(目標値達成率)を算定する。
- ・対象者の範囲をどこまで広げるかにもよるが、例えば、地域特性や相談実績、代替養育の必要数、退所者見込数等から必要な整備量の標準的指標、算定方法を国で示し、都道府県社会的養育推進計画で設定することが考えられる。なお、整備量に制限(総量規制)を設けない場合、届出による事業所開設とするならば、需給バランスを欠き、処遇の質を担保することが困難であると思われる。また、供給過多となる場合、事業所の開設届を受け付けることができないなど、明確なルールが必要である。
- ・従来の児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の整備量は児童養護施設 2カ所に 1カ所の割合で全国に 300 と言われていたこともあるが、児童養護施設等で行う児童自立生活援助事業は「事業」としての申請で、将来的にはどの施設にも「標準装備」される機能でありたい。しっかり調査を行い、施設や当事者のニーズを確認する必要がある。一方、数値目標ありきではなく、地域の実情に沿った、丁寧な議論・検討が求められる。都道府県社会的養育推進計画に定めることが望ましい。
- ・各自治体において、定期的なケアリーバー調査(実態把握調査)を行い、ニーズを把握すべき。
- ・すべての児童養護施設に最低 1 グループホームの規模で設置することが必要であると考え。その上でまずはその子どもが生活していた当該施設が責任をもって措置から事業に移行すべきと考える。社会自立は子どもの意思が重要であり、施設の都合などではない。

<b>検討事項 11</b>	社会的養護自立支援拠点事業の職員配置や設備等をどのように考えるか。 ・仮に、既存のアフターケア事業所の配置等を参考とした場合、職員配置及び設備はどのようなものか。 (参考)社会的養護自立支援事業における職員配置: 生活相談:2人(常勤)、就労相談:2人(非常勤)
<b>検討委員会意見</b>	引き続きの検討を要する。

## 主な意見

### (基本的な考え方)

- ・社会的養護自立支援拠点事業所の配置については、既存のアフターケア事業所の配置等より厚い体制としたい。
- ・既存の社会的養護自立支援事業所(アフターケア事業所)の現在の実情を見て、生活相談員の増員は必須と捉える。アフターケア事業所の意見を反映させて欲しい。また既存の社会的養護自立支援事業と社会的養護自立支援拠点事業が同義であるのは疑問であり、拠点事業は利用者の交流、社会資源の調整、短期宿泊機能を備えるのであれば、将来的にはこれも事業として施設に標準装備され、退所者のケア、地域支援を兼ねた機能を施設が行っていく必要がある。施設が行う場合には自立支援担当職員の増員や地域支援員などの創設も検討出来るのではないかと。
- ・事業所近隣の公的・民間施設の利活用も認め、様々なニーズに対応できるよう考えたい。
- ・簡易宿泊設備或いは、シェルターなどの確保を求めたい。
- ・基本的な考え方としては、「検討事項 10」に同じ。

### (職員配置)

- ・対象者数の増加や業務の多様性と増加などが想定されることから、職員数は増やさざるを得ないのではないかと。
- ・生活相談、医療連携支援、就労相談ができる人が必要ではないかと。
- ・人数については、社会的養護自立拠点事業の具体的な事業内容、及び当該事業に係る職員の具体的な業務内容が示された上で、設備や職員一人当たりの業務量を見込む必要があるのではないかと。
- ・長期的な関わりとなると、ソーシャルワークで急性期的に環境を整える時期は終わり、次は精神面にフォーカスがあたりケアを受けながら自律的に生活をしていく時期となる際に、見立てや心理教育、内面によりフォーカスした相談ができる専門性のある職員がいたらと思う。医療にはかかからないものの誰にも言えなかった悩みを相談したい若者のニーズは多くある。
- ・社会的養護自立支援拠点事業については、現在の社会的養護自立支援事業のように、事業ごとに必要な職員配置・設備基準を定めてはどうか。例えば、生活相談事業であれば常勤職員 2 名、緊急一時入居支援の場合、生活支援員 2 名、定員 1 名の居室(通常の生活に必要な設備を有する)としてはどうか。

- ・拠点事業所でのメールや電話での相談を行う職員が 3 名(常勤)。相談受付を 10～20 時くらいまでとして、前後 1 時間をとると、一日 2 名は必要。ニーズはいつ発生するか分からないので、年中無休とすると 3 名の常勤は必要。また実際の支援に動く方も一日 2 名ほど必要と考えると、同様に 3 名は必要であり、この実働部隊がサロンなどを月 2 回ほど行うということもできるかと考える。どちらにしてもこの仕事を行う中で、非常勤にその役を負わせるのは責任という観点からも難しく、常勤が対応すべきと考える。

(連携)

- ・医療を受けている場合は、医師の指示が必要となるので医療機関内のカウンセリングや心理教育が望ましいが、保険適用でないことが多いため高額で使えないことが多い。数多くの社会的養護を巣立った若者が専門家からのメンタルケアを希望しているので、自立支援事業に関わるかわからないが、保険適用か補助が出る仕組みの医療連携ができれば良い。
- ・法律連携は非常に相談が多く、非常勤としても引き続き弁護士をつなぐ役割としてあると良い。
- ・生活相談の支援員(かつ自立支援コーディネーター)を増員し、就労相談は若者サポートステーションにお願いできれば良い。就労支援は多少厳しくなることで生活支援との関係が切れてしまうこともあり、若者サポートステーションと役割分担・連携しながらサポートする方が本人も自立支援事業所とともに立て直しできるように思う。就労支援には、社会的養護自立支援事業という特徴をもって就労先の開拓・関係性の構築・定着支援や保証が必要となるので、手が要る。

<p><b>検討事項 12</b></p>	<p>社会的養護自立支援拠点事業が実施すべき事業内容はどのようなものがあるか。さらに、どのような支援に、どのように繋げるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の社会的養護自立支援事業における相談支援の内容を踏襲した形とするか、このほか必要な支援はあるか。</li> <li>・一時避難的な居住支援機能を備えることは必要か。</li> <li>・一時避難的な居住支援機能を事業の対象とした場合、どの程度の期間支援を行うべきか。</li> <li>・本事業において、どのような支援につなげていくことを想定すべきか。</li> </ul>
<p><b>検討委員会意見</b></p>	<p>引き続きの検討を要する。</p>

主な意見

(基本的な考え方)

- ・地域間格差、事業者ごとの力量・体制の差が存在するので、常に全体の拠点がその事業のアップデートを出来るような方策が必要と考える。
- ・児童自立生活援助事業のとりまとめ業務等(児童自立支援計画等)も業務の一部にすることが望ましい。

- ・自治体と民間が両立して社会的養護自立支援拠点事業を行う際は、自治体と民間の業務が重ならないように（自治体はとりまとめ振り分け、民間は自治体からつながれたものに対応と他からの相談を受け実際に運用する等）差を示す必要がある。
- ・拠点で相談を受けたときには、児童自立生活援助事業を使うのか、社会的養護自立支援拠点事業で支援を受けながら生活するのかを対象者と相談しながら判断する機能が必要。
- ・本人が気づきにくい生活上の困難も含め、個別のニーズや困りごとへの相談をどのように実施していくか、他の事業とのすり合わせが必要。
- ・地域の状況や特色によるかもしれないが、今後対象が広がると既存のシステムと相談者層が重なることもあるなかで、地域若者サポートステーションや引きこもり支援なども備えた、生活に困った若者が行けるワンストップの若者支援センターができると、連携も繋ぎもやりやすく、居住支援のスタッフも勤務が回るようになるのではないかと。小さな事業所でアウトリーチ含めた相談支援やコーディネートもしながら居住支援を回すのは限界があり、生死にまつわる相談も少なくないため、大人も多くなる環境だとスタッフも安心して働けるのではないかと。
- ・既存の社会的養護自立支援事業所に拠点事業を付加するのみにすることは避けていただきたい。例えば県内に1カ所の自立支援事業所を拠点事業としただけでは、社会的養護経験者の再出発支援は絶対数対応出来ない結果となる。

#### （一時避難的な居住支援機能）

- ・一時避難的な居住支援機能は必須とする。ただし、児童養護施設や自立援助ホーム等への委託を可能とする（一時避難的な居住支援を常時利用できるような体制で維持することは、負担が大きい。但し、首都圏や大都市圏の支援拠点は、自ら運営できる体制を支援することが必要）。
- ・一時避難的な居住支援期間は、次の支援に繋げるまでの間とする。期間を限定することは難しいと考える。一定の目安を示すことはあるが、その場合でも利用者の状況等を勘案し、都道府県知事が必要と認めた場合には、引き続き居住支援することが可能とすべきである。
- ・シェルター機能を備えた拠点がニーズとしてある以上は備えることが必要。最長半年程度とする。
- ・一時避難的な居住支援機能を備えることについては、居住支援を備えることで、当該事業の主な業務が居住利用者への対応となることが想定される。この事業の趣旨、目的を何処に置くかによると考える。整備することでの事業者の負担も考慮する必要があると考える。
- ・一時避難的な居住支援の提供期間については、利用者ごとに、利用希望の理由が異なると考えられるが、離職によるものであれば就労までの間、といったように事由別に標準期間を設定すると運用もしやすい。
- ・提供期間について、柔軟な対応を認めるべきであると思うが、自立生活を阻害することがないよう、あまりに長期を設定することは好ましくない。
- ・全ての社会的養護自立支援拠点事業に必要かどうかは要検討だが、シェルターのような一時避難的な居住支援機能も必要。
- ・一時的な居住支援機能を備えることは望ましいが、既存の困窮者の制等度も引き続き活用できたらと思う。
- ・現行の社会的養護自立支援事業所に拠点事業として宿泊機能を加える形と、施設や自立援助ホームが担う拠点事業として、交流スペース、宿泊機能、ケースワーク機能を付ける形が考えられる。いずれにしても居

住支援は必須で、短期～中期的に支援をしつつ、ケースに応じた然るべき他資源に繋げていくケースワークは必要。

- ・一時避難的な居住支援機能を備えることは必須条件としない。また、一時避難的な居住支援機能を主な事業とすることも可能とする。居住支援機能を持たない事業者と持つ事業者との連携を制度内に位置付けてはどうか。また、社会的養護自立支援拠点事業を児童・青年期の支援から成人期の支援へと移行させていくプロセスと捉えるなら、一時避難的な居住支援は概ね3カ月程度、延長しても6カ月以内とすべきではないか。
- ・シェルター機能については、社会的養護自立支援拠点事業を持たない方が良い。その代わりに児童自立生活援助事業を実施する児童養護施設がそれぞれシェルターの機能を設けると良いのではないかと。相談支援を行っている人と生活支援を行う人が一緒になってしまうと、スタッフも疲弊してしまうこと、利用者の依存度も高くなると考えられ、分散はした方が良い。

#### (実施すべき事業内容)

- ・家庭裁判所の調査官との協議や鑑別所、少年院等の面会や審判の出席も相談支援の中に含まれる。
- ・居住支援機能は当然必要。他機関への繋ぎの役割なので、3カ月程度は必要。
- ・定期的な実家便(レトルト食品、常備薬、日用品)の発送、LINE グループ、メール等による情報交換、施設行事への招待、帰省先としての宿泊等施設で取り組んでいる先行事例がある。
- ・就労支援を行っている企業グループのような様々な業態の企業集団や、就労斡旋を担う機関や企業と連携し就労継続が可能な状況を生み出す。精神疾患等の通院支援。生活保護の申請、継続等の支援。日常生活支援等。
- ・現在、社会的養護自立支援事業における支援員を雇用している自治体もあると考えるため、そういった自治体は拠点事業の相談支援を踏襲し、継続することになるのではないかと。
- ・「拠点」ということを活かし、安心できる場、居場所や語らうことのできる場。
- ・ひきこもりの場合など、社会と繋がる第一歩となる場。
- ・ソーシャルスキルトレーニングなども希望に応じて行える場。
- ・他の社会資源や、社会制度と繋がり、利用のサポートが得られること。
- ・親や家族、パートナー等との関係に困難を抱えたり苦しむ方へのサポート。
- ・障がいや心身の健康に関する課題、お金に関すること(金銭管理、借金)等へのサポート。
- ・電話・メールでの相談(夜間は相談する側も危険な状況の場合もあるため、日中から遅くても20時前後まで)
- ・実際に出向いて機関連携や相談対応、同行などを行う(就労相談と生活相談は切り離せるものではないため、就労支援・生活支援ではなく、総合的な支援を行う)。
- ・月に3回程度のサロンの実施。



<b>検討事項 13</b>	社会的養護自立支援拠点事業の整備量の目安をどのように考えるべきか。 ・どのような指標で整備量の目安とすべきか。(※児童相談所設置自治体ごとに何カ所整備とすべきかなど。)
<b>検討委員会 意見</b>	引き続きの検討を要する。

## 主な意見

### (基本的な考え方)

- ・現状の社会的養護自立支援事業では、事業を利用して入所している者より、自立しているが多少の支援が必要な者(退所後フォロー者)が多いため、ニーズは多いと考える。
- ・既存の社会的養護系の施設で附置として行うのか、委託事業所等で行うのかによっても異なる。

### (整備量の目安)

- ・本来的には、区市町村単位で社会的養護自立支援拠点事業が行われることが望ましいと考えるが、実際に1700カ所余りの拠点を設置することが困難なため、当面は児童相談所設置自治体ごとに、人口50万人に1カ所(児童相談所設置基準)と利便性を考慮し一定の面積や距離を示せると良い。
- ・各自治体で整備量も検討すれば良い。ただ、現状の把握が困難な人ほど変化が激しくケアニーズは高い。LINEグループを使って日常的につながっている安心感が持てていることが重要である。
- ・過去10年程度の措置解除者等の実数から拠点事業の必要数を推計し、さらに物理的範囲(面)や拠点へのアクセスなども考慮し拠点整備を行う。1児童相談所あたり何カ所ではなく、別の基準も加味して整備量の目安を示し、各自治体の整備計画作成を促す。
- ・児童相談所設置自治体ごとに最低1カ所はあると良い。
- ・将来的には施設等の数だけ社会的養護自立支援拠点事業が必要となる。最低でも取っ掛かりとして児童相談所個所数は必要でないか。または数値目標ありきではなく、地域の実情に沿った、丁寧な議論・検討が求められる。都道府県社会的養育推進計画に定めることが望ましい。
- ・一時避難的な居住支援の利用対象者の範囲をどこまで広げるかにもよるが、例えば、地域特性や代替養育の必要数、退所者見込等から必要な整備量の標準的指標、算定方法を国で示し、都道府県社会的養育推進計画で設定することが考えられる。
- ・整備量に制限を設けない場合(総量規制)、届出による事業所開設とするならば、需給バランスを欠き、処遇の質を担保することが困難である。また、供給過多となる場合、事業所の開設届を受付けることができないなど、明確なルールが必要であると思う。
- ・理想的には各区市町村に最低1カ所整備するのが良いと考える。

### (その他)

- ・スタッフは複数配置(抱え込まない、重篤なケースの対応等)。

- ・オンライン相談や夜間の相談・対応を含めた配置についての検討が必要。

#### 検討事項以外についての意見

- ・児童自立生活援助事業の対象者が増えることで、事業の利用人数の増加と、対象者の変化(20歳以上の人が利用する)が考えられる。現行の児童相談所の業務が変化するため、業務内容や配置基準を改めて整備する必要があると考えられる。現在、虐待対応に手を取られ、職員も疲弊している状況があることから、現行のまま業務量だけ増えると、法改正が行われたとしても、実働ができないことになりかねない、意味のない法改正となってしまう。職員の増加や児童自立生活援助事業に関する業務を社会的養護自立支援拠点事業に移行できるものは移行する等、現場の状況を加味した体制を整えていただきたい。
- ・居住支援(居住費支援)については、「社会的養護自立支援事業」と「児童自立生活援助事業」の位置づけ、支援内容をどうするか検討が必要。
- ・関係施設・機関等への周知が重要。
- ・本人があちこち行かなくてすむような相談窓口のワンストップ化。
- ・施設や里親、一時保護を経験する本人には、入所中(措置中)から、退所後に社会的養護自立支援拠点事業や児童自立生活援助事業を利用することができるという説明が必要(分かりやすい形で口頭と文書)。事後対応型ではなく、利用できる権利として情報提供されることが必要。

### 3.今後の検討課題

本調査研究において、ガイドライン(案)には、十分な検討に至らなかったため記載していないが、引き続き検討が必要であると思われる課題は、以下の通りである<sup>6</sup>。

#### 用語の定義について

- ・ガイドライン(案)に示された、「社会的養護経験者等が、それぞれの置かれている状況により、本人の意志が最大限に尊重され、必要な福祉的サービス等も活用しつつ、社会の中で安定的に生活を営めることを指すものである」という自立の定義は、自己責任で自立を果たすべきという印象を与えかねない。以下のような内容を含めることを検討すべきである。

- ①子どもの個性を正しく理解、認識し、その持てる可能性を充分発揮できるよう、子どもたち自らが選択できるようになること。

---

<sup>6</sup> 「今後の検討課題」には、5回にわたる本検討委員会の発言録から、委員長による「今後の検討課題として報告書に記載」との明示があった内容に加えて、第5回検討委員会後に委員長及び副委員長との協議の上で報告書への記載が必要と判断した内容を取り上げた。

- ②それぞれの人たちが生き生きと「こう生きていきたい」と主体的に追い求めることができるプロセスを保障しなければならない。
- ③子どもの可能性を最大限に発揮していく自己実現の考え方が必要である。
- ④多様な大人や社会資源に依存しながら、他者と共に生きていくべきである。

・「アフターケア」という言葉は二次的な支援であるとの印象を与えかねない。今後は「退所後支援」という言葉を積極的に用いていくべきではないか。

### 年齢による制度利用の狭間の問題及び支援のあり方について

・高校3年生で17歳の場合、児童養護施設や里親家庭に措置がされるが、同じく高校3年生で18歳では児童養護施設や里親家庭の選択肢がないという不公平な状況を是正できないか。

### 各事業の詳細及び具体的な検討について

・ガイドライン(案)では、児童自立生活援助事業について、「満20歳以上の再度の事業利用の詳細については、引き続き検討を要する」と記した。一方で、検討委員会においては、児童養護施設等への措置経験があり、措置解除後に児童自立生活援助を利用していなかった者が、20歳以降に自活が困難となり、再び支援が必要となった場合には、再度利用することを可能とすることで再出発支援を行っていくべきとの方針が示されている。この方針に基づいた詳細な検討が引き続き行われるべきである。

・児童養護施設等への措置経験がなく、児童自立生活援助事業も利用していない者が、20歳以降に自活が困難となり、支援が必要となった場合には社会的養護自立支援拠点事業を活用していくことになる。同事業の位置づけや他との連携をどのように高めていくかが課題である。また本来であれば、措置経験の有無によって支援の違いをつけるべきではないのではないか。

・社会的養護自立支援拠点事業については本調査研究においては十分な議論を行うことができなかった。引き続きの検討が必要とされる。

・「児童自立生活援助事業の実施場所」及び「社会的養護自立支援拠点事業」においては、実施イメージがつかめるような記述が必要となる。実施主体や実施場所、人員配置や建物等の詳細な基準は実施要綱等で定めることが想定されるが、引き続き検討が求められる。特に社会的養護自立支援拠点事業については、「穴の空かない拠点の整備」について検討すべきである。

## 個別支援計画について

- ・施設等に入所中に本人と施設職員で作成する自立支援計画と、児童自立生活援助事業を利用するための個別支援計画の関係性はどうか。個別支援計画は社会的養護自立支援協議会で作成するのか、自立支援拠点に申請するのか、自立支援コーディネーターに申請するのか。これらの手続きを示すイメージ図があれば良い。

## 他施策との関係性について

- ・ガイドライン(案)が取り上げている事業が多岐にわたる。支援を受ける人が、年齢や状況に合わせてどのような支援を受けることができるのか。また支援を提供する施設や里親がどのような支援を提供できるのか。このような観点から現状の枠組みと新制度下の枠組みを比較できる図表をまとめることはできないか。
- ・ヤングケアラーや子ども・若者貧困対策など、他の施策との関係性が分かるような図が示されることが望ましい。様々な施策がある中で支援を行う自治体等が混乱をしないようにしたい。

## 社会的養護自立支援協議会等の会議体の詳細について

- ・各都道府県単位で設置される「社会的養護自立支援協議会」の構成員の主体を具体的に示すべきではないか。

## 児童記録票について

- ・児童自立生活援助事業の対象となる者を判断する上で、児童記録票が参照される場合があると想定されている。この児童記録票の保存期間については、児童相談所の運営指針に基づき、「満25歳になるまでの間」となっている。本来であれば、データとして永年保存することが望ましいのではないか。

## 予算、経費に関して

- ・「社会的養護自立支援協議会」の個別ケースを検討する合議体で、取りまとめ作業が必要になるならば、予算措置(財政上の措置)も考えなければならない。人員配置も含めて、実施要綱でどのように示すか引き続き検討が必要である。

## 当事者参加・参画、ニーズ把握、実態把握のあり方について

- ・「社会的養護経験者等本人が参加する仕組みの構築方法、本人参加の意思確認やアドボカシー(意見表明等支援員)等の存在、事前説明の必要性などを実施要綱等で分かりやすく説明する必要がある。加えて、当

事者がアドボケイトや同行支援を利用できるという仕組みや重要性及び例示などを、ガイドラインもしくは実施要綱に示すべきである。

- ・「措置解除者等の実情把握」はまだ十分に議論できておらず、引き続きの検討を要する。施設や里親の元を離れたから安心が出来るということはなく、新しい家庭環境での困難も生まれるケースがあることについて留意する必要がある。

## その他

- ・基準、ガイドライン、実施要綱の関係性を明示する必要がある。
- ・ガイドライン(案)についてさらに詳細な検討を行うにあたっては、本調査研究のアンケート調査結果及びヒアリング調査結果の有効活用が望まれる。

## 4.考察

本章ではこれまで、ガイドライン(案)を策定するにあたって、検討委員会委員より収集した意見や検討委員会で行われた議論の概要などについての報告を行ってきた。これらの意見や議論を踏まえて作成したガイドライン(案)は次節に記載する。第1章の5.要旨で述べたように、このガイドライン(案)は、令和6年4月の改正児童福祉法の施行に向けて、さらなる検討を行うための素案として用意した。本節では、本調査研究を通じて明らかになった事柄のうち、今後のガイドライン(案)の精査を行う上でとりわけ有用と思われるアンケート及びヒアリング調査の結果や議論の成果などについての考察を行う。

### 基本的な方針について

5回にわたり開催された検討委員会では、新制度下における支援対象者の要件や各事業の具体的な運用に関わる課題の検討を進める中で、各々の議論に共通する見解が明らかになっていった。主なものは「当事者主体」と「事後対応モデルからの転換」である。いずれも、現行制度が当事者の意向を十分に踏まえることができておらず、事後対応的であったとの反省に立った上での提言である。

「当事者主体」の必要性については、措置解除者等へのヒアリングを通じて、周囲の支援者たちが、当事者の意向を十分に汲み取ることができなかった事例を確認できたことによっても裏付けられた。また「事後対応モデルからの転換」については、そもそも児童養護という枠組み自体が、「児童が困難に陥った場合に何らかの支援が発動する」という意味で事後対応的なシステムであり、本当に求められているのは児童を困難に陥れないための配慮や工夫であるといった見解が検討委員会で示された。

## 用語や概念の定義について

検討委員会においては、これまで児童養護施設等の措置解除者等に対する自立支援の現場などで日常的に用いられてきた用語の再定義や見直しを求める意見が数多く出た。

その一例が、「出戻り」という用語である。施設等を退所後に困難に直面し、再び施設へと戻ることを指す表現ではあるが、一度自立に向けて様々な取組を行った者に対してあまりにも否定的な意味合いを含むという理由で、「再出発」という言葉に置き換えるべきではないかといった意見が出された。一方で、ヒアリング調査などにおいては、「いわゆる出戻り」といった表現が聞かれ、支援現場は「適切ではないと認識しているものの、広く普及しているためにこの表現を用いざるを得ない」といったような意識を持っているのではないかと伺われた。

また「アフターケア」という用語の見直しを求める声もあった。措置などを通じた施設内での支援を「インケア」とし、退所後の支援を「アフターケア」と区別することで、退所後の支援が二次的な扱いとなるとの印象を与えかねないとの危惧があるためである。実際には、退所後からの人生こそが本番であり、その過程で生じる様々な課題に対応した支援を提供していくことへの注力を高めるべきという考えに基づき、「退所後支援」や高齢者福祉領域で用いられている「地域生活支援」といった表現に改めるべきではないかとの提案がなされた。

さらに「自立」の定義については、ガイドライン(案)作成の最終段階まで意見が交わされた。自立という言葉が、「一人きりで頑張ること」を想起させてはならないといった考えから、支援現場では「自立を NG ワードとしている」との報告もあった。またヒアリング調査においては、障害者福祉や生活困窮者自立支援制度といった他の支援の仕組みへと繋げることを含めて自立という言葉を用いる複数の事業者の存在を確認できた。一方で、措置解除者等へのヒアリングでは、「退所したら就職という選択肢しかなかった」といった報告もなされており、支援者や支援対象者によって、自立という言葉が想起させる状態像が大きく異なっている可能性がある。この違いが支援内容の違いにも反映され得るため、自立の定義についてはさらなる議論が必要とされる。

## 措置延長の活用等について

アンケート調査によると、令和3年度中に18歳に到達し、措置延長となった人数(1879人)のうち、令和3年度末まで措置延長となった人数(1275人)が68%を占める。このうち大多数(1141人)が、措置延長の理由を「高校等在学中のため」としており、ヒアリング調査においても「高校生＝18歳の場合、誕生日以降も年度末までは機械的に措置延長をしている」という状況が確認されている。

一方で、「高校等在学中」以外の理由では措置延長が積極的に活用されておらず、また18歳以降となると、就職を理由に措置が解除される者が多くなる。この現状について、ヒアリング調査や検討委員会では疑義を示す声が多く聞かれた。学業遂行を促進する上で高校在学者に対する措置延長は大きな意義を持つものの、実際には就学していない者の方が支援を必要とする場合が多いことや、就職した事実のみを以て自立と見なすような風潮に対する懐疑である。これらの点を踏まえて、ガイドライン(案)においては、「就職をしたものの引き続き不安定な状況にあると考えられる者」に対してや、「本人が措置延長を希望する場合は、措置延長が積極的に活用されるべきである」と記載している。

ただし、ヒアリング調査においては、とりわけ入所率が高い児童養護施設等においては、措置または措置延長を行うことができる人数が予め限定されていることから、支援のニーズがより高い児童を適切に受け入れるための環境を確保するためにも、措置延長を積極的に案内することはできないとの意見が聞かれた。リソースの制約上、支援内容や対象を限定せざるを得ないという観点は、本調査を通じて示されてきた課題意識の一つである。この課題について、ヒアリング調査及び検討委員会では、支援対象者が抱える固有の課題に応じた自立支援を提供するためにも、また限定的な資源を有効活用するためにも、必要な支援期間を見極めるためのアセスメントや計画作りを適切に行うことが重要であるとの見解が示された。実際に、ヒアリング調査においては、児童養護施設が児童相談所に対してアセスメントや自立支援計画の詳細を丁寧かつ粘り強く伝えることで、措置延長に対する理解を得ているといった事例が複数あった。

### 児童自立生活援助事業における「やむを得ない事情」の考え方

措置解除者等に生活の場を提供し、日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う児童自立生活援助事業の実施にあたり、満 20 歳以上で対象となるのは、「措置解除者等であって高等学校や大学等に在学する生徒又は学生であること」に加えて、その他都道府県知事が「やむを得ない事情」により本事業の実施が必要であると認めた者である。検討委員会においては、支援現場での混乱や地域格差が生じることを防ぐために、どのような事情が「やむを得ない事情」に相当するかという点について、集中的な議論を行った。この議論においては、「やむを得ない事情」に相当する具体例を提示するのは難しいといった指摘に加えて、具体例を示すことで、それ以外の事情は支援対象とならないと受け取られないように最大限に留意すべきといった意見が聞かれた。

その背景には、支援対象となり得る措置解除者等が抱える課題は多様かつ複合的であり、支援者の想定を超える場合が多くあるという実態がある。さらにはやむを得ない事情の該当例を示すとすると、該当する状況に陥った後に事後的な対応を行うことになるが、本来的には、支援対象となり得る者の状態を適切に見極めた上で、深刻な状況に陥らないように日常生活を支えていくべきであるとの考えが示された。こうした意見に基づき、検討委員会としては、ガイドライン(案)には「やむを得ない事情」をできる限り広く想定できるような記述をすべきとの要望がまとめられた。

一方で、支援対象を可能な限り広げた結果として、必要な資源が不足し、より深刻な課題を抱える者に対する支援が十分に行き届かなくなる可能性がある。支援を実施する体制の増強または負担の軽減をいかに図っていくかについては、引き続き慎重な議論が求められる。

さらには、本事業は児童福祉法に基づく制度として、自立を目指すことを目的として活用されるべきものであるとの考えに基づき、児童福祉法の対象から外れる者に対しては、本人の状況を適切に把握した上で、他の社会的支援に繋いでいくことが、社会的にも、そして本人の自立促進のためにも望ましいといった考えもヒアリング調査では聞かれた。

措置延長の活用に関する課題と同じく、児童自立生活援助事業の対象者の検討を行う上では、同時に支援対象者のアセスメントや自立に向けた支援計画のあり方に関する詳細な議論が必要となる。

## 個別支援計画の策定

ガイドライン(案)では、児童自立生活援助の利用に際して、「措置解除者等本人が参画し、本人の意思決定支援や本人の意思を最大限尊重した上で、個別支援計画を策定」と規定されている。しかしながら、アンケート調査によると、現行の社会的養護自立支援事業における継続支援計画の策定において、支援対象者自身がこの策定作業に参画している割合は 54%に留まる。つまり、残りの 46%は本人不在の下で継続支援計画が策定されていることになり、この半数弱に相当する支援対象者を計画策定に参画させるための働きかけと仕組み作りが急務である。

また検討委員会やヒアリング調査においては、計画策定の場に本人を参画させるだけでは十分ではなく、自身の課題や思いを適切に把握及び言語化できない支援対象者がいることも踏まえて、アドボカシーや意見表明支援の具現化が早急に求められるとの意見が聞かれた。なお、措置解除者等へのヒアリングにおいても、進学したいという希望を里親には伝えられなかった、あるいは退所後も児童養護施設の職員とは LINE など繋がっていたものの、「どれほど深刻な事態となれば相談していいのかが分からなかった」などの発言があった。必要な支援を必要とする者へと届けるためには、こうした思いや悩みを汲み上げることが求められる。

## 児童自立生活援助事業の活用について

改正法において、事業の実施場所が拡充されたことに伴い、自立援助ホームに加えて、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、里親家庭においても本事業を実施することができることとされた。検討委員会では、こうした新たな実施主体がどのように本事業を行うかについて、いくつか異なるパターンについての検討を行った。

まずは、児童養護施設や里親などが、措置または措置延長の枠組みで支援を提供していた対象者に対し、措置解除後も児童自立生活援助事業の活用を通じて継続的に支援をしていくというパターンである。一方で、検討委員会では、措置または措置延長で過ごした施設等とは別の場所で本事業を活用する場合についての検討も行われた。具体的には、以下のような場合が想定される。

- ・退所した児童養護施設等が児童自立生活援助事業を実施していない場合
- ・退所した施設等と支援対象者の関係が良好でない場合
- ・支援対象者が就労や進学等を理由として転居した場合

「措置解除後も児童自立生活援助事業の活用を通じて継続的に支援をしていくというパターン」であれば、措置または措置延長の枠組みで過ごした生活空間で安定した暮らしを続けることが比較的容易である。一方で、支援対象者がこれまで過ごしたことのない施設等で児童自立生活援助事業を実施する場合や、一度退所した者が一定期間を経て、同事業を通じて施設を再利用する場合は、全く面識のない同居者や支援者との集団生活が始まることになり、様々な課題が生じ得る。



なお、ヒアリング調査では、現行の社会的養護自立支援事業の居住支援を、「措置から続く継続的な支援」のみに限定して実施している施設と、本園とは別棟となる建物または近隣のアパート施設を通じて再入所や異なる施設からの入所者の受け入れを可能とする整備を進めている施設の事例を取り上げている。

また検討委員会では、里親が本事業を実施するあたっの固有の懸念や課題が指摘されたことを受けて、本ガイドライン(案)では「里親及びファミリーホームが事業を実施する場合には、里親支援センター等による支援が必要であることに留意する」と記載したが、具体的にどのような運用を行っていくかについてはさらなる検討が必要とされる。アンケート調査においては、社会的養護自立支援事業の居住支援の実施事業者として里親からの回答も一定数得られており、今後はこうした関連事例の研究を行っていくことなどが考えられる。

### 社会的養護自立支援拠点事業について

検討委員会においては、本事業について、十分な議論を行うことができなかった。ヒアリング調査においては、社会的養護経験者等に対して「相互に交流を行う場の提供」と「社会的養護経験者への情報提供や相談支援等」を提供する本事業について、それぞれ必要とされる体制や運営ノウハウが全く異なるため、人員配置や設備について統一的な基準を示すことは難しいなどの意見が聞かれた。

また検討委員会では、本事業の実施事業者が、委託先の確保を含めて、一時避難的な居住支援機能を備えることを必須とすべきかどうかについての見解が分かれた。ヒアリング調査においては、支援対象者の負担を減らし、また継続的な支援を提供する上では居住支援機能の装備が望ましいとの声が聞かれると同時に、居住空間や人員の確保だけでなく、居所を失った支援対象者を適切な支援へと繋げていくためのノウハウの構築が容易ではないために標準装備を求めることは難しいとの意見が聞かれた。また現行の社会的養護自立支援事業における生活相談支援の現場では、とりわけ都内のアフターケア事業所などが、既に膨大な相談件数を処理しきれない状況に陥っている。人員配置などについては慎重な検討を要すると同時に、検討委員会では、業務分担と支援対象者へのアウトリーチを実現することを目的として、地域若者サポートステーションや生活困窮者向け相談窓口との連携体制の構築などの提案もなされた。

### 社会的養護自立支援協議会の設置について

措置解除者等の支援に関わる連携体制の構築を目指して、ガイドライン(案)では自立支援に関する協議会の設置を「積極的に検討することが望ましい」と記載している。ヒアリング調査においては、現行の社会的養護自立支援事業が支援関係者に十分に周知されていないのではないかと指摘がなされており、また地域ごとに活用し得る資源や連携のあり方が大きく異なるとの見解が示されていることから、協議会の開催などを通じて、制度の周知と各地域の状況に則した連携体制の構築が望まれる。検討委員会では十分な議論を行うには至らなかったが、その運営のあり方については、重要な検討事項として残されている。

## 措置解除者等の実情把握の手段について

ガイドライン(案)では、措置解除者等の実情把握の手段について、「調査のみで実情を把握することは相当程度困難が伴うことが想定されるため、調査によって広く措置解除者の回答を得ることを基本としつつ、他の手段と組み合わせて実情を把握する」と記載している。ただし、アンケート調査によると、都道府県等が施設入所措置等に関わってきたケアリーバーの支援ニーズ等を把握するために実施する社会的養護自立支援実態把握事業については、「未実施」が 93.0%であり、大部分の自治体ではそもそも調査が実施されていない。数少ない実施者には、「専門業者に委託」と回答をした自治体が含まれており、こうした先行事例から、調査対象者に対してどのような配慮を行い、また調査結果をいかに活用し得るかを学び得ると考えられる。

## 5. 基準(案)・ガイドライン(案)

### 社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン案

#### 1. はじめに

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号の規定に基づき、児童養護施設等への入所や、里親・ファミリーホームへの委託等の措置を経験した者は、措置が終了した後も、自らの家庭に頼ることができず、自立後もしくは成人した後も困難を抱えることが多いと指摘されている。一方で、措置が解除された者については、入所していた施設や委託されていた里親等との関係が徐々に薄れ、措置解除後、どこでどのような生活を送っているのかという実情を把握できない者も多い状況である。

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「改正法」という。)においては、施設入所や里親等委託の措置が解除された者等の実情把握及びその自立のために必要な援助を、都道府県が行わなければならない業務として初めて明確化された。あわせて、義務教育終了後の措置解除者等に対して居住場所を提供し、当該住居において、相談や日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を提供する児童自立生活援助事業について、実施場所の拡充、利用年齢の弾力化等による対象者の拡充がなされるとともに、措置解除者等又は措置解除者等に類する者が相互の交流を行ったり、情報提供や相談支援、関係機関と連携した支援等を受けることができる社会的養護自立支援拠点事業が創設された。

各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)においては、本ガイドラインを参考に、令和6年4月以降、社会的養護経験者等への自立支援等の体制を整備し、運用を進めていただきたい。また、本ガイドラインにおいて、自立とは、社会的養護経験者等が、それぞれの置かれている状況により、本人の意志が最大限に尊重され、必要な福祉的サービス等も活用しつつ、社会の中で安定的に生活を営めることを指すものである。

#### 2. 用語の整理

本ガイドラインにおける用語の整理は、下記に示すとおりである。

「施設入所児童等」 現在、児童養護施設等への入所や里親等への委託の措置がなされている児童及び18歳以上の者をいう。

「措置解除者」	児童養護施設等への入所や里親等への委託の措置が解除された経験のある者をいう。
「措置解除者等」	措置解除者及び措置解除者以外の者であって、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第1条の2第2項の規定により、都道府県知事が、その者の自立のために児童自立生活援助事業が必要と認めたものをいう。
「社会的養護経験者等」	措置解除者等及び措置解除者等に類する者(措置経験がなく、児童自立生活援助事業の対象ともなっていないが、児童相談所への一時保護経験がある者、保護者が法第27条第1項第2号の在宅指導措置の対象となっていた者、児童相談所が家庭に関与した経験がなくとも、保護者からの虐待を受けていながら当該虐待が明るみにならないまま成人を迎えた者等)をいう。

### 3. 基本的な考え方

何らかの事情により、家庭における養育が困難又養育ができなくなり、児童養護施設等への入所や、里親・ファミリーホームへの委託等の措置を経験した者、なかでも中長期的な措置を経験した者や、10代後半等の高年齢になってから措置された者等は、措置が解除された後、家庭に頼ることも難しく、精神的又は経済的に不安定な状況に置かれる等により、社会の中で自立して生活していくにあたって困難を抱える場合が多い。

このため、施設入所児童等のうち、特に10代後半以降の児童については、その将来を見据え、早期に自立に向けた話し合いや支援を開始することが望ましいことに加え、必要に応じて、措置延長や、改正法による改正後の法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を活用することにより安定的な生活の場を中長期的に確保した上で、安定した生活に移行できるよう、支援を行うべきである。

また、措置解除者等は、児童養護施設等の施設、里親家庭やファミリーホーム、自立援助ホームを離れた後でも、生活していく中で様々な困難に直面する可能性がある。児童養護施設等の入所施設は、退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことも役割として担っているが、入所中から、児童の施設での生活支援のほか、将来的な自立を見据えた支援を併せて行うことが重要であり、退所後においては、退所者の相談に応じ、必要な場合には適切な機関等を紹介する等の支援を行う。里親やファミリーホームに委託

されている児童については、改正法において創設された里親支援センターが、里親やファミリーホームと協力しながら、児童の委託時から、将来的な自立を見据えた支援を行う役割を負うことが考えられる。

さらに、施設等の所在地等を離れた者を含む措置解除者同士が集い、必要に応じて相談支援や情報提供を受けたり、必要な機関への繋ぎを受けられる拠点として、法第6条の3第16項に規定する社会的養護自立支援拠点の整備、活用を行っていくべきであることと合わせて、施設入所児童等が退所等したあとも、相談や困り事があった場合は社会的養護自立支援拠点を頼ることができるよう、入所又は委託中から、地域の同拠点の職員が施設等を訪問すること等を通じて、施設入所児童等が同拠点の存在を認識し、職員と面識を持つ機会を確保するよう努める必要がある。

加えて、施設への入所や里親等への委託等の措置の経験がなくても、たとえば児童相談所への一時保護をされたが入所等措置には至らなかった者、保護者が法第27条第1項第2号の在宅指導措置のみを受けていた者等が存在する。さらに、児童相談所が家庭に介入した経験がなくとも、保護者からの虐待を受けていながら当該虐待が顕在化しないまま成人を迎えた場合、保護者等からの不適切養育に悩みながらも、相談できないまま耐えてきた場合等もあるため、都道府県等においては、これらの者の存在についても留意し、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業等を含む適切な支援の提供に努める必要がある。

#### 4. 支援の各論

##### (1) 社会的養護自立支援協議会の設置について

社会的養護経験者等の支援方針等の検討については、法定されている会議体等は存在しないものの、社会的養護経験者等の円滑かつ適切な支援を実施するためには、都道府県等を中心に、関係者が構成員となって組織され、社会的養護経験者等に関する自立支援等を検討する協議会（以下「社会的養護自立支援協議会」という。）の設置を積極的に検討することが望ましい。

社会的養護自立支援協議会は、各都道府県等の単位で設置されることが想定され、構成員としては、地方公共団体の児童福祉担当部局の他、社会福祉や障害福祉等の関連部局や関連機関、児童相談所、地域の児童養護施設等の児童福祉施設、自立援助ホーム、里親・ファミリーホーム等、社会的養護自立支援拠点事業等を担っている民間事業者、就労支援

機関、学識経験者その他の適切な者とすることが考えられる。また、自立支援においては、当事者の意見を聞き、その意向を尊重することが最も重要であることを踏まえ、社会的養護経験者や当事者団体等を協議会の構成員とすることを積極的に検討すること。

社会的養護自立支援協議会の機能としては、大きく分けて、①地域の社会的養護経験者等への支援体制の現状を把握、検証する機能、②改正法において都道府県等に義務づけられた、措置解除者等の実情把握を行う機能、③各措置解除者等の個別ケースについて、支援方針の議論や個別支援計画の策定、見直し等を検討する機能を持つことが考えられる。また、社会的養護自立支援協議会のイメージとして、主に①、②については、各都道府県等の担当部局が主催する会議体を半年から1年に1回程度を目安として開催し、主に③のような、個別ケースを検討する会議体については、児童相談所が主催し、特に個別ケース毎に関係する機関が参画し、適切な頻度で開催するなど、会議体の乱立による情報の混線により、適切な協議ができずに支援から抜け落ちることの防止と関係者等の業務負担軽減を念頭において検討すること。このうち、特に①、②に関して議論を行うに当たっては、社会的養護経験者等の当事者や当事者団体が構成員として含まれることが望ましい。また、③に関して議論を行うに当たっては、当該個別ケースに係る社会的養護経験者等本人が参加でき意見を表明できるような仕組みを構築することが必要である。

当該協議会では、措置解除者等の個人情報が入り共有されることが想定されるが、その場合、都道府県等は、条例を含めた個人情報に関する法令等を踏まえ、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すことが求められる。また関係者間で利用者に関する情報の共有を行うことについては、あらかじめ共有の前に本人（及び本人が未成年の場合には当該児童の親権者等）の同意を得ておくことが必要である。

## (2) 措置中からの自立支援について

施設入所児童等については、入所や委託の措置が行われている間から、本人と、当該児童等が入所している施設や委託されている里親等、実親等本人の家族及び児童相談所や里親支援センター等で、普段から、当該施設入所児童等の将来を念頭に置いた話し合いを重ね、支援の方向性を各施設入所児童等について作成されている個別支援計画にも反映し、支援

を早期に開始すべきである。そのため、各施設においては、継続的・長期的に児童と関わり、退所前からの自立支援を行う自立支援担当職員の配置を進めることが望ましい。

各施設においては、児童相談所とも相談しながら、個々の施設入所児童等の希望及び状況に応じて、学校選択や奨学金等の制度紹介、就労に関する助言や、ハローワーク等の就労支援機関への同行を伴う支援、必要な福祉的支援機関や医療機関等への繋ぎ、日常生活や社会生活を送れるようにするための支援、その他の相談支援等を行う。里親やファミリーホームにおいても、児童相談所や里親支援センターと連携して、これらの支援を実施する。また、施設入所児童等に対しては、退所後に受けられる支援施策や、支援を利用したい場合の手順、困ったことがあった場合等に利用可能な相談先等についても、施設等に入所している間に丁寧に説明する必要がある。

中学校卒業で就職をしたり、高校中退等で就職する者については、直ちに措置を解除するのではなく、措置を継続したまま就労の安定を見極める等の配慮が必要である。仮に就職に伴い措置を解除となった場合でも、引き続き不安を抱えながら生活している者や、退所後、本人から施設への連絡がしづらい者もいることなども踏まえ、本人の意向を踏まえつつ、定期的に児童の生活状況等について確認する必要がある。さらに、18歳に満たない間に短期間で離職した場合等は、本人の意向を確認しつつ、必要に応じて再措置を検討すること。

措置の解除は都道府県知事等（児童相談所長）が決定するが、その決定に当たっては、法第33条の3の3第1号の規定に基づき、児童の事情に応じ、意見聴取その他の措置を取らなければならないこととされていることに留意する。また、措置の解除に当たっては、児童の意見を聴取するのに合わせ、入所施設や里親、その他関係者等の意見をしっかりと聴取した上で、解除の判断を行う。

### （3）措置延長の活用等について

児童養護施設等への入所や里親等への委託等の措置は、法第27条第1項第3号に基づき、原則18歳までであるが、法第31条第2項の規定により、満20歳に達するまでは、引き続き当該措置を継続することができることとされている一方、高校の卒業や大学への進学、就職等に伴い、慣習的に措置が解除されているケースもある。措置延長は、高校や大学等に就学

中の者はもちろんのこと、就学の継続に不安や困難を抱えている者、就職をしたものの引き続き不安定な状況にあると考えられる者、障害や疾病等により、福祉的支援その他の支援が継続的に必要であることが想定される者等、自立して生活していく準備段階の者についてはもちろんのこと、本人が措置延長を希望する場合は、積極的に活用されるべきである。家庭復帰が見込まれないまま18歳を迎える可能性が高い施設入所児童等については、それぞれ個別に、措置延長に係る本人の意向等をよく確認し、措置延長を検討することが望ましい。

なお、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行に伴い、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたところであるが、法第31条第2項の規定による措置延長は引き続き可能である。この場合、18歳に到達した入所者については、措置につき実親等の同意を得る必要はなく、本人の意に反しない限り入所等を継続できるが、必要に応じて実親等にも入所の継続等について説明する等の対応を行うことが望ましい。

#### （4）児童自立生活援助事業の活用について

法第6条の3第1項の規定による児童自立生活援助事業は、義務教育終了後の措置解除者等に生活の場を提供し、日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業である。

##### ① 児童自立生活援助事業の実施場所

従来、児童自立生活援助事業は、「措置解除者等が共同生活を営むべき住居」、すなわち自立援助ホームにおいて援助を行うこととされていた。改正法において、事業の実施場所が拡充されたことに伴い、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、里親家庭においても同事業を実施することができることとされた。なお、里親及びファミリーホームが事業を実施する場合については、里親支援センター等による支援が必要であることに留意する。また、事業実施場所本体を自立援助ホームやこれらの施設等に置きつつ、ひとり暮らしの準備等のため、職員の目が行き届く範囲で、賃貸アパートの一室等を活用して居住支援を行う等の形態も想定される。

##### ② 児童自立生活援助事業の対象となる者

児童自立生活援助事業の対象者となる者は以下に掲げる者である。

（i）対象者が20歳未満の場合（法第6条の3第1項第1号）



措置解除者等：義務教育終了から満 20 歳未満の者のうち、施設への入所や里親等への委託の措置が解除された経験のある者（措置解除者）、及び措置解除者以外の者であって、都道府県知事等が、その者の自立のために児童自立生活援助事業が必要と認めたものが対象となる。

なお、措置解除と児童自立生活援助事業の利用開始の間に期間があいていても、20 歳未満であれば同事業の利用に支障はない。また、20 歳未満で、同事業の利用を一旦終了した者が、20 歳未満のうちに同事業の利用を再度希望する場合も、同事業を利用することは可能である。このほか、法第 27 条第 1 項第 3 号に基づく措置の経験がない者については、都道府県知事が自立のために同事業が必要と認めたものも対象となる。

#### ※対象となる者についての留意事項

義務教育終了から満 20 歳未満の措置解除者は本事業の対象となるが、例えば、乳幼児期に措置解除されたことから本人に記憶がない、措置された自治体が分からない、多くの自治体を転居している場合など、本人からの確認が困難な場合も考えられるが、まずは、申請する本人から丁寧に聞き取りを行い、都道府県等が連携し、過去の措置経験について確認を行う必要がある。もし確認ができなかった場合でも、都道府県知事等が「支援が必要と認めた者」として児童自立生活援助事業を提供することは可能である。

また、措置解除者以外の者は、都道府県知事が本事業による自立支援が必要であると認めた場合、対象となるが、この「必要と認めたもの」として、例えば、虐待等によりこれまで十分な養育を受けることができなかった者であって、保護者等からの支援を得られずに就学又は就労をしている者や心身の健康に困難を抱えている者、この他、代替する他の制度、支援やサービスがないなど経済的、精神的、身体的に自立することが困難な者等が該当するが、これらの例示に関わらず、居住を伴う支援が必要と認められる場合や、本人が児童自立生活援助事業の活用を希望している場合は、積極的に事業の提供を検討すること。

なお、これらの者のうち 18 歳未満の者については、本事業の活用のほか、児童養護施設等への入所や里親又はファミリーホームへの委託などの措置を併せて検討すること。

(ii) 対象者が 20 歳以上の場合（法第 6 条の 3 第 1 項第 2 号）

措置解除者等であって、満 20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助を受けていた者であって、就学している者のほか、就学又は就労しているが精神的な不調等により自立が見込めない者等で、入所などによる福祉的な支援が必要である者であること。

※対象となる者についての留意事項

満 20 歳以上で本事業の対象となるのは、措置解除者等であって、高等学校や大学等に在学する生徒又は学生であることその他都道府県知事が「やむを得ない事情」により本事業の実施が必要であると認めた者であること。加えて満 20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助を受けていた者であること。

また、「やむを得ない事情」として、例えば、高等学校や大学等に就学する予定がある者、就学していないが職業訓練を受講しているあるいは受講する予定である者や求職活動中である者や虐待等による成育上の課題や障害などにより、求職活動に困難を抱えている者などであって、親族等からの経済的支援が受けられない者。このほか、就学後・就職後、定着までの間精神的な不調や疾病等により自活が困難となる場合も考えられることから、就学・就職後一定期間が経過するまでの者などについて、本人のニーズや支援の必要性、経済的状況や社会的状況、健康状態、この他、代替する他の制度、支援やサービスがないかなどを総合的に勘案し、さらに本人から意見聴取も行った上で総合的に判断すること。

満 20 歳以上の再度の事業利用の詳細については、引き続き検討を要する。

一方、これまで措置経験がなく、さらに、児童自立生活援助事業を利用せずに、満 20 歳を迎えた者については、以下に示す「社会的養護自立支援拠点事業」において、相談援助や交流の場の提供、必要な支援機関へのつなぎや関係機関との連絡調整など、本人のニーズや必要な支援などを丁寧に聞き取り、適切な支援を行う必要がある。なお、これらの者のうち、一時避難的かつ短期間の支援が必要な者については、拠点事業を実施する事業者において、併せて児童自立生活援助事業を実施している場合は、空き部屋などの居住スペースを活用して支援を行っても差し支えないものとするほか、その他関係機関へのつなぎを行うなどにより対応すること。

## ② 児童自立生活援助の利用の開始と個別支援計画の策定

児童自立生活援助は、法第 33 条の 6 第 1 項の規定に基づき、本人からの申し込みに基づいて開始する。また、都道府県等は、市町村、福祉事務所の長、児童相談所長から、児童自立生活援助の実施が適当と認められる児童等について報告があった場合は、法第 33 条の 6 第 4 項の規定に基づき、児童自立生活援助の利用を勧奨する必要がある点について留意が必要である。改正法において社会的養護自立支援拠点が創設されたことに伴い、同拠点において児童自立生活援助の利用に関する最初の相談や申し込みを受け付けられるようにすることが望ましいが、同拠点が自治体内において未整備の場合は、引き続き児童相談所が窓口としての役割を果たすことが考えられる。いずれにせよ、相談に来た者や、本人の支援者等から状況や本人の意向等をよく聞き取った上で、援助の提供について検討するとともに、社会的養護自立支援協議会の個別ケース会議において継続的なフォローアップを行うことが必要である。

児童自立生活援助を開始するにあたっては、同事業を行う者（同事業を行う者が里親やファミリーホームの場合は都道府県や里親支援センター等）は、児童福祉法施行規則〇条の規定に基づき、措置解除者等本人が参画し、本人の意思決定支援や本人の意思を最大限尊重した上で、個別支援計画を策定し、都道府県知事等の確認を得る必要がある。その際、都道府県等において社会的養護自立支援協議会が設置されている場合は、社会的養護自立支援協議会において、個別支援計画の妥当性等を確認する。当該個別支援計画には、当該措置解除者等の今後の就学や就労等の見通しや、福祉サービス・医療サービス等への繋ぎの必要性、関連する今後の支援の方針などを盛り込むこととする。なお、支援開始時点で想定される児童自立生活援助の終了時期を記載することも検討する。

従前、児童自立生活援助の終了時期は 22 歳の年度末とされていたが、改正法の施行に伴い、年齢による一律の利用制限は撤廃され、措置解除者等それぞれが必要とする期間、制度を利用することができるようになった。一方で、児童自立生活援助は、あくまで児童福祉法に基づく制度として、措置解除者等が個々の状況に応じて自立できるまでの間活用されるべきものであることに留意し、利用期間又は事業の終了時期などについては慎重に検討する必要がある。児童自立生活援助の終了に当たっては、ハローワークや地域若者サポートステーション等での就職支援や障害福祉サービスのほか、生活に困窮している場合については、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等の利用も考えられるため、個々の状況に応じ

て必要な支援の利用を検討する。

個別支援計画の内容は、本人の状況の変化等に応じて随時見直しを行う。見直しの時期については、個々の現況を勘案し判断することとなるが、少なくとも概ね半年に一度の見直しを行うことが望ましい。見直しの際には、個別支援計画の終了時期が現実的かどうかも含め、本人の状況に照らして確認する。また、満 20 歳を迎える際には、都道府県知事に個別支援計画を提出し、②(ii)の要件を満たしていることについて、確認を得る必要がある。

#### ④ 児童自立生活援助の利用の決定について

例えば、児童養護施設等を措置延長により満 20 歳で退所し、児童自立生活援助を利用する場合、就学している者以外の者は、法第 6 条の 3 第 2 項に基づき、「やむを得ない事情により(略)都道府県知事が認めたもの」が対象となるが、この「やむを得ない事情」については、4 の (4) の ② (ii) 「※対象となる者の留意事項」を参考に判断し、さらに、援助を希望する者は、本人自らが児童相談所に直接相談する場合、元いた施設や支援機関等に相談の上、施設等が児童相談所に相談する場合などが考えられるが、相談のあった児童相談所が援助の必要性(やむを得ない事情)を判断するにあたっては、社会的養護自立支援協議会を活用するなど、援助を希望する者からの意見聴取、元いた施設等からの聞き取りなどを丁寧に行い、所内で援助方針会議を開き、総合的に判断した上で、本人に通知するなど状況に応じて柔軟な手続きにより行う必要がある。

#### ⑤ 児童自立生活援助の終了時期

児童自立生活援助の終了時期の詳細については、引き続き検討を要する。

### (5) 社会的養護自立支援拠点事業の活用について

社会的養護自立支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)は改正法により新設された事業であり、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、当該者に対する情報の提供、相談、助言並びに支援に関連する関係機関との連絡調整等を行う事業である。

#### ① 社会的養護自立支援拠点事業の対象となる者

社会的養護自立支援拠点事業の対象者は、法第 6 条の 3 第 16 項において、措置解除者等又はこれに類する者と規定されており、時期を問わず、

過去に施設への入所や里親等への委託の措置経験がある者、児童自立生活援助事業の対象となった者に加え、これらには当てはまらないが、児童相談所への一時保護経験がある者、法第27条第1項第2号の在宅指導措置の対象となっていた者、児童相談所が家庭に関与した経験がなくとも、保護者からの虐待を受けていながら当該虐待が明るみに出ないまま成人を迎えた者等が含まれる。

社会的養護自立支援拠点事業の対象には、すでに措置が解除されていたり、児童自立生活援助事業の利用が終了している者のほか、現在施設入所児童等である者や、児童自立生活援助事業を利用している者も含まれ、これらの者が必要に応じて拠点においてピアサポートを受けたり、情報提供や相談支援等の支援を受けたりすること等も可能である。また、過去の措置経験や一時保護、在宅指導措置の経験がある者については、当該措置を行った児童相談所等に過去の措置内容等の確認を行うなど、個々の状況に応じた適切な支援がなされるように努める必要がある。

また、満20歳以上で、過去に措置経験がある者や児童自立生活援助事業の利用を一旦終了した者が、再度支援を希望する場合、例えば、その者が最寄りの自治体に相談したが担当者が拠点事業や児童自立生活援助事業について認識がなく支援から漏れるというようなことがないように、都道府県等は、市町村の福祉担当部門等に相談があった際は、拠点事業等を紹介することができるよう、4の(1)にある社会的養護自立支援協議会などにおいて市町村と情報の共有を図る必要がある。

なお、都道府県は、市町村等から報告を受けた社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める満20歳未満義務教育終了児童等に対し、利用を勧奨しなければならない。

## ②社会的養護自立支援拠点における支援内容

社会的養護自立支援拠点においては、以下の支援を実施する。

### (i) 相互に交流を行う場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等できる場を整備する。

### (ii) 社会的養護経験者への情報提供や相談支援等

社会的養護経験者が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関

する悩み等の相談、メンタルヘルスに関するものや医療面に関する相談などを受け、必要に応じて、日々の日常生活や、公共機関の利用の仕方の助言、仕事上の悩みへの助言や、奨学金、給付金等の情報提供、手続のサポート等必要な情報の提供及び相談支援等を行う。

#### (iii) 個別記録の策定、必要な支援への繋ぎ

社会的養護自立支援拠点の利用者については、拠点において個別記録を作成する。個別記録の作成に当たっては、本人の意見を十分に聴きながら、当該社会的養護経験者の現在の状況や、就学、就労状況等、必要な情報を収集してアセスメントを行い、自立に向けて課題となっている点や、課題解決のための支援目標、必要となる具体的な支援内容や方法、家族や親族、その他関係者等からの協力が得られる見込みがあるかどうか等を記載する。施設等における自立支援計画や、児童自立生活援助事業における個別支援計画が策定されている者については、社会的養護自立支援拠点における支援内容が当該計画と整合的な内容になるよう、施設等や事業者、本人と十分な調整を行う。

社会的養護自立支援拠点は、社会的養護経験者等への支援にあたり、当該地域において、様々な関係機関との連携等を行うハブ機能を果たすことが想定される。障害福祉サービス等の福祉的支援、医療的支援、法テラス等における法的支援等の支援が必要な者については、当該拠点が中心となって必要な支援への連携を行う。

#### (iv) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援

例えば、社会的養護経験者等が帰宅先を失っている場合などに居場所の提供を伴う支援を行うため、社会的養護自立支援拠点においては、社会的養護経験者等が一時的に滞在できる設備を整え、状況が安定するまでの間、居住支援、日常生活支援を行うことができることが考えられる。

### 3. 措置解除者等の実情把握について

措置解除者等への支援については、各施設の業務として、退所者への相談支援やアフターケアの充実が求められることとなり、その後、自立支援担当職員の配置の拡充や退所児童等アフターケア事業の創設など、予算面でも積極的に措置解除者等への支援の充実が進められることとなった。しかしながら、措置延長の実施状況や社会的養護自立支援事業等の取組については地域間格差があり、措置解除者全てに対し、十分な支援が行き渡っていないとの指摘もあった。

こうした状況から、今回の改正法においては、措置解除者等の実情を把握し、必要な援助を行うことが、都道府県が行わなければならない業務として位置づけられることとなった。また、当該業務は法第12条第2項により、児童相談所の業務としても位置づけられた。

これは、各自治体が措置解除者等への支援体制の整備方針の検討に当たって、まず、地域における措置解除者等の実情把握を行うことが重要であることを意味している。地域・当事者等のニーズに対して適切な支援が供給されているかを情報収集し、その上で措置解除者等への制度・政策、支援のあり方を検証することが施策を進める上でも重要である。

#### (1) 措置解除者等の実情把握の手段について

「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)においては、平成27年4月から令和2年3月までの間に中学校卒業以上で措置等が解除となった者を対象に、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホームをそれぞれ経由して本人に協力依頼を行う形で本人の状況調査を行った。結果として、対象者20,690名のうち、調査が案内できた者は7,385名、実際に調査に回答した者は2,980名となった。この結果からも、すべての措置解除者等について、調査のみで実情を把握することは相当程度困難が伴うことが想定されるため、調査によって広く措置解除者の回答を得ることを基本としつつ、他の手段と組み合わせることで実情を把握する。

措置解除者等の実情把握を、措置先の各施設、里親・ファミリーホーム、自立援助ホームを経由して行う場合、施設等には、実情把握の方法等について事前に説明を行い、理解を得るとともに、措置等の解除前から、実情把握のための調査等について児童等にも十分周知を行い、協力を要請することが重要である。また、施設等との関係性が良好でない措置解除者等については、実情把握のための調査を施設等を経由せずに都道府県や社会的養護自立支援拠点から措置解除者等へ連絡する等の配慮も必要である。

なお、施設等の自立支援担当職員等は、日頃から措置解除者等と電話やSNS等により連絡を取り合い実情を把握するなど、関係性の構築に努める必要がある。その際、例えば、措置解除直後は連絡を密に取るなど、本人の意向や状況を踏まえ適切に行うことなどにも留意する必要がある。

また、調査以外の手段として、措置先の施設等による退所後支援やこれまでの自立支援施策としての各種取組、及び児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業等を通じて把握する措置解除者等の実情も、支援体制の整備方針を検討する上で重要な情報となりうる。

なお、いずれの実情把握の手段においても、社会的養護経験者等の参画を得て実施方法を検討することが重要である。

## (2) 実情把握の対象者及び把握する内容について

実情把握の対象者は、満 15 歳以上で措置が解除になった、又は児童自立生活援助が終了した者とし、概ね 30 歳未満の者を対象とする。調査においては本人のその時点での就労や就学の状況、住まい及び経済面や健康面等を含む生活の状況等を確認するほか、はじめて本調査を受ける者については、施設入所等措置や里親委託、児童自立生活援助事業の利用、一時保護等の経験等に関する措置解除者等自身の意見をも聞き取る機会とし、これらの意見を地域における社会的養護のあり方の見直しに活用することが望ましい。

この他、必要な事項等については、引き続き検討を要する。

調査や情報収集を行う際は、措置解除者等が抱えているニーズや困りごとを尋ねることで支援体制の整備方針が明確化できる。他方、特に調査の実施においては、措置解除者等の過去や現在のネガティブな経験について尋ねることになる可能性もあるため、調査倫理の観点から調査の実施に関する「説明と同意」のプロセスを必ず経るとともに、都道府県が現有するサービスを調査に合わせて措置解除者等へ情報提供すべきである。

なお、各自治体について令和 2 年度以降の社会的養育の体制整備の計画策定を求めた「都道府県社会的養育推進計画」において、「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」の項目が設定されている。各自治体では、社会的養護自立支援事業等の施策の進捗状況をモニタリングしながら、PDCA サイクルに基づき評価して行く必要があるが、こうした調査によって得られたデータや当事者の意見等を参考にし、計画の見直しや施策において反映していくことが重要である。



### 第 3 章 アンケート調査

## 1.調査概要

### 調査内容

児童養護施設等の措置解除者等への自立支援の実態を明らかにするとともに、必要なデータの集計、分析、評価による課題等を整理することを目的として、自治体に加えて、社会的養護自立支援事業の居住支援実施事業者、自立後生活体験実施事業者、生活相談支援実施事業者に対してアンケート調査を実施した。

### 調査スケジュール

令和4年12月6日～令和5年1月31日

### 調査方法

自記式調査票(Webフォーム)を各自治体を通じて配布し、事務局が回収を行った。

### 回答状況

自治体: 57 件

居住支援実施事業者: 70 件

自立後生活体験実施事業者: 16 件

生活相談支援実施事業者: 42 件

尚、アンケート回答内容のうち、回答者が特定し得る内容については、本報告書には記載していない。

## **2.集計結果**

### **2-1.自治体向け**

問 1-1 令和 3 年度中に 18 歳に到達し、措置延長となった人数

問 1-1 令和 3 年度中に 18 歳に到達し、措置延長となった人数

(N=57)

措置延長となった人数	1879 人
------------	--------

問 1-1 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づく措置を受けている者のうち、令和 3 年度中に 18 歳に到達し、措置延長された者の人数を教えてください。(必須回答)

問 1-2 令和 2 年度中に 18 歳に到達し措置延長され、令和 3 年度中に措置解除とならなかった人数

問 1-2 令和 2 年度中に 18 歳に到達し措置延長され、令和 3 年度中に措置解除とならなかった人数

(N=57)

措置延長され、令和 3 年度中に措置解除とならなかった人数	361 人
-------------------------------	-------

問 1-2 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づく措置を受けている者のうち、令和 2 年度中に 18 歳に到達し、措置延長され、令和 3 年度中に措置解除とならなかった者の人数を教えてください。(必須回答)

問 1-3 令和 3 年度中に 18 歳に到達し、令和 3 年度末まで措置延長となった人数

問 1-3 令和 3 年度中に 18 歳に到達し、令和 3 年度末まで措置延長となった人数

(N=57)

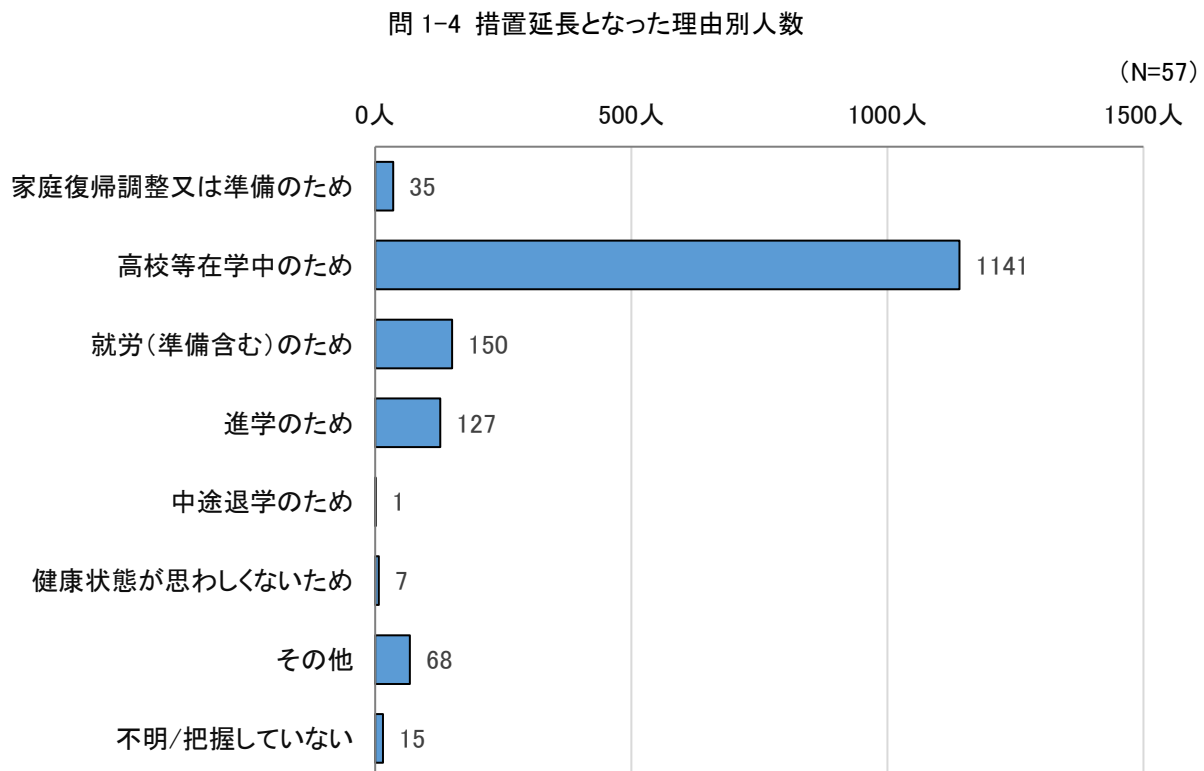
令和 3 年度末まで措置延長となった人数	1275 人
----------------------	--------

問 1-3 問 1-1 で回答した人数のうち、令和 3 年度中に 18 歳に到達し、令和 3 年度末まで措置延長された者の人数を教えてください。(必須回答)

#### 問 1-4 措置延長となった理由別人数

措置延長となった理由では、「高校等在学中のため」が 1141 人で最多。他に「就労(準備含む)のため」が 150 人、「進学のため」が 127 人である。

その他として、「障害者施設入所準備/空き待ち/入所調整」(5 件)、「成人施設移行」「施設内コロナ発生/就職先への転居直前にコロナ陽性が判明」「障害福祉サービス利用準備」「自立援助ホームへ移行/入所調整」「自立」(各 2 件)等が挙げられた。



#### 「その他」の回答

- ・ 障害者施設入所準備/空き待ちのため/入所調整のため(5 件)
- ・ 成人施設移行のため(2 件)
- ・ 施設内コロナ発生/就職先への転居直前にコロナ陽性が判明(2 件)
- ・ 障害福祉サービス利用準備のため(2 件)
- ・ 自立援助ホームへ移行/入所調整のため(2 件)
- ・ 自立のため(2 件)
- ・ 自立支援が継続して必要
- ・ 障害者福祉施設入所
- ・ グループホーム入所準備
- ・ 満年齢による措置延長のため
- ・ 高等部卒業後障害福祉サービス(グループホーム等)利用
- ・ 実習訓練のため
- ・ 重心障害者で受入施設がないため
- ・ 就労
- ・ グループホームや就労移行支援事業など、障害福祉サービス利用(準備)のため

問 1-4 令和 3 年度中に 18 歳に到達し、令和 3 年度末まで措置延長された者の、措置延長理由別の人数を教えてください(同一者に対する重複計上可)。(必須回答)

「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。

問 1-5 措置延長により 20 歳に到達した人数

問 1-5 措置延長により 20 歳に到達した人数

(N=57)

措置延長により 20 歳に到達した人数	233 人
---------------------	-------

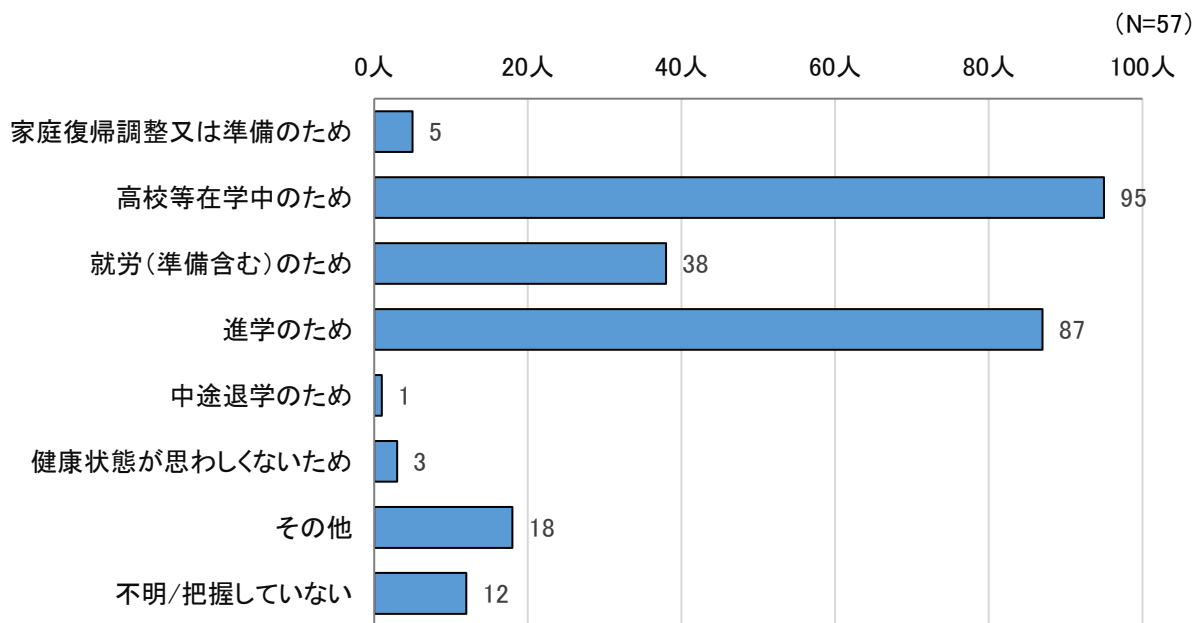
問 1-5 令和 3 年度中に措置延長により 20 歳に到達した者の人数を教えてください。(必須回答)

問 1-6 措置延長により 20 歳に到達した理由別人数

措置延長により 20 歳に到達した理由をみると、「高校等在学中のため」が 95 人で最も多く、次いで「進学のため」が 87 人となる。3 番目に「就労(準備含む)のため」が 38 人で続く。

その他として、「障害者施設入所調整のため」(2 件)、「一人暮らしの準備」、「20 歳到達時点で入院中」等が挙げられた。

問 1-6 措置延長により 20 歳に到達した理由別人数



「その他」の回答

- ・ 障害者施設入所調整のため(2 件)
- ・ 一人暮らしの準備のため
- ・ 20 歳到達時点で入院中のため
- ・ 満年齢到達後 20 歳まで措置延長のため
- ・ 家族との調整のため
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、成人施設の入所準備に時間を要した
- ・ 専門学校、大学進学のため

問 1-6 令和 3 年度中に措置延長により 20 歳に到達した者の措置延長理由を教えてください(同一者に対する重複計上可)。(必須回答)

「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。



問 1-7 措置延長により 20 歳に到達し、措置解除された人数

措置延長により 20 歳に到達し、措置解除された人数とその内訳は以下の通り。

問 1-7 措置延長により 20 歳に到達し、措置解除された人数

(N=57)

措置延長により 20 歳に到達し、措置解除された人数	232 人
----------------------------	-------

上記の内訳

1. 福祉サービス等の支援につながった人数	134 人
2. 継続して支援が必要と見込まれたが、福祉サービス等の支援につなげなかった人数	12 人
3. 支援の必要がなかった人数	48 人

4. 「1」のうち、社会的養護の公的支援につながった人数	128 人
5. 「4」のうち、継続して居住支援を実施した人数	73 人
6. 「1」のうち、困窮施策、障害施策等の社会的養護以外の公的支援につながった人数	14 人
7. 「1」のうち、民間事業所等の民間支援につながった人数	9 人

(不明 4 人)

問 1-7 措置解除後、福祉サービス等の支援につなげなかった理由(問 1-7 で、「2. 継続して支援が必要と見込まれたが、福祉サービス等の支援につなげなかった人数」に 1 以上の数値を入力した回答者のみ)

福祉サービス等の支援につなげなかった理由について、12 人からの回答があった。拒否では「本人が拒否して取り下げた」が 3 件あった。自立では「就労自立」、他の支援では「医療保護入院」の回答があった。その他として「障害者手帳を持っているが、支援学校に通わず普通学校から大学進学し、そのまま福祉サービスにつなげていない」、「新型コロナウイルス感染拡大のため就労継続支援 B 型への通所が保留となった」等が挙げられた。

問 1-7 福祉サービス等の支援につなげなかった理由

(N=12)

分類	主な内容
拒否	本人が拒否して取り下げた(3 件)
自立	就労自立のため
他の支援	医療保護入院
その他	障害者手帳を持っているが、支援学校に通わず普通学校から大学進学し、そのまま福祉サービスにつなげていない 障害者手帳を取得すべく医療機関への紹介状を持たせて家庭復帰したが、その後、親族が医療機関につなげてくれないでいる 新型コロナウイルス感染拡大のため就労継続支援 B 型への通所が保留となったため 病院を受診していたが、福祉サービスのレベルではなかった 連絡が取れなくなったため

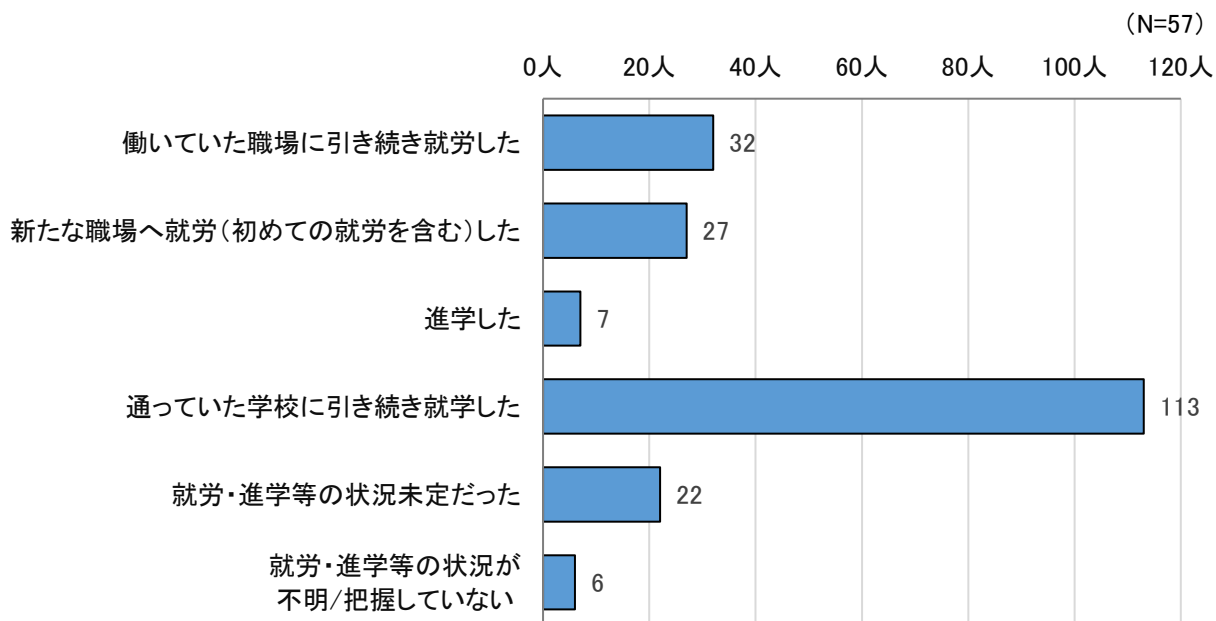
問 1-7 令和 3 年度中に措置延長により 20 歳に到達し、措置解除された者の各内訳を教えてください。(必須回答)

※「継続して支援が見込まれた」とは、社会への適応や健康状態等から、措置解除後も福祉サービス等との関わりが不可欠と考えられた者を指します。

問 1-8 措置解除後就労・就学進路別人数

措置解除後の進路では、「通っていた学校に引き続き就学した」が 113 人で最も多い。以下、「働いていた職場に引き続き就労した」が 32 人、「新たな職場へ就労(初めての就労を含む)した」が 27 人で続く。その他として、「障害福祉サービスの利用」(2 件)、「就職等」、「メンタル支援」、「障害福祉部門との連携」、「生活の状況把握」等が挙げられた。

問 1-8 措置解除後就労・就学進路別人数



「その他」の回答

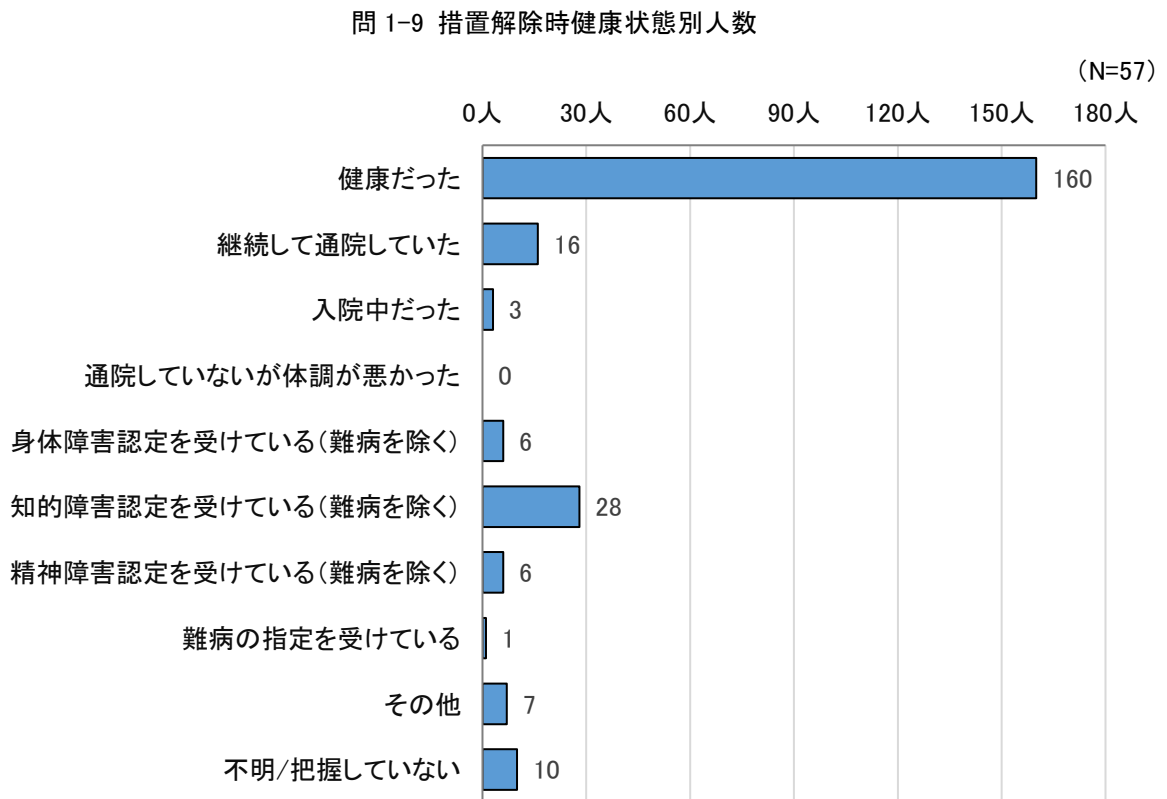
- ・ 障害福祉サービスの利用(2 件)
- ・ 就職等
- ・ 家庭支援専門相談員が電話で家庭の様子を確認している
- ・ 公的な障害福祉部門との連携
- ・ 福祉サービスを受給
- ・ 医療保護入院
- ・ 大学退学後の生活状況把握
- ・ 引き続き児童棟に契約入所
- ・ 社会的養護自立支援事業を利用し自立援助ホームにて就労支援
- ・ 障害者施設入所
- ・ 生活面、精神面の支援を行い、施設内で洗濯物の整理や裁縫、野菜の栽培をして過ごしている
- ・ 社会的養護自立支援事業活用
- ・ 障害者総合支援法によるサービスの利用

問 1-8 令和 3 年度中に措置延長により 20 歳に到達し、措置解除された者の就労・進学等の状況を教えてください。(必須回答)

問 1-9 措置解除時健康状態別人数

措置解除時の健康状態では、「健康だった」が 160 人で最も多い。以下、「知的障害認定を受けている（難病を除く）」が 28 人、「継続して通院していた」が 16 人で続く。

その他として、「虫歯利用継続」、「発達障害」、「知的障害・身体障害の手帳を所持」等が挙げられた。



「その他」の回答

- ・ 虫歯治療継続
- ・ 発達障害の診断あり
- ・ 知的障がい及び身体障がい(肢体不自由)両方の手帳所持
- ・ 通院はしていないが、精神的に不安定

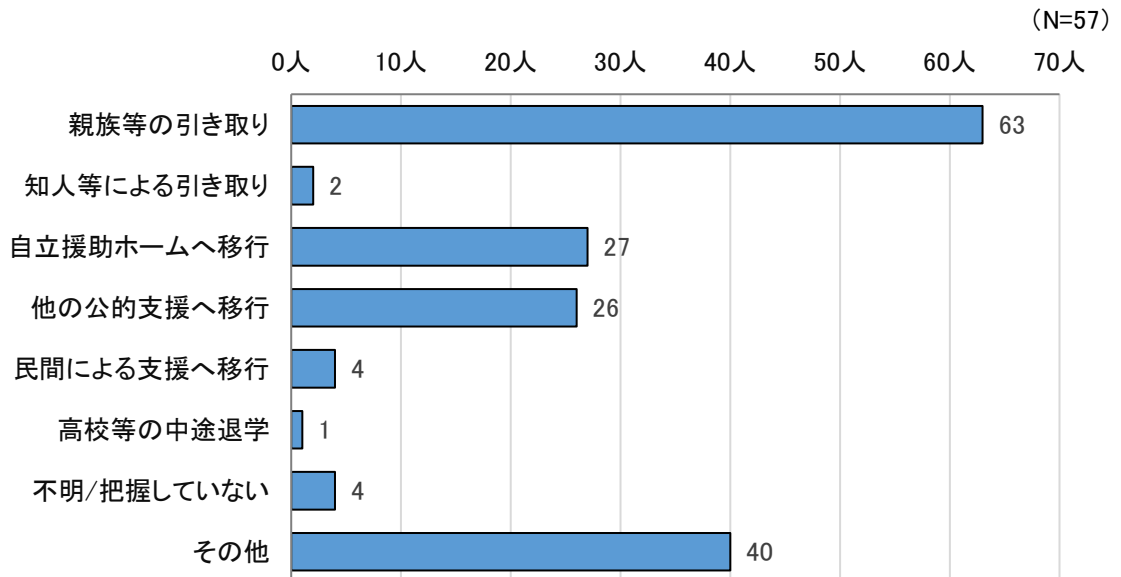
問 1-9 令和 3 年度中に措置延長により 20 歳に到達し、措置解除された者の措置解除時の健康状況を教えてください。

「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。(必須回答)

問 1-10 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【16歳】

家庭復帰以外の措置解除となった理由では、「親族等の引き取り」が63人で最も多く、次いで「自立援助ホームへ移行」が27人、「他の公的支援へ移行」が26人で続く。「その他」が40人みられる。

問 1-10 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【16歳】



問 1-10 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【16歳】 その他内容(問 1-10 で、「その他」と回答した人のみ)

16 自治体からの回答があった。

就労では「就労自立」が 3 件、「自立(会社寮)」があった。ケース移管では「一時保護委託」が 3 件、「他の児童相談所に移管」等がみられた。措置変更では、「措置変更」が 3 件、「他の里親に措置変更」、その他では、「少年院送致」が 2 件、「社会的自立」等が挙げられた。

問 1-10 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【16歳】 その他内容

(N=16)

分類	主な内容
就労	就労自立(3件) 自立(会社寮)
ケース移管	一時保護委託(3件) 移管 児童相談所へケース移管のため 他児童相談所へケース移管した 他児相へのケース移管による措置解除 ケース移管(親権者転居に伴い他児相へ移管)
措置変更	措置変更(3件) 他の里親に措置変更 措置変更(里親との不調)
その他	少年院送致(2件) 社会的自立 入所継続困難 特別養子縁組成立 普通養子縁組 死亡 施設不適應のため

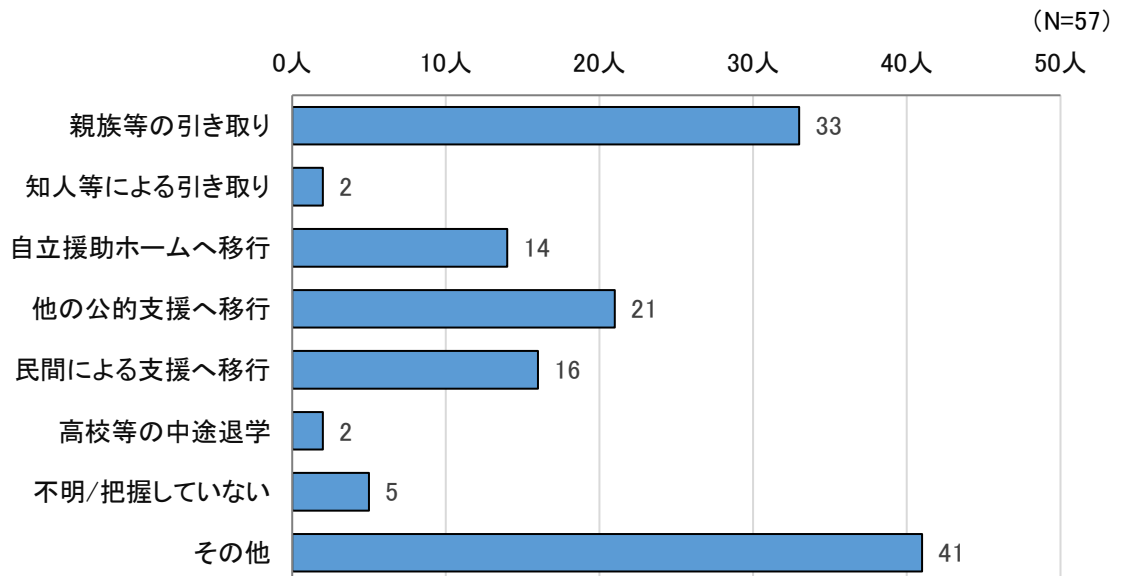
問 1-10 令和 3 年度中に措置解除された者(16 歳以上)のうち、家庭復帰以外の理由により解除となった者の人数を年齢別に教えてください。(必須回答)

「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。

### 問 1-10-1 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【17歳】

家庭復帰以外の措置解除となった理由では「その他」を除き、「親族等の引き取り」が 33 人で最も多く、次いで「他の公的支援へ移行」が 21 人、「民間による支援へ移行」が 16 人で続く。「その他」が 41 人で最も多い。

問 1-10-1 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【17歳】



問 1-10-1 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【17 歳】 その他内容(問 1-10-1 で、「その他」と回答した人のみ)

25 自治体からの回答があった。

就労は「就職」が 7 件。ケース移管では、「ケース移管」が 2 件、「入所継続困難による他県へのケース送致」、措置変更では、「他の里親に措置変更」、「他施設に措置変更」等が挙げられた。

高校卒業は 1 件、その他として、「自立して進学」が 2 件、「本人の申し出」や「自立」、「無断外泊」等が挙げられた。

問 1-10-1 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【17 歳】 その他内容

(N=25)

分類	主な内容
就労	就職(7 件)
ケース移管	ケース移管(2 件) 入所継続困難、他県へのケース送致 保護者が同意を撤回したことにより、一時保護委託に切り替えたため
措置変更	他の里親に措置変更 措置変更のため 他施設に措置変更
高校卒業	高校卒業に伴い、18 歳到達前に措置解除
その他	自立して進学することができたため(2 件) 本児の行動等の問題上 本人の申し出 自立 無断外泊 長期入院療養が必要となったため 特別養子縁組 里親委託継続困難 死亡 無断外泊後所在不明 親族里親の死亡 障害者支援施設入所 障害者能力開発校に進学のため 少年院入所 グループホーム入所

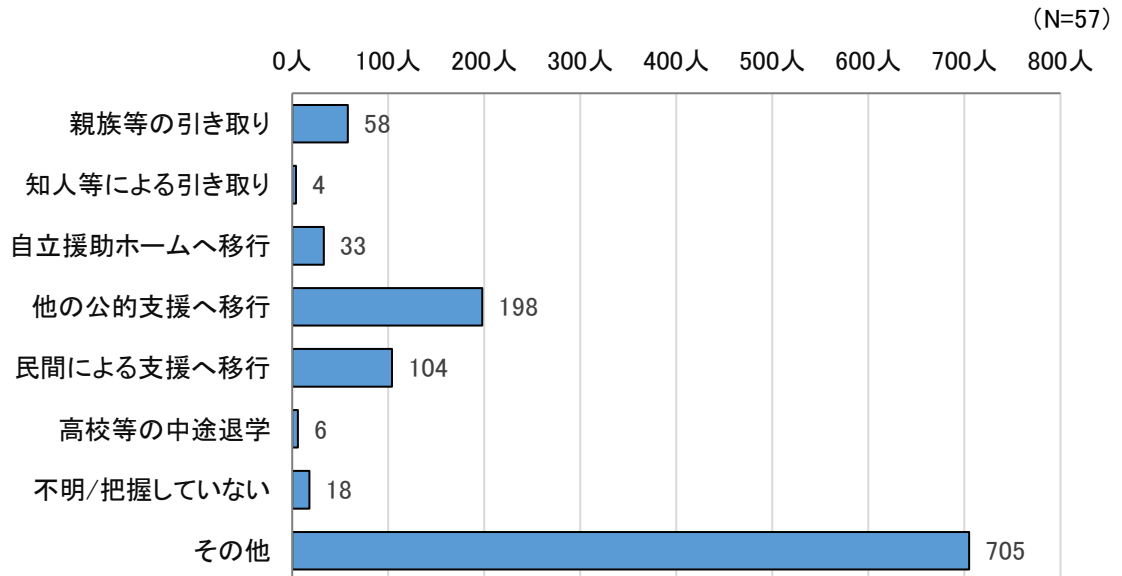
問 1-10 と同様



問 1-10-2 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【18歳】

家庭復帰以外の措置解除となった理由では、「その他」が 705 人と多い。「その他」を除くと、「他の公的支援へ移行」が 198 人で最多。以下、「民間による支援へ移行」が 104 人、「親族等の引き取り」が 58 人で続く。

問 1-10-2 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【18歳】



問 1-10-2 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【18 歳】 その他内容(問 1-10-2 で、「その他」と回答した人のみ)

49 自治体からの回答があった。

就労は計 40 件あった。内訳として、「就職」が 35 件、「就職先の寮」が 5 件となる。進学は 26 件、その他として、「自立/一人暮らし」が 15 件、「グループホームへの移行」「社会的自立」が各 4 件、「死亡」が 3 件等で多い。

問 1-10-2 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【18 歳】 その他内容

(N=49)

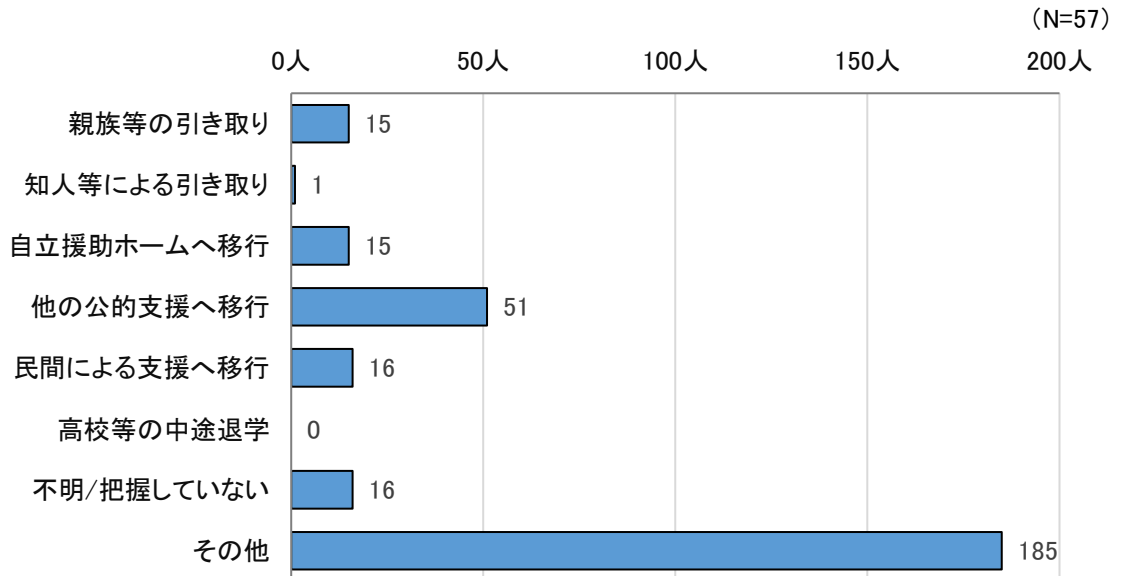
分類	主な内容
就労	就職(就職による自立)(35 件) 就職先の寮(5 件)
進学	進学(進学により自立)(26 件)
その他	自立/一人暮らし(15 件) グループホームへの移行(4 件) 社会的自立(4 件) 死亡(3 件) 普通養子縁組(2 件) きょうだいと一緒に暮らす 元里親宅による引き取り 障害者契約への移行 妊娠による養育困難 他の児童養護施設へ措置変更 知人宅で生活 里親死亡 医療機関入所 親族里親のため 20 歳超えても親族里親宅でそのまま生活

問 1-10 と同様

問 1-10-3 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【19 歳】

家庭復帰以外の措置解除となった理由では、「その他」が 185 人で最も多い。「その他」を除くと、「他の公的支援へ移行」が 51 人で最多。以下、「民間による支援へ移行」が 16 人、「親族等の引き取り」が 15 人で続く。

問 1-10-3 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【19 歳】



問 1-10-3 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【19 歳】 その他内容(問 1-10-3 で、「その他」と回答した人のみ)

44 自治体からの回答があった。

就労では、「就職」が 23 件、進学は 9 件、その他として、「自立/一人暮らし」が 12 件、「社会的自立」が 3 件等で多い。

問 1-10-3 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【19 歳】 その他内容

(N=44)

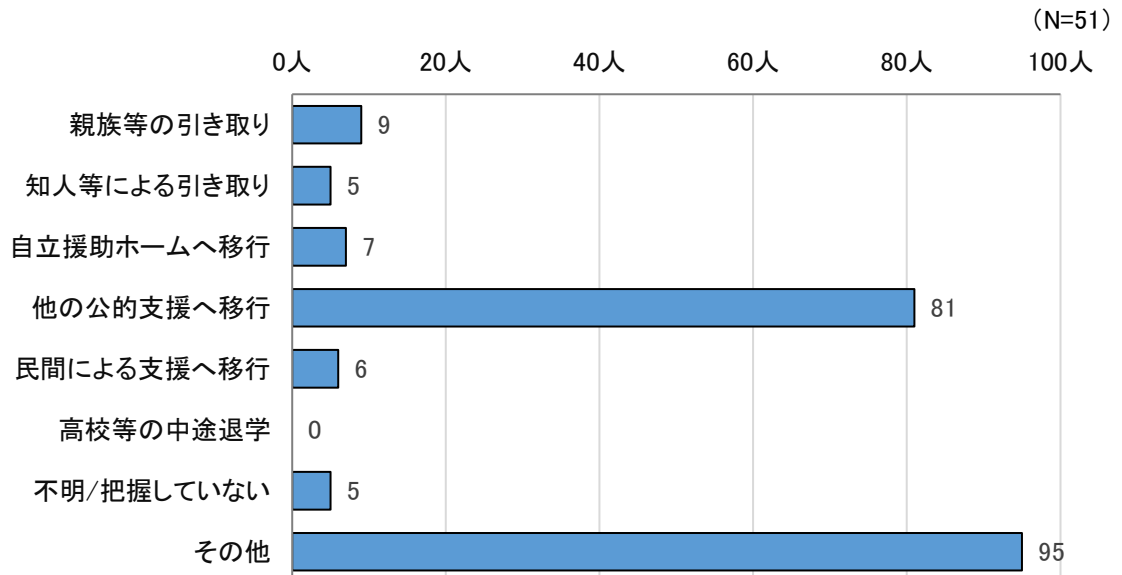
分類	主な内容
就労	就職(就職による自立)(23 件)
進学	進学(進学により自立)(9 件)
その他	自立/一人暮らし(12 件) 社会的自立(3 件) 措置解除継続居住利用 社会的養護自立支援事業への移行 精神科病院に入院 入院 少年院入院 民間アパートへ入居 施設から行方不明

問 1-10 と同様

問 1-10-4 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【20 歳】

家庭復帰以外の措置解除となった理由では「その他」を除くと、「他の公的支援へ移行」が 81 人で最多。他の理由は 10 人未満と少数。「その他」が 95 人で最も多い。

問 1-10-4 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【20 歳】



問 1-10-4 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【20 歳】 その他内容(問 1-10-4 で、「その他」と回答した人のみ)

26 自治体からの回答があった。

就労では、「就職」が 10 件、進学は 8 件、その他として、「自立/一人暮らし」が 5 件、「20 歳到達のため/年齢上限」が 4 件、「社会的養護自立支援事業の利用」が 3 件等で多い。

問 1-10-4 家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数【20 歳】 その他内容

(N=26)

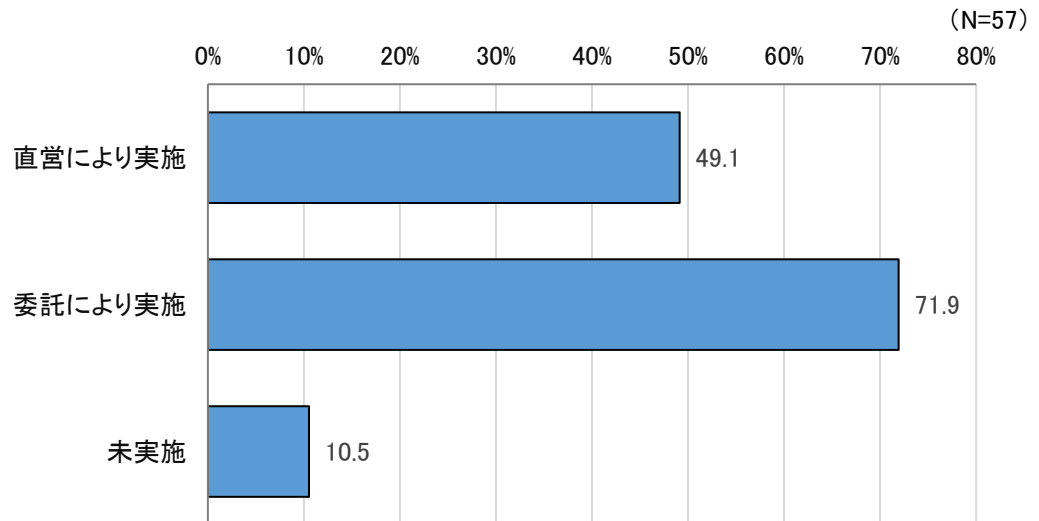
分類	主な内容
就労	就職(就職による自立)(10 件)
進学	進学(進学により自立)(8 件)
その他	自立/一人暮らし(5 件) 20 歳到達のため/年齢上限(4 件) 社会的養護自立支援事業の利用(3 件) 里親宅での生活継続(2 件) 社会的自立 里親宅による引き取り 医療保護入院 自立援助事業の利用

問 1-10 と同様

問 2-1 令和 3 年度に社会的養護自立支援事業を実施したか

令和 3 年度の社会的養護自立支援事業の実施については、「委託により実施」が 71.9%で「直営により実施」の 49.1%を上回っている。また「未実施」は 10.5%。

問 2-1 令和 3 年度の社会的養護自立支援事業実施の有無



問 2-1 令和 3 年度に社会的養護自立支援事業(※)を実施しましたか。(必須回答)

※居住に関する支援や生活相談の実施等、社会的養護自立支援事業実施要綱における「事業内容」に記載の内容のいずれか一つでも実施している場合は「実施」を選択してください。(複数選択)

問 2-1-1 補正予算等を含む年間予算額(問 2-1 で、「実施」と回答した人のみ)

「直営により実施」の 28 自治体、「委託により実施」の 42 自治体から回答があった(複数回答)。

問 2-1-1 補正予算等を含む年間予算額

■直営 (N=28)

平均額	15,488(千円)
最大額	213,759(千円)
最小額	0(千円)

■委託 (N=42)

平均額	23,435(千円)
最大額	293,346(千円)
最小額	0(千円)

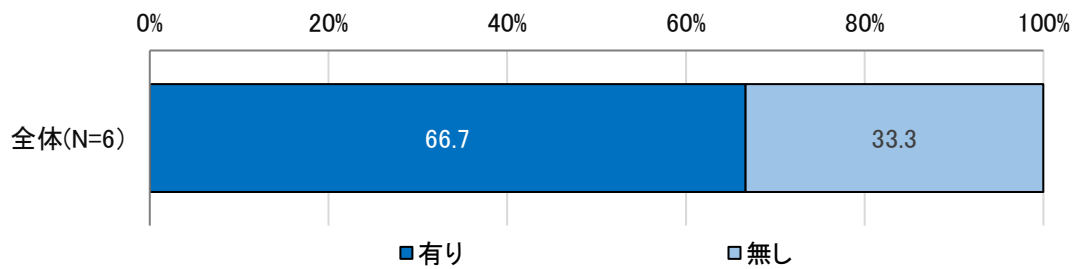
問 2-1-1 問 2-1 で「実施」を選んだ方にお聞きします。補正予算等を含む年間予算額を千円単位で教えてください。



問 2-2 社会的養護自立支援事業実施予定(問 2-1 で、「未実施」と回答した人のみ)

社会的養護自立支援事業の未実施事業者に実施予定を尋ねると、「有り」が 66.7%となっている。

問 2-2 社会的養護自立支援事業実施予定の有無



問 2-2 「問 2-1」で未実施を選択した場合、実施予定に関して教えてください。

問 2-2-1 社会的養護自立支援事業実施予定時期(問 2-2 で、「有り」と回答した人のみ)

実施予定「有り」の 4 自治体から回答があった。実施予定時期は以下の通り。

問 2-2-1 社会的養護自立支援事業実施予定時期

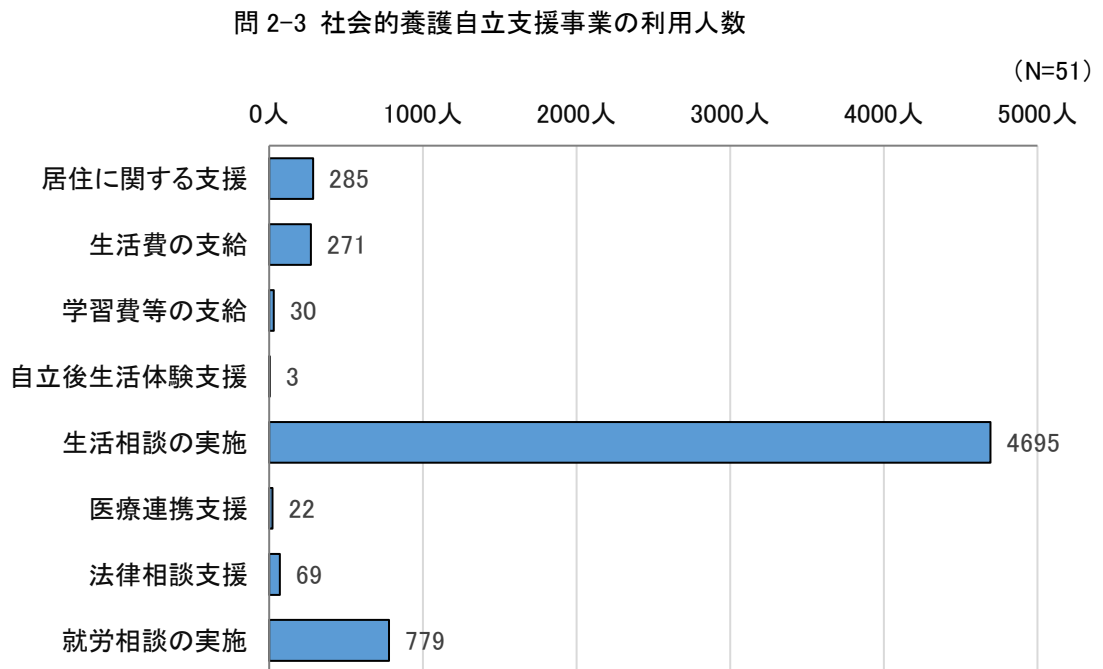
(N=4)

令和 4 年度  
市と県との共同で実施している。  
未定(5 年度予算未確定のため)  
該当ケースがある場合

問 2-2-1 問 2-2で「有り」を選択した場合の実施予定時期をお答えください。

問 2-3 社会的養護自立支援事業を利用した人数(問 2-1 で、「実施」と回答した人のみ)

社会的養護自立支援事業の利用人数をみると、「生活相談の実施」が 4695 人で最も多い。他の事業では、「就労相談の実施」が 779 人、「居住に関する支援」が 285 人、「生活費の支給」が 271 人となっている。



問 2-3 問 2-1 で「実施」を選んだ方にお聞きます。令和 3 年度中に社会的養護自立支援事業を利用した実人数を教えてください。

問 2-4 社会的養護自立支援事業におけるコーディネーター配置人数(問 2-1 で、「実施」と回答した人のみ)

社会的養護自立支援「実施」の 51 自治体から回答があった。

問 2-4 社会的養護自立支援事業のコーディネーター配置人数

■自治体職員の配置人数 (N=19)

平均人数	1.00 人
最大人数	3.00 人
最小人数	0.00 人

■委託先の配置人数 (N=27)

平均人数	1.81 人
最大人数	10.00 人
最小人数	0.00 人

問 2-4 問 2-1 で「実施」を選んだ方にお聞きします。令和 3 年度中の社会的養護自立支援事業における支援コーディネーターの配置人数を教えてください。

問 2-5 本人の希望等で社会的養護自立支援事業を利用しなかった人数とその理由(問 2-1 で、「実施」と回答した人のみ)

社会的養護自立支援「実施」の 51 自治体から回答があった。

理由として、「本人の自立意識が強い」「本人の支援拒否」(各 2 件)、「施設とかかわりたくない」、「障がい福祉サービスを利用」、「安定した就職先の確保」等が挙げられた。

問 2-5 本人の希望等で社会的養護自立支援事業を利用しなかった人数

(N=51)

平均人数	0.73 人
最大人数	13.00 人
最小人数	0.00 人

「社会的養護自立支援を利用しなかった理由」の回答

- ・ 本人の自立意識が強かった(2 件)
- ・ 本人の支援拒否(2 件)
- ・ 施設とかかわりたくない
- ・ 障がい福祉サービスを利用することとなったため
- ・ 父親の性虐待により男性への拒否感があるため
- ・ 安定した就労先が確保できた。
- ・ 施設より上がってきたが、施設側が支援依頼をしなかった為。(本人の特性上、施設側での手厚いアフター支援の方が望ましいと判断した。)
- ・ 就労にて自立が確認できたため
- ・ グループホーム入所
- ・ 進学し住居も確保できた

問 2-5 問 2-1 で「実施」を選んだ方にお聞きます。令和 3 年度中に社会的養護自立支援事業の対象とすることを検討したが、本人の希望等により事業を利用することがなかった者の人数及び主な理由を 5 つ程度教えてください。。

問 2-6 令和 3 年度中に継続支援計画を策定した対象人数(問 2-1 で、「実施」と回答した人のみ)

社会的養護自立支援「実施」の 51 自治体から回答があった。

問 2-6 令和 3 年度中に継続支援計画を策定した対象人数

(N=51)

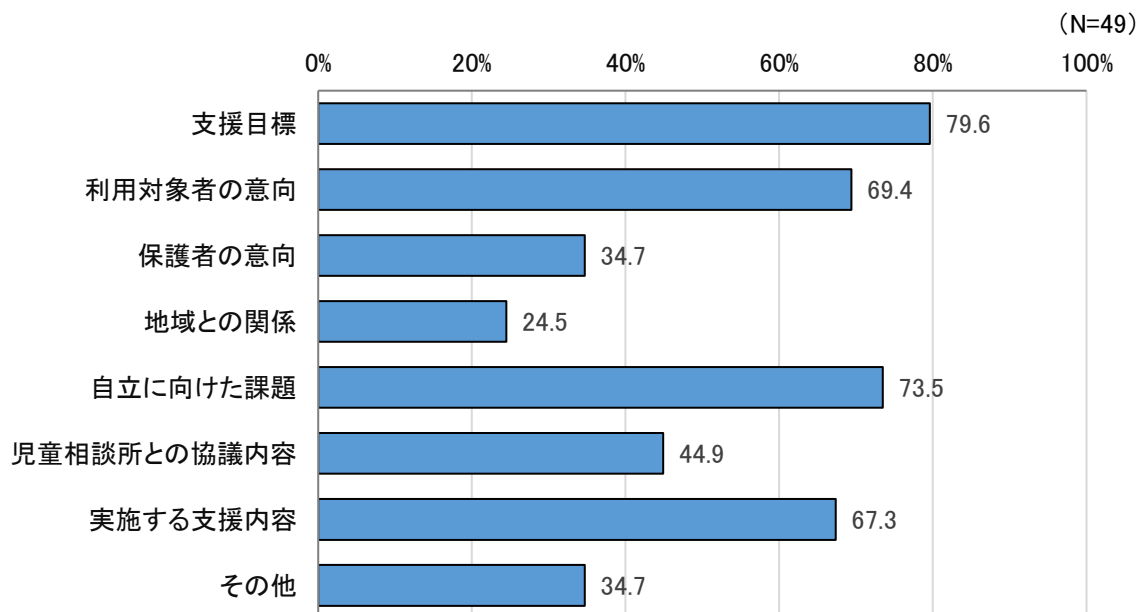
平均人数	18.60 人
最大人数	149.00 人
最小人数	0.00 人

問 2-6 問 2-1 で「実施」を選んだ方にお聞きます。令和 3 年度中に継続支援計画を策定した対象人数を教えてください(支援コーディネーターを配置する事業者において計画を策定している場合を含む)。

問 2-7 継続支援計画の策定項目として当てはまるもの(問 2-1 で、「実施」と回答した人のみ)

継続支援計画の策定項目では、「支援目標」が 79.6%で最多、次いで、「自立に向けた課題」の 73.5%、「利用対象者の意向」の 69.4%、「実施する支援内容」の 67.3%までが上位項目として挙げられた。その他は 17 人から回答があった。「家庭状況/家庭環境」が 2 件、「施設との協議内容」、「保護者との今後の関係性」、「利用者の状況」、「本人の生活歴」等が挙げられた。

問 2-7 継続支援計画の策定項目



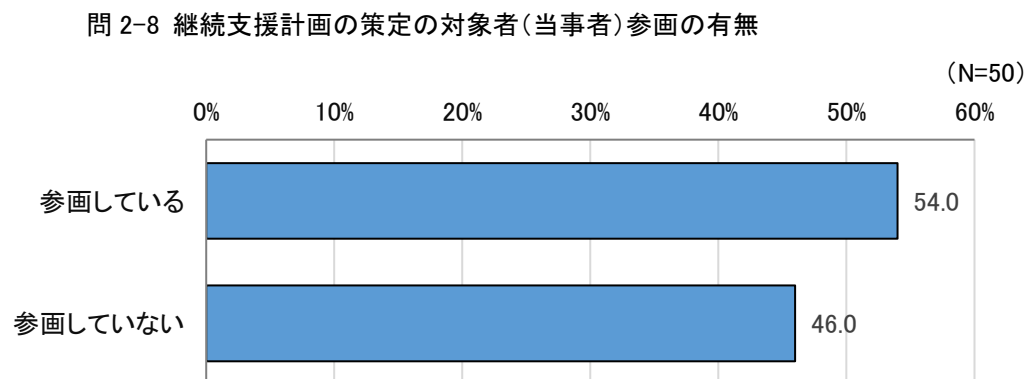
問 2-7-1「その他」の回答(N=17)

- ・ 家族状況/家庭環境(2 件)
- ・ 施設との協議内容
- ・ 保護者との今後の関係性
- ・ 施設または里親の意向
- ・ 利用者の状況
- ・ 本人の生活歴
- ・ 真実告知の状況
- ・ 生い立ちの整理の今後の予定
- ・ 対象者の心身の状況
- ・ 本人の強み
- ・ 特記事項(病歴や他の支援者等)
- ・ 保護者の状況
- ・ 健康面
- ・ 支援上の課題
- ・ 親子関係の調整・指導
- ・ 就労(就学)先の必要情報等

問 2-7 問 2-1 で「実施」を選んだ方にお聞きます。継続支援計画の策定項目として当てはまるものをすべて選択してください。(「その他」を選択した場合、問 2-7-1 で主な内容を 3 つ程度教えてください。)(複数選択)

問 2-8 継続支援計画の策定において、対象者(当事者)は参画しているか(問 2-1 で、「実施」と回答した人のみ)

継続支援計画策定で対象者の参画有無では、「参画している」が 54%で「参画していない」の 46%を上回る。



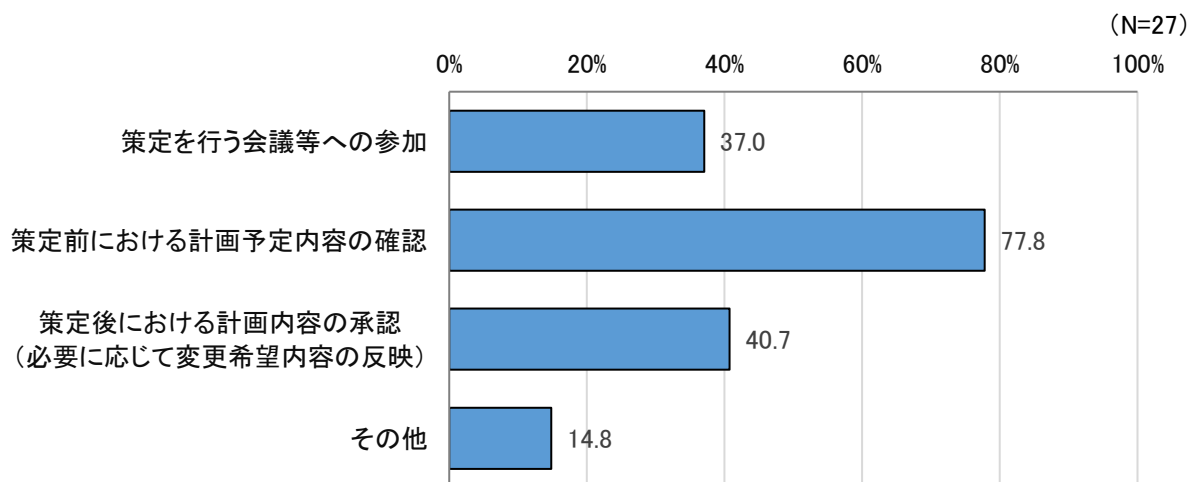
問 2-8 問 2-1 で「実施」を選んだ方にお聞きます。継続支援計画の策定において、対象者(当事者)は参画していますか。

問 2-8-1 継続支援計画策定の参画方法(問 2-8 で、「参画している」と回答した人のみ)

継続支援計画策定の参画方法では「策定前における計画予定内容の確認」が 77.8%で 8 割弱を占め最も多い。以下、「策定後における計画内容の承認(必要に応じて変更希望内容の反映)」が 40.7%、「策定を行う会議等への参加」が 37.0%。

その他として、「作成前に面談/丁寧な説明」が 4 件、「作成前のアセスメント」、「施設退所者については施設への確認」が挙げられた。

問 2-8-1 継続支援計画策定の参画方法



「その他」の回答

- ・ 支援計画を作成する際に面談する/関係者会議前の本人への丁寧な説明(4 件)
- ・ 作成前のアセスメント
- ・ 施設退所者については施設への確認

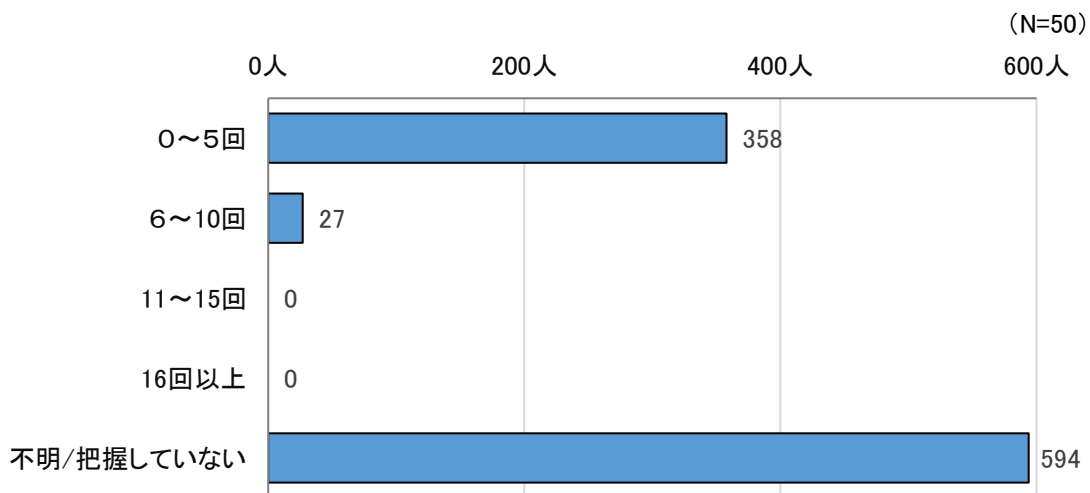
問 2-8-1 問 2-8 で「参画している」と答えた方にお聞きます。どのような方法で参画していますか。「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。(複数選択)



問 2-9 支援対象者一人当たりの支援担当者会議開催回数別人数(問 2-1 で、「実施」と回答した人のみ)

支援対象者一人当たりの担当者会議の開催数は、「0～5 回」が 358 人で最も多く、「6～10 回」は 27 人となる。11 回以上の回答はなし。一方「不明/把握していない」が 594 人みられる。

問 2-9 支援対象者一人当たりの支援担当者会議開催回数別人数



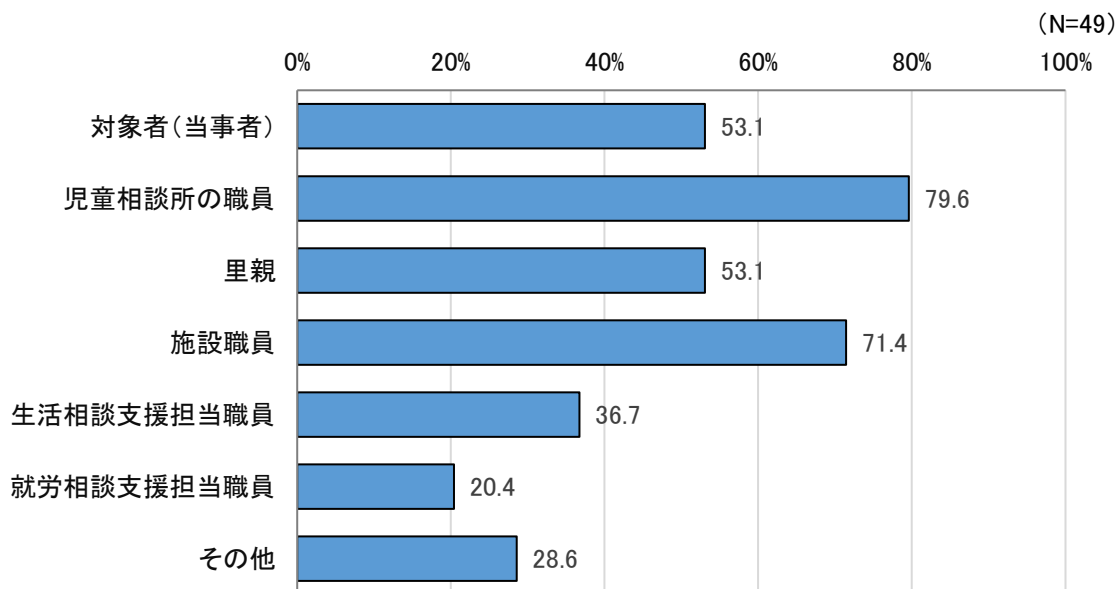
問 2-9 問 2-1 で「実施」を選んだ方にお聞きます。令和 3 年度中に開催した支援担当者会議において、支援対象者一人当たりの開催回数別の人数を教えてください。

問 2-10 支援担当者会議に参加している支援機関(問 2-1 で、「実施」と回答した人のみ)

支援担当者会議に参加している支援機関は、「児童相談所の職員」が 79.6%で最も多く、次いで、「施設職員」が 71.4%、「対象者(当事者)」「里親」が各 53.1%で続く。

その他は 14 人から回答があった。「支援コーディネーター業務委託」や「教育機関」、「児童相談所」の他に「障害福祉事業所」、「市町村障害福祉課」、「障害福祉サービス事業所」等が挙げられた。

問 2-10 支援担当者会議に参加している支援機関



問 2-10-1「その他」の回答(N=14)

- ・ 支援コーディネーター業務委託
- ・ 障害福祉事業所
- ・ 市町村障害福祉課
- ・ 障害福祉サービス事業所
- ・ 市町村
- ・ フォスタリング機関
- ・ 里親支援機関
- ・ 入所施設
- ・ 教育機関
- ・ 市町村障がい者基幹センター
- ・ 児童相談所
- ・ 発達障害者支援センター

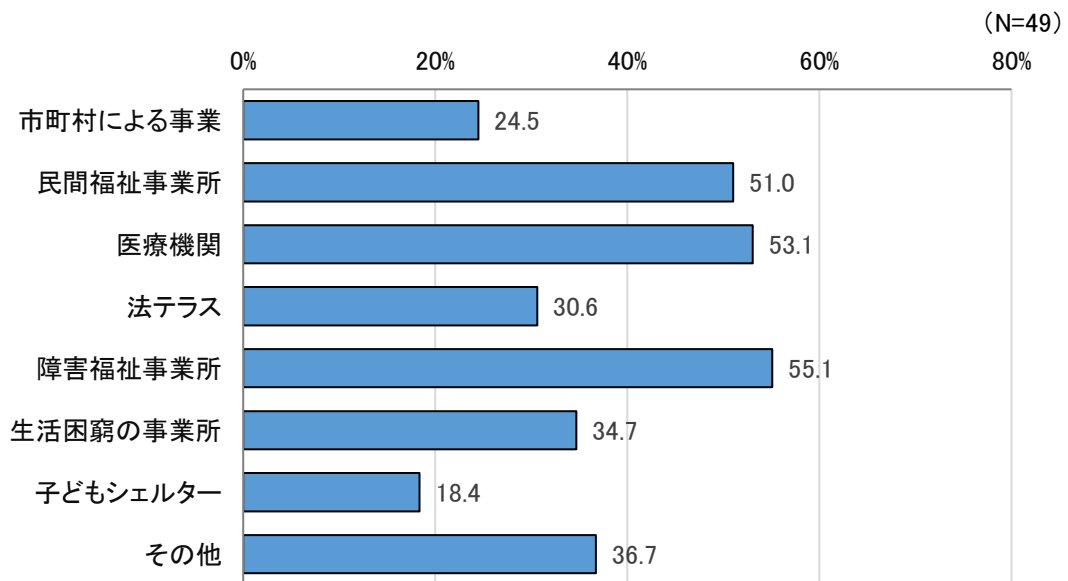
問 2-10 問 2-1 で「実施」を選んだ方にお聞きします。支援担当者会議に参加している支援機関をすべて選択してください。(「その他」を選択した場合、問 2-10-1 で主な内容を 3 つ程度教えてください。)(複数選択)

問 2-11 社会的養護自立支援事業において、連携先として当てはまる機関(問 2-1 で、「実施」と回答した人のみ)

連携先としては、「障害福祉事業所」が 55.1%で最も多く、次いで「医療機関」が 53.1%、「民間福祉事業所」が 51.0%で続き、この上位 3 項目が 5 割を超えている。

その他として、「教育機関」が 3 件、「児童相談所」「就職先」が各 2 件、「福祉事務所」、「民間企業」等が挙げられた。

問 2-11 社会的養護自立支援事業の連携先機関



「その他」の回答

- ・ 教育機関(大学、専門学校)(3 件)
- ・ 児童相談所(2 件)
- ・ 対象者の就労先(2 件)
- ・ 福祉事務所
- ・ 民間企業
- ・ NPO
- ・ 婦人相談所、児童相談所
- ・ 就労先
- ・ 旧措置施設等
- ・ 個人による就労斡旋
- ・ 県委託事業者
- ・ 社会福祉士会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 社労士

問 2-11 問 2-1 で「実施」を選んだ方にお聞きます。社会的養護自立支援事業において、連携先として当てはまる機関を教えてください。「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。(複数選択)

問 2-11-1 市町村による事業名(問 2-11 で、「市町村による事業」と回答した人のみ)

「市町村による事業」は 12 自治体から回答があった。事業名は以下の通り。

問 2-11-1 市町村による事業名

(N=12)

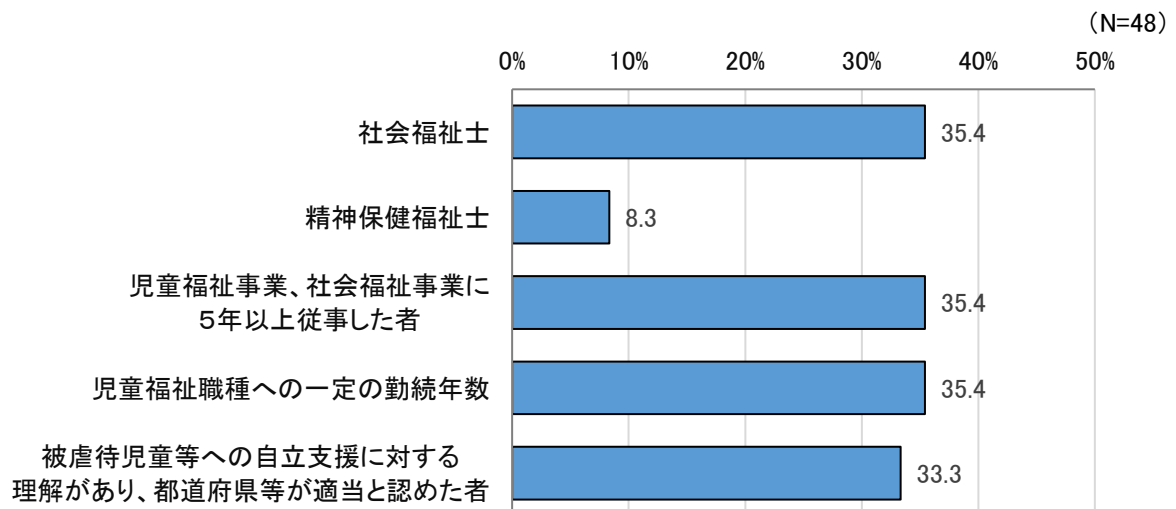
生活保護(4 件)  
社会的養護自立支援事業  
市町村役場  
各種障害福祉サービス  
自立支援医療  
市主催の就労支援イベント等  
障害福祉サービス  
障害施策  
母子保健事業等

問 2-11-1 問 2-11 で「市町村による事業」を選んだ方にお聞きします。具体的な事業名をお答えください。

問 2-12 社会的養護自立支援事業の居住支援における支援コーディネーターの資格(問 2-1 で、「実施」と回答した人のみ)

居住支援における支援コーディネーターの資格については、「社会福祉士」、「児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者」、「児童福祉職種への一定の勤続年数」がそれぞれ35.4%で最も多い。「被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者」の内容としては、「児童福祉行政の長」、「虐待防止研修等各種研修を受講した者」、「児相勤務経験有」等が挙げられた。

問 2-12 社会的養護自立支援事業の居住支援における支援コーディネーター資格



「被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者」の回答

- ・ 児童福祉行政の長
- ・ 虐待防止研修等各種研修を受講した者
- ・ 児相勤務経験有
- ・ 生活困窮の窓口担当者
- ・ 児童相談所での勤務経験等

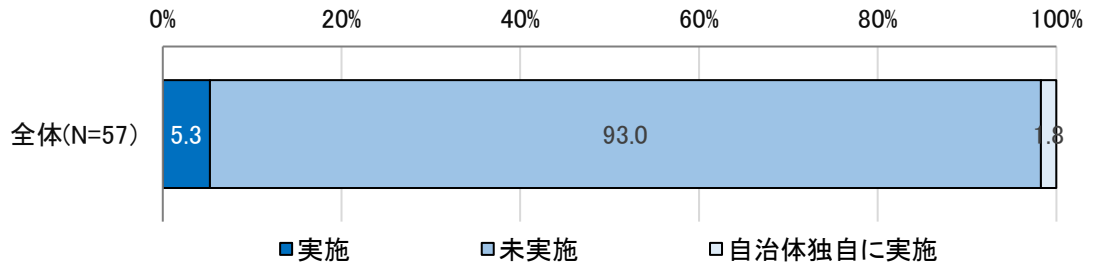
問 2-12 問 2-1 で「実施」を選んだ方にお聞きます。社会的養護自立支援事業の居住支援における支援コーディネーターについて、社会的養護自立支援事業実施要綱に定めるとの資格を持つ者を配置していますか。

「被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者」を選んだ方はその内容をお答えください。(複数選択)

### 問 3-1 社会的養護自立支援実態把握事業を実施しているか

社会的養護自立支援実態把握事業の実施有無については、「未実施」が 93.0%で大部分を占めている。実施は、「実施」(5.3%)と「自治体独自に実施」(1.8%)を合わせて、7.1%の少数に止まる。

問 3-1 社会的養護自立支援実態把握事業の実施有無



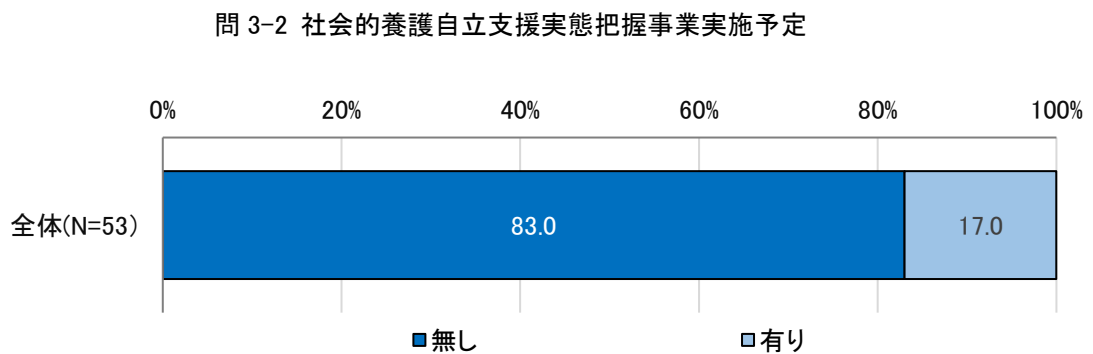
問 3-1 社会的養護自立支援実態把握事業を実施していますか。

「自治体独自に実施」を選択した場合、以下、社会的養護自立支援実態把握事業を独自調査に読み替えて回答してください。

問 3-2 社会的養護自立支援実態把握事業実施予定(問 3-1 で、「未実施」と回答した人のみ)

社会的養護自立支援実態把握事業の未実施事業者に実施予定を尋ねると、「無し」が 83.0%を占め、「有り」の 17.0%を大きく上回る。

「実施予定有り」の実施時期は、「令和 5 年度」が 7 件、「令和 4 年度」が 2 件となっている。



「実施予定時期」の回答

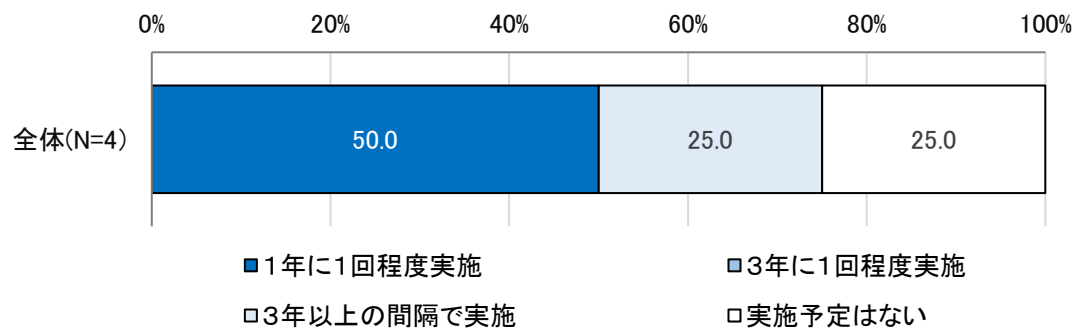
- ・ 令和 5 年度(7 件)
- ・ 令和 4 年度(2 件)

問 3-2 「問 3-1」で未実施を選択した場合、実施予定に関して教えてください。「有り」を選択した場合は、実施予定時期をお答えください。

問 3-3 社会的養護自立支援実態把握事業に基づき調査を実施する頻度(問 3-1 で、「実施」と回答した人のみ)

社会的養護自立支援実態把握事業の実施事業者に実施頻度を尋ねると、「1年に1回程度実施」が50.0%で半数を占める。「3年以上の間隔で実施」、「実施予定がない」が各25.0%。

問 3-3 社会的養護自立支援実態把握事業の調査実施頻度



問 3-3 「問 3-1」で実施を選択した場合、社会的養護自立支援実態把握事業に基づき調査を実施する頻度を教えてください。

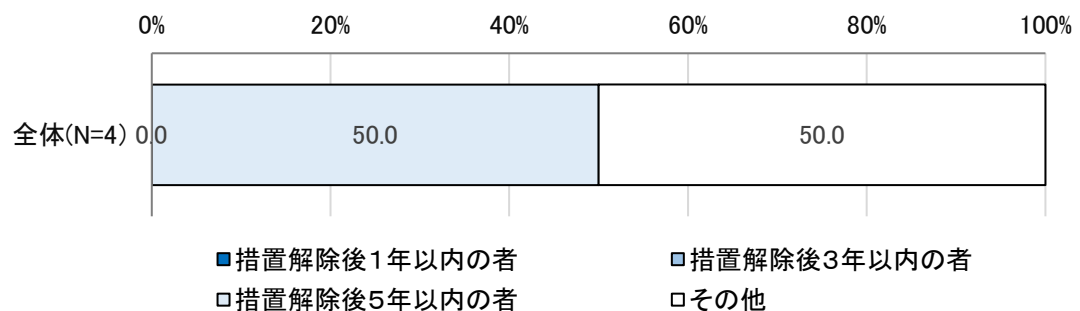


問 3-4 社会的養護自立支援実態把握事業に基づく調査における調査対象者の範囲(問 3-1 で、「実施」と回答した人のみ)

社会的養護自立支援実態把握事業に基づく調査対象の範囲を実施業者に尋ねると、「措置解除後 5 年以内の者」と「その他」がそれぞれ 50.0%ずつを占める。

その他として、「特に年齢制限は設けていない」、「施設が把握している者」が挙げられた。

問 3-4 社会的養護自立支援実態把握事業調査の調査対象者範囲



「その他」の回答

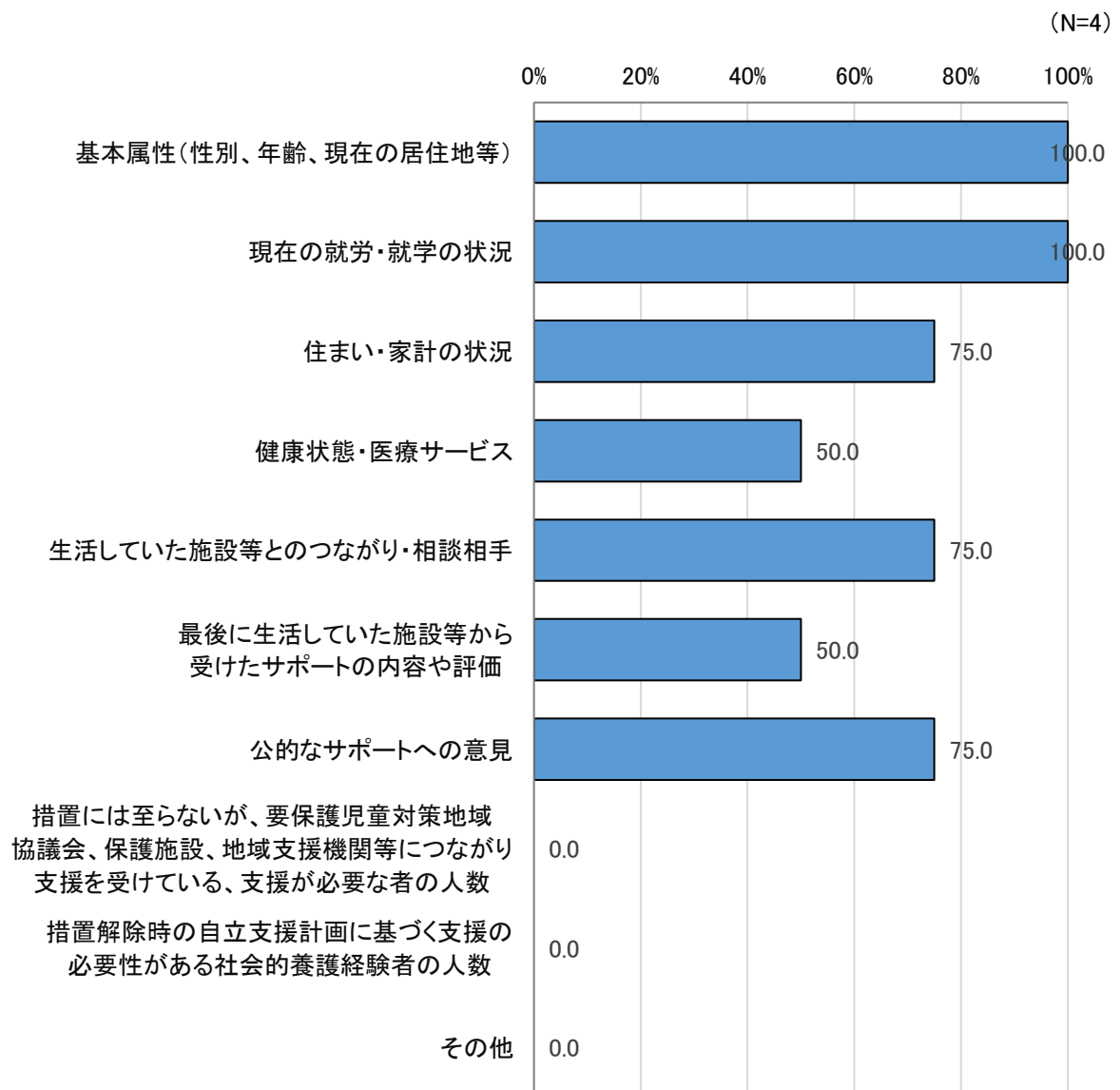
- ・ 特に年齢制限は設けていない
- ・ 施設が把握している者

問 3-4 「問 3-1」で実施を選択した場合、社会的養護自立支援実態把握事業に基づく調査における調査対象者の範囲を教えてください。「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。

問 3-5 社会的養護自立支援実態把握事業に基づく調査における調査内容に含まれるも(問 3-1 で、「実施」と回答した人のみ)

社会的養護自立支援実態把握事業に基づく調査内容について実施業者に尋ねると、「基本属性(性別、年齢、現在の居住地等)」、「現在の就労・就学の状況」が各 100.0%、「住まい・家計の状況」、「生活していた施設等とのつながり・相談相手」、「公的サポートへの意見」がそれぞれ 75.0%になった。

問 3-5 社会的養護自立支援実態把握事業調査の調査内容



問 3-5 「問 3-1」で実施を選択した場合、社会的養護自立支援実態把握事業に基づく調査における調査内容に含まれるものをすべて選択してください。「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。(複数選択)

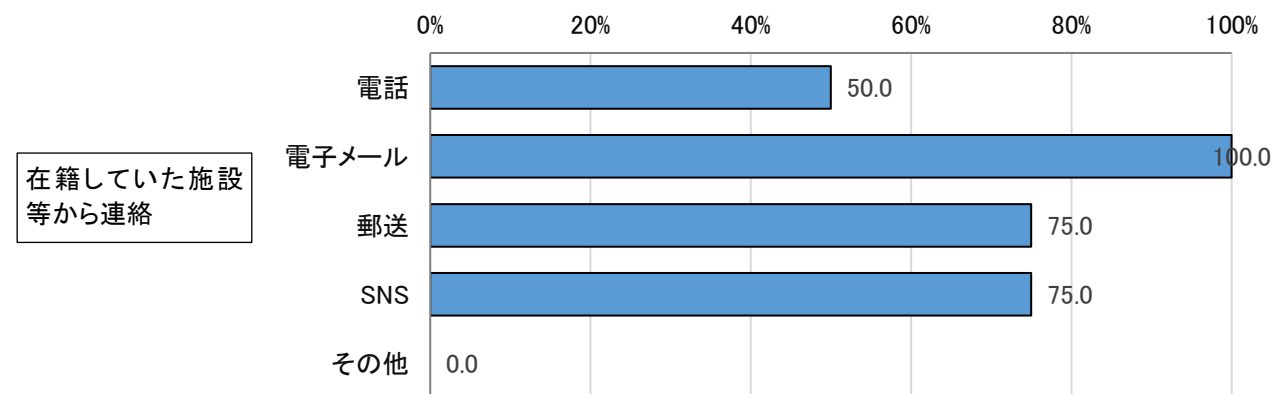
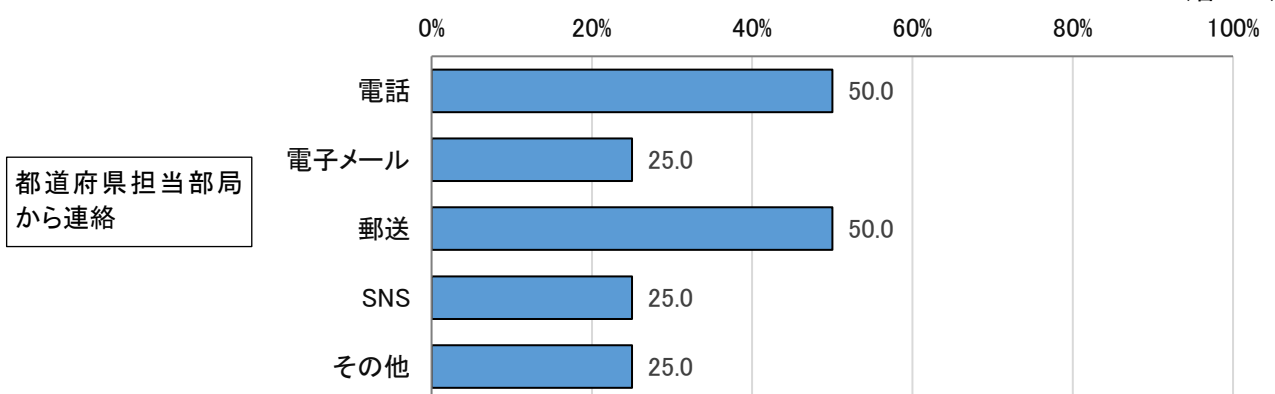
問 3-6 調査対象者への連絡方法 都道府県担当部局から連絡方法(問 3-1 で、「実施」と回答した人のみ)

社会的養護自立支援実態把握事業の実施事業者に調査対象者への連絡方法を尋ねると、<都道府県担当部局から連絡>では、「電話」や「郵送」(各 50.0%)が多い。<在籍していた施設等から連絡>では、「電子メール」が 100.0%で最も多く、次いで「郵送」「SNS」(各 75.0%)が多い。

<都道府県部局から連絡>のその他として、「当県から直接行わず、専門業者に委託」が挙げられた。

問 3-6 調査対象者への連絡方法

(各 N=4)



問 3-6-1 都道府県担当部局から連絡の「その他」の回答(N=1)

- ・ 当県から直接連絡は行わない。専門事業者に委託し実施した

問 3-6 「問 3-1」で実施を選択した場合、社会的養護自立支援実態把握事業に基づく調査について、調査対象者への連絡方法として活用しているものを教えてください。(複数選択)

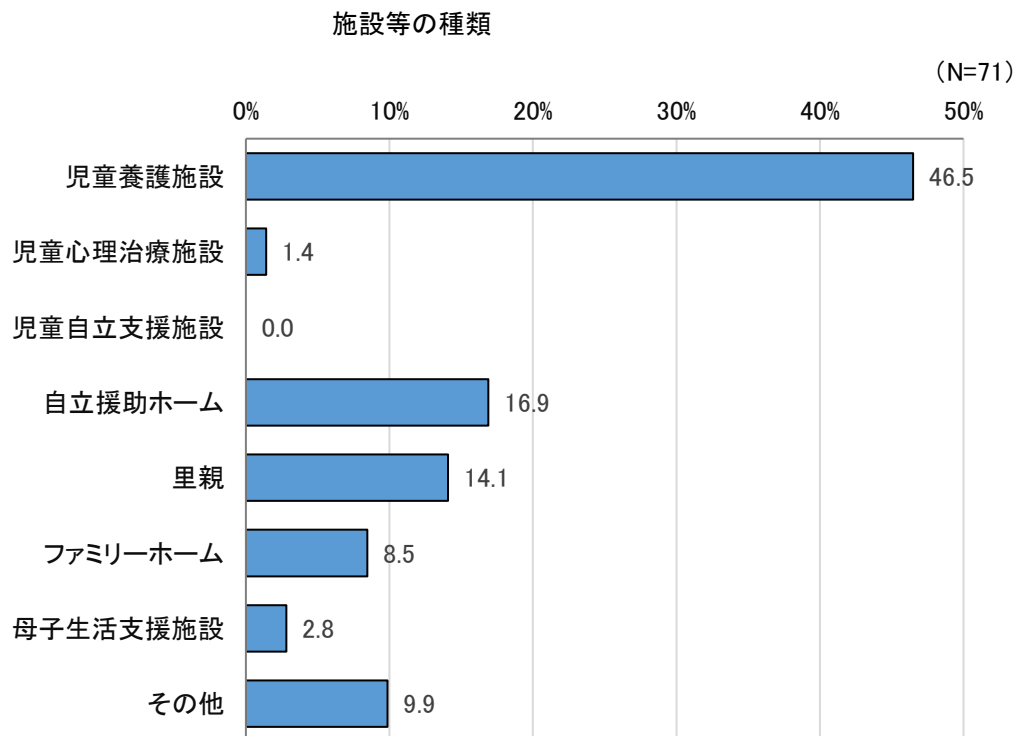
問 3-6-1 問 3-6 で「その他」と答えた方にお聞きます。その他の内容をお答えください。

**2.集計結果**  
**2-2.居住支援実施事業者向け**

## 施設等の種類

施設等の種類では、「児童養護施設」が 46.5%で最多。以下「自立援助ホーム」が 16.9%、「里親」が 14.1%で続く。

その他として、「児童相談所」(5 件)、「委託社会的養護自立支援事業」、「児童養護施設の協議会」等が挙げられた。



### 「その他」の回答

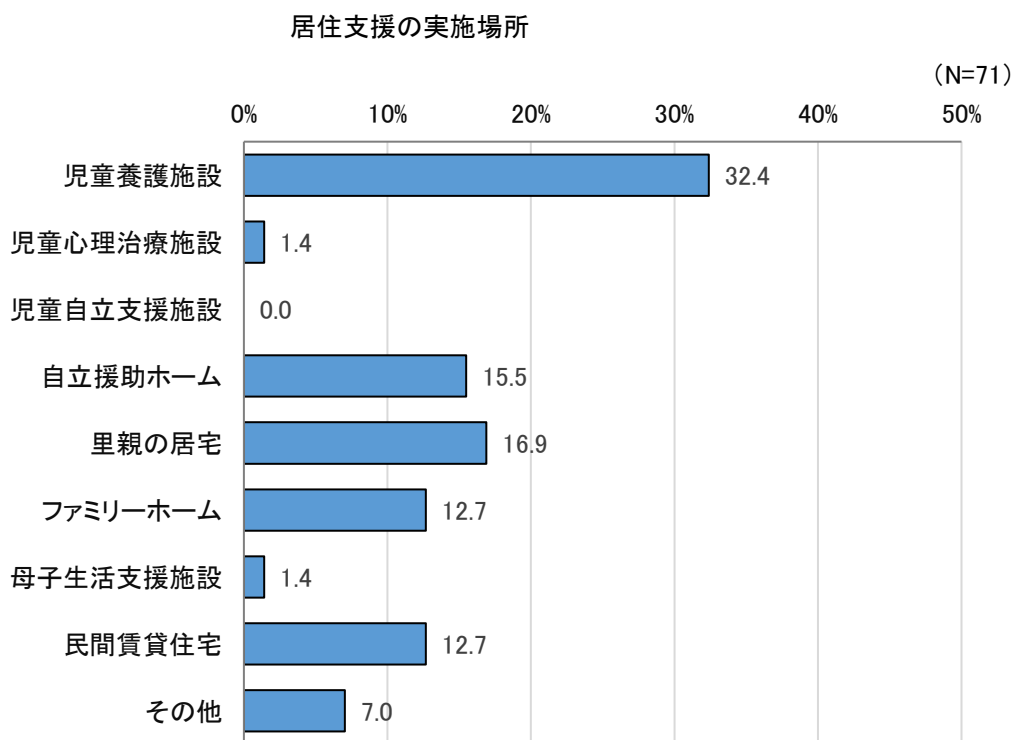
- ・ 児童相談所(5 件)
- ・ 県委託社会的養護自立支援事業
- ・ 児童養護施設の協議会

施設等の種類をお答えください。「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。(必須回答)

## 居住支援の実施場所

居住支援の実施場所については、「児童養護施設」が 32.4%で最も多い。次いで「里親の居宅」が 16.9%、「自立援助ホーム」が 15.5%で続く。「民間賃貸住宅」が 12.7%。

その他として、「アパート」、「進学先近くに居住」、「新聞奨学制度の寮」等が挙げられた。



### 「その他」の回答

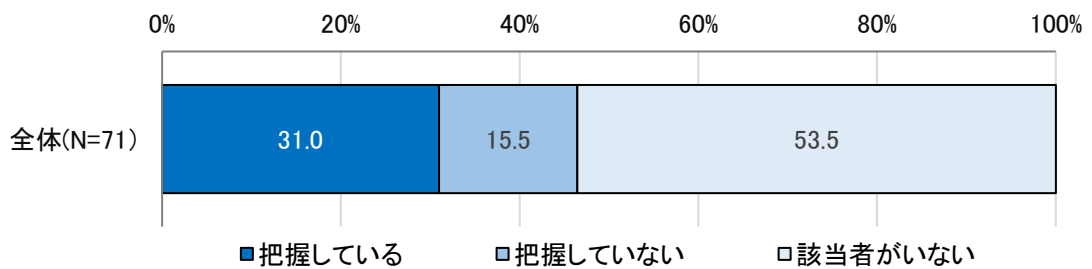
- ・ アパート
- ・ 進学先近くに居住
- ・ 新聞奨学制度の寮
- ・ 計画作成の中で適宜ケースバイケースで居住設定をしている。
- ・ 社会的養護自立支援事業

居住支援の実施場所についてお聞かせください。「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。(必須回答)

問 1-1 令和 3 年度中の社会的養護自立支援事業の利用者のうち自立後、再度施設等に入所した者の把握

利用者が自立後に再度入所した数については、「把握している」が 31.0%で約 3 割。「該当者がいない」が 53.5%で半数以上を占めている。

問 1-1 令和 3 年度中の社会的養護自立支援事業利用者のうち自立後、再度施設等入所者の把握有



問 1-1 令和 3 年度中の社会的養護自立支援事業の利用者のうち、義務教育終了後に施設等を 1 度退所した者又は過去に社会的養護自立支援事業を利用した経験がある者で、自立後、困難を抱えたことにより再度施設等に入所することとなった者を把握していますか。(措置変更を除く。)(必須回答)

問 1-1-1 自立後、再度施設等に入所した者の人数(問 1-1 で、「把握している」と回答した人のみ)

入所者を把握している 22 施設等から回答があった。

問 1-1-1 自立後、再度施設等に入所した者の人数

(N=22)

平均人数	0.86 人
最大人数	4.0 人
最少人数	0.0 人

問 1-1-1 問 1-1 で「把握している」を選択した場合、令和 3 年度中の社会的養護自立支援事業の利用者のうち、義務教育終了後に施設等を 1 度退所した者又は過去に社会的養護自立支援事業を利用した経験がある者で、自立後、困難を抱えたことにより再度施設等に入所することとなった者は何人いましたか(措置変更を除く。)(必須回答)



問 1-1-2 再度施設等に入所した主な理由(問 1-1 で、「把握している」と回答した人のみ)

入所者を把握している 22 施設等から回答があった。

再度入所した主な理由として、金銭関連が多く、中でも「経済的な理由」(3 件)、「金銭の問題」(2 件)が多い。また、その他として、「居所喪失」(3 件)、「対人関係」「生活立て直しが必要」(各 2 件)等が挙げられた。

問 1-1-2 再度施設等に入所した主な理由

(N=22)

分類	主な内容
家族関連	家出 親子関係不良、頼る近親者がいない 保護者からアルバイト代を使われる 親自身が施設入所している 頼れる親族がいない 実父と関わりたくないという意味
職場関連	就労先でのトラブル 職種が合わなかった 職場が遠すぎた 失職
金銭関連	経済的理由(3 件) 金銭面の問題(2 件) 利用者が妊娠したが、親族の援助が得られなかったため 家賃滞納 目標に向かって貯金するため 金銭管理 借金返済計画
健康関連	就職をしたが病気のため離職したため 精神的不安により寄り添いが必要 心身のケアが必要 軽い鬱
その他	居所喪失(3 件) 対人関係(2 件) 生活立て直しが必要(2 件) 就労を続けることができなかった 引き取る家庭がない 短大在学中に生活の乱れが生じ継続が難しくなった 学校を退学することとなり再度就職に向けて支援が必要 短大進学 自立できるだけの準備ができていなかった 友達に会えない

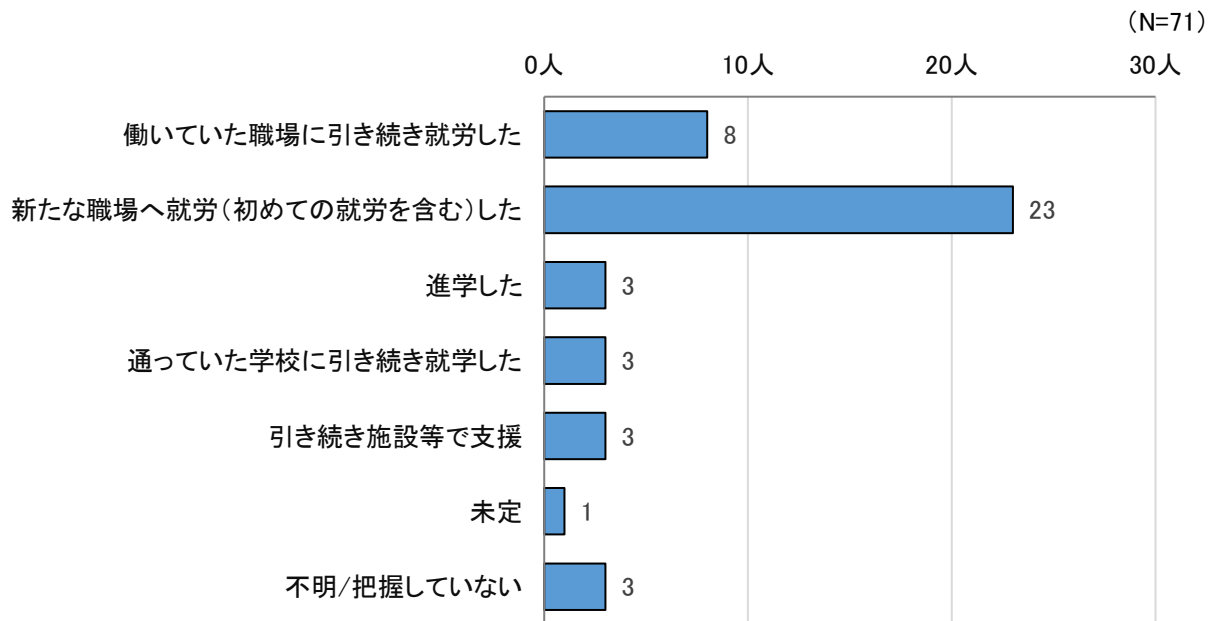
問 1-1-2 問 1-1 で「把握している」を選択した場合、再度施設等に入所した主な理由を 5 つ程度教えてください。

## 問1-2 支援終了後の就労・進学等の状況

支援終了後の就労・進学等の状況では、「新たな職場へ就労(初めての就労を含む)した」が 23 人で最も多く、次いで「働いていた職場に引き続き就労した」が 8 人で続く。

「未定」として、「施設を退所後は家庭に帰った後、就職活動の援助を行い令和 4 年度に就職することができた」が挙げられた。

問 1-2 支援終了後の就労・進学等の状況別人数



「未定」の回答

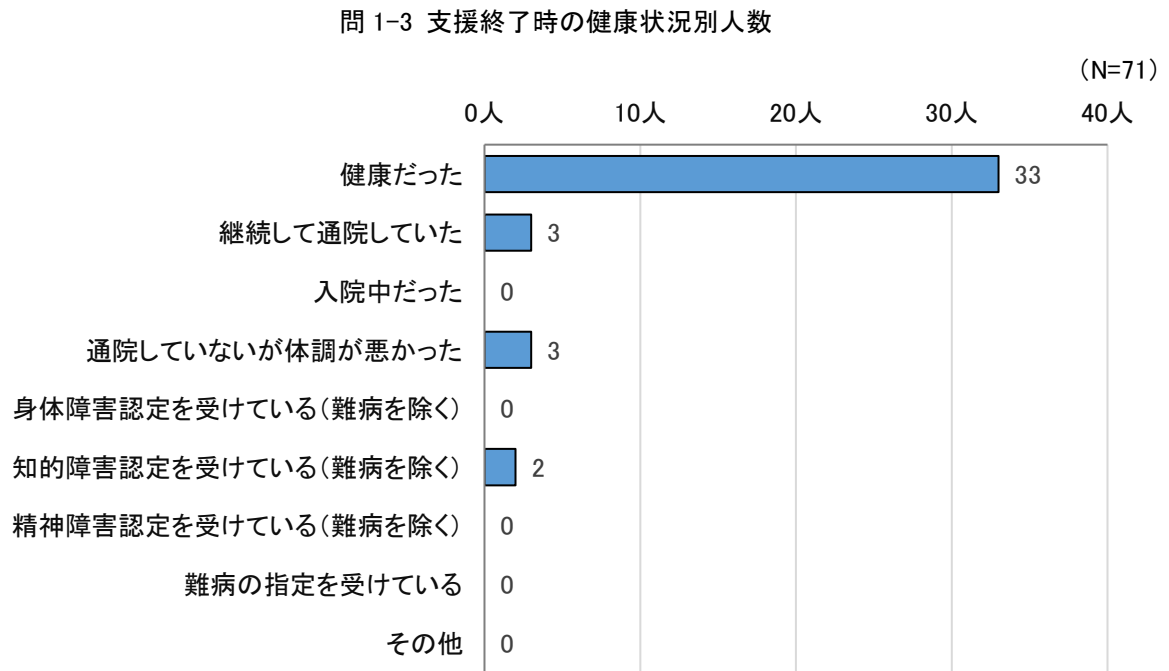
- 施設を退所後は家庭に帰った後、就職活動の援助を行い令和 4 年度に就職することができた

問 1-2 令和 3 年度の社会的養護自立支援事業の居住支援の利用者のうち、令和 3 年度末で 22 歳の年度末を迎えた利用者の支援終了後の就労・進学等の状況を教えてください。(必須回答)

未定だった支援者がいた場合は、その後の支援内容についてお書きください。

### 問1-3 支援終了時の健康状況

支援終了後の健康状況では、「健康だった」が 33 人で最も多い。



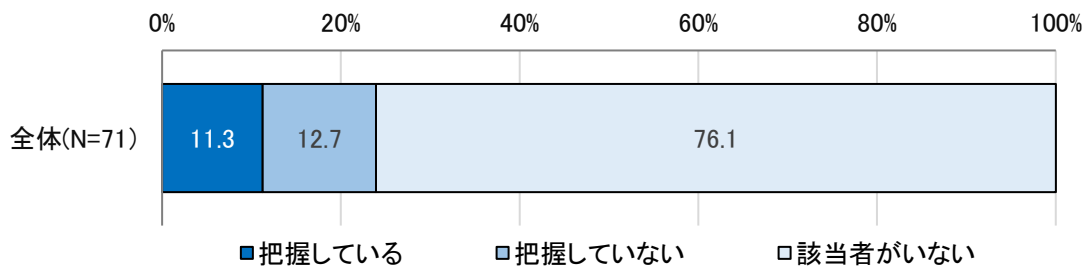
問 1-3 令和 3 年度の社会的養護自立支援事業の居住支援の利用者のうち、令和 3 年度末で 22 歳の年度末を迎えた利用者の支援終了時の健康状況ごとの人数を教えてください。(必須回答)

「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。

問 1-4 居住支援の利用者のうち、22 歳の年度末以降も継続して支援が必要と見込まれた利用者の把握

継続して支援が必要な利用者の把握については、「該当者がいない」が全体の 8 割弱を占めている。「把握している」は 11.3%で「把握していない」の 12.7%を下回る。

問1-4 居住支援の利用者のうち、22 歳の年度末以降も継続支援が必要と見込まれた利用者の把握有無



問 1-4 令和 3 年度の社会的養護自立支援事業の居住支援の利用者のうち、支援担当者会議において 22 歳の年度末以降も継続して支援が必要と見込まれた利用者を把握していますか。(必須回答)

問 1-4-1 居住支援の利用者のうち、22 歳の年度末以降も継続して支援が必要と見込まれた利用者  
の人数とその理由(問 1-4 で、「把握している」と回答した人のみ)

利用者を把握している、8 施設等から回答があった。

問 1-4-1 継続して支援が必要と見込まれた人数

(N=8)

平均人数	9.00 人
最大人数	4.0 人
最少人数	0.0 人

再度施設に入所した理由では、「頼る近親者がいない」や「性格特性から社会適応が困難」、「継続した  
就労ができない」等が挙げられた。

問 1-4-1 再度施設等に入所した主な理由

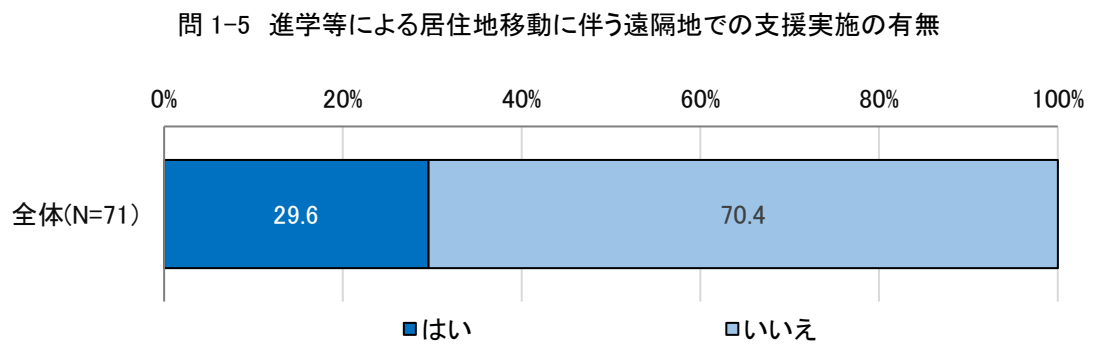
(N=8)

分類	主な内容
頼れる近親者の不在	頼る近親者がいない
健康上の問題 または障害	性格特性から社会適応が困難 軽度知的障害 虚弱体質で見守りが必要
就労に関する課題	継続した就労が出来ない 福祉的就労についても安定的に通えない。現在は地域活動支援にて日中活動 を継続中。就労 B に移行する事が今時点の目標
その他	学業に専念するため 大学を卒業できないため 借金等の解決途上対人関係が不得手 身辺処理力不十分(ごみ屋敷) 一人暮らしをしたい意向があるが、障害者年金と地域活動支援の工賃のみで は一人暮らしが不可能

問 1-4-1 問 1-4 で「把握している」を選択した場合、令和 3 年度の社会的養護自立支援事業の居住支援の利用者のう  
ち、支援担当者会議において 22 歳の年度末以降も継続して支援が必要と見込まれた利用者は何人いましたか。  
また、支援が必要と見込まれた主な理由を 5 つ程度教えてください。

問 1-5 進学等による居住地移動に伴う遠隔地での支援は行っているか

居住地移動に伴う遠隔地での支援については、「はい」は 29.6%と約 3 割に止まり、7 割が実施していない。



問 1-5 進学等による居住地移動に伴う遠隔地での支援は行っていますか。(必須回答)

問 1-5-1 進学等による居住地移動に伴う遠隔地での支援内容(問 1-5 で、「はい」と回答した人のみ)

支援を実施している、21 施設等から回答があった。

遠隔地での支援実施内容について連絡・訪問が多く、中でも「定期的な訪問・連絡」(19 件)が多い。相談支援では、「食品送付」「就労・進学相談」(各 3 件)、他機関との連携では「民間事業者との連携」(2 件)が多い。その他として、「金銭管理」(4 件)が多く挙げられた。

問 1-5-1 進学等による居住地移動に伴う遠隔地での支援内容

(N=21)

分類	主な内容
連絡・訪問	定期的な訪問・連絡(19 件) SNS などを利用して状況の把握を行っている(3 件) 不定期に連絡を取っている(2 件) 訪問(2 件) 近況報告 社会的養護自立支援事業に定期的に通所 就労状況の確認 電話をする 家庭との連絡調整をしながら不安感を減らすようにしている オンライン面談 定期的に本人が施設に来所
相談支援	食品送付(3 件) 就労・進学相談(3 件) 相談受付(2 件) 生活費の支給・生活支援(2 件) 生活上の不安の聞き取り・アドバイス(2 件) 生活相談 定期的に帰ホームを受け入れている 生活に必要な手続きなど 対人関係相談 通院同行 悩みなどの相談等 書類等の記入アドバイス 保証人相談
他機関との連携	民間事業者との連携(2 件) 関係機関との連携 転居先の民間事業者と連携を取るようになっている 類縁者が皆無な場合の転居先の民間事業へ委託 転居先に近い機関と連携して支援を行っている 福祉事業所(日中活動場)との連携 新聞会社と連絡
その他	金銭管理(4 件) 帰省場所(2 件) 一時帰省の場所提供 身元保証人になっている 服薬管理

問 1-5-1 問 1-5 で「はい」を選んだ方にお聞きます。支援の主な内容を 5 つ程度教えてください(例: 定期的に訪問や連絡を行っている、転居先の民間事業者等と連携し継続支援を行っているなど)。

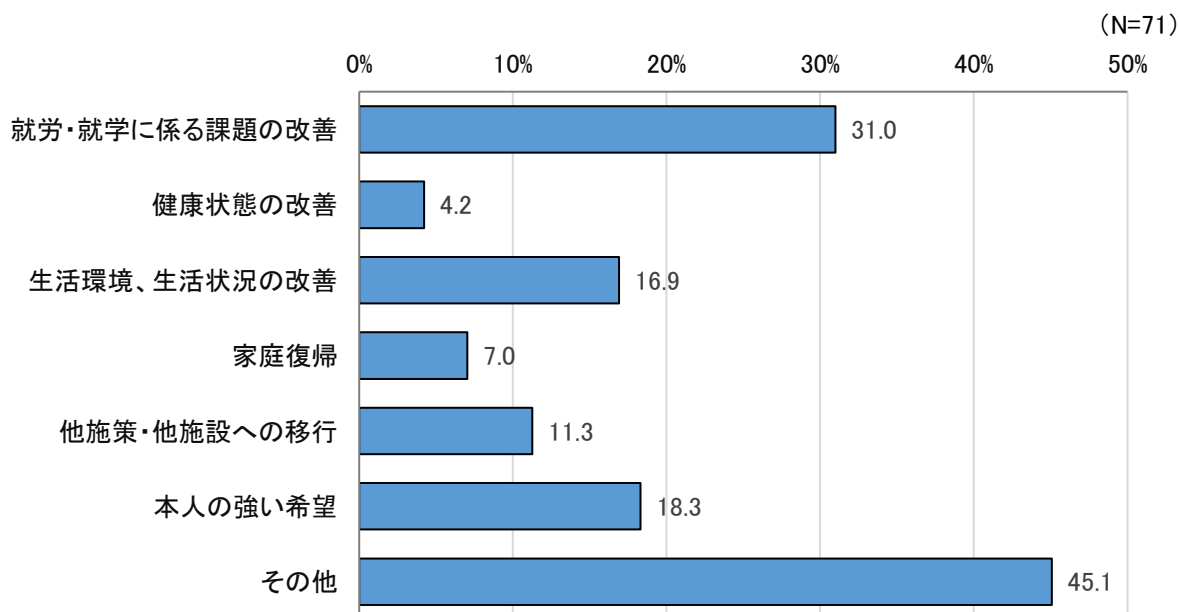


問 1-6 22 歳年度末以前に居住支援を終了した利用者についての終了理由

居住支援を終了した理由については、「就労・就学に係わる課題の改善」が 31.0%で最も多い。以下、「本人の強い希望」が 18.3%、「生活環境、生活状況の改善」が 16.9%で続く。なお、「その他」が 45.1%みられる。

その他として、「就職」「結婚」「自立(一人暮らし)」（各 2 件）、「年齢要件に該当しなくなったため、その後はホームでそのまま生活させている。ボランティア」、「就学による転居」等が挙げられた。

問 1-6 22 歳年度末以前に居住支援を終了した利用者の終了理由



「その他」の回答

- ・ 就職(2 件)
- ・ 結婚(2 件)
- ・ 自立(一人暮らし)(2 件)
- ・ 年齢要件に該当しなくなったため、その後はホームでそのまま生活させている。ボランティア
- ・ 就学による転居
- ・ 大学を退学したため

問 1-6 22 歳年度末以前に居住支援を終了した利用者について、その終了理由を教えてください。

「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。(複数選択)

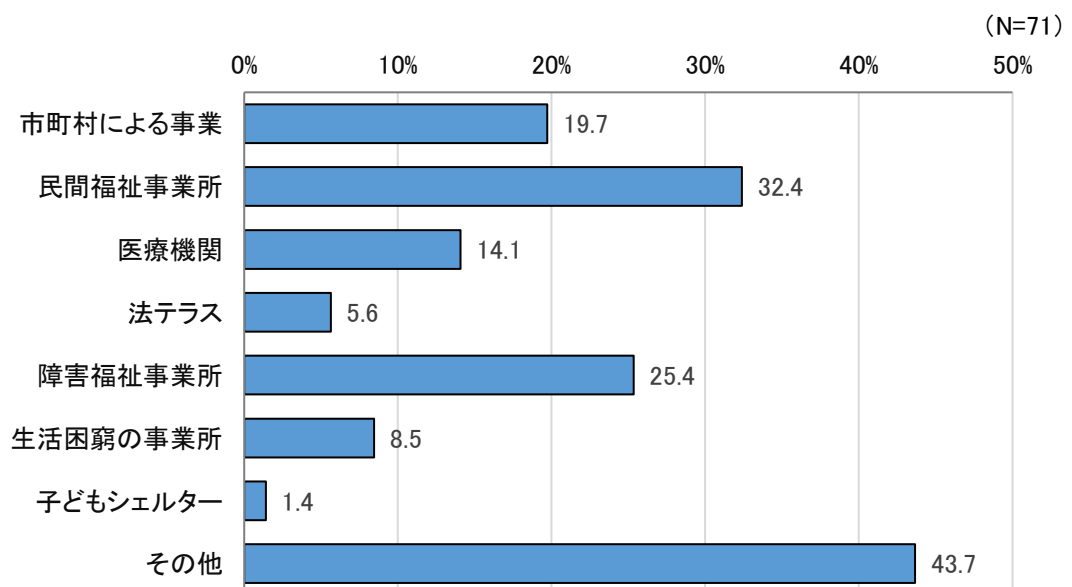
問 1-7 社会的養護自立支援事業における居住支援において、連携先として当てはまる機関

居住支援における連携先機関は、「民間福祉事業所」が 32.4%で最も多く、次いで「障害福祉事業所」が 25.4%、「市町村による事業」が 19.7%で続く。なお、「その他」が 43.7%みられる。

「市町村による事業」の内容として、「児童相談所」(4 件)、「自立支援事業・センター」、「婦人相談」、「ユースサービス協会」等が挙げられた。

その他として、「児童相談所」(7 件)、「就労先」「兵庫県児童養護連絡協議会自立支援コーディネーター」「里親支援機関」(各 2 件)等が挙げられた。

問 1-7 社会的養護自立支援事業における居住支援の連携先機関



「市町村による事業」の回答

- ・ 児童相談所(4 件)
- ・ 社会的養護自立支援事業
- ・ 婦人相談
- ・ 自立支援センター支援員
- ・ 就労支援
- ・ 市の地域生活支援センター
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 生活保護
- ・ 市の社会的養護自立支援事業
- ・ 地域活動支援・障害福祉課

「その他」の回答

- ・ 児童相談所(7 件)
- ・ 就労先(2 件)
- ・ 県の児童養護連絡協議会自立支援コーディネーター(2 件)
- ・ 里親支援機関(2 件)
- ・ CSW
- ・ 各子ども家庭センター
- ・ 通学先の学校
- ・ 民間団体

- ・ ライオンズクラブ
- ・ ロータリークラブ
- ・ ステップハウス
- ・ 民間事業主
- ・ 親しい里親と話合う
- ・ 退所児等アフターケア事業
- ・ 県健康福祉環境部
- ・ 青少年家庭課
- ・ 児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員
- ・ 里親会の会長さん
- ・ 施設の相談員さん
- ・ 養護連絡協議会
- ・ 児童養護施設
- ・ 通信制・定時制高校
- ・ ホーム内に居住
- ・ ファミリーホーム
- ・ 就労サポートセンター
- ・ 相談支援センター

問 1-7 社会的養護自立支援事業における居住支援において、連携先として当てはまる機関を教えてください。

「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。

「市町村による事業」を選んだ場合は、具体的な事業名をお書きください。(必須回答)(複数選択)

問 1-8 令和 3 年度末時点で、社会的養護自立支援事業のうち、主に居住支援に携わっている支援員の人数

主に居住支援に携わっている支援員数は以下の通り。

問 1-8 令和 3 年度末時点で、社会的養護自立支援事業のうち主に居住支援に携わっている支援員の人数

(N=61)

平均人数	2.77 人
最大人数	16.0 人
最少人数	1.0 人

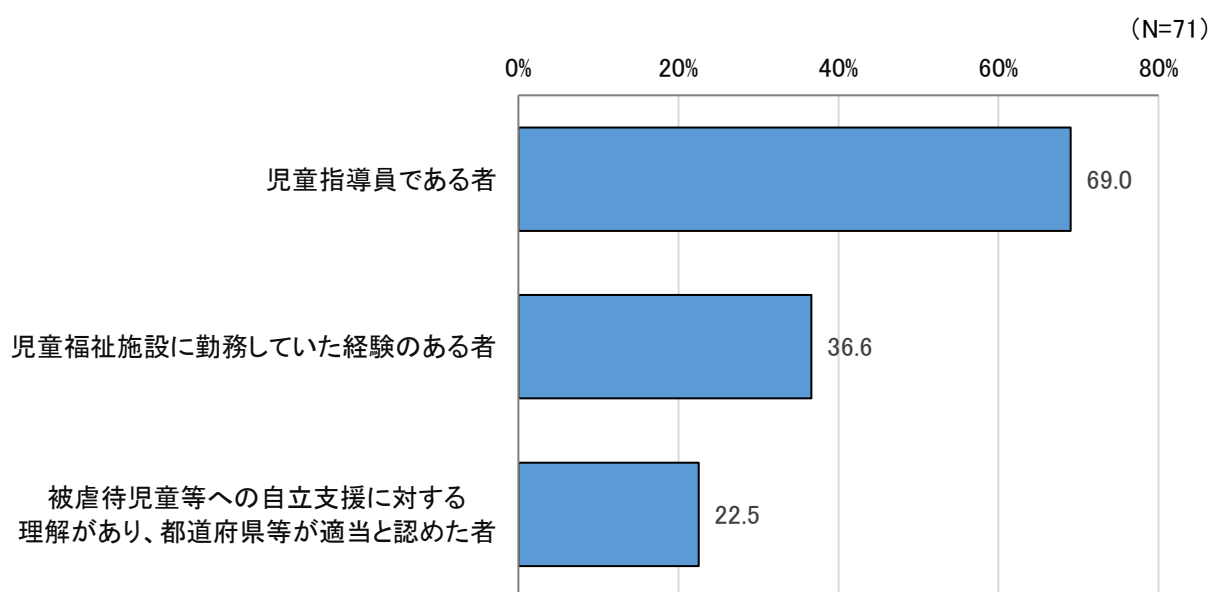
問 1-8 令和 3 年度末時点で、社会的養護自立支援事業のうち、主に居住支援に携わっている支援員の人数を教えてください。(必須回答)

問 1-9 社会的養護自立支援事業の居住支援における支援員の資格

支援員の資格については、「児童指導員である者」が 69.0%で最も多い。次いで「児童福祉施設に勤務していた経験のある者」が 36.6%、「被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者」は 22.5%。

「被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者」の内容として、「里親(専門里親、里親登録)」(9 件)、「社会福祉士」、「高等学校寄宿舍経験者」、「医療従事者家族」等が挙げられた。

問 1-9 社会的養護自立支援事業の居住支援における支援員の資格



「被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者」の回答

- ・ 里親(専門里親、里親登録)(9 件)
- ・ 定期的に情報の交換を行い、困っていること等を聞き出す
- ・ 高等学校寄宿舍経験者
- ・ 医療従事者家族
- ・ ファミリーホーム運営者
- ・ 保育士
- ・ 社会福祉士
- ・ 社会福祉主事
- ・ 専門研修の受講者等
- ・ 自立支援相談員

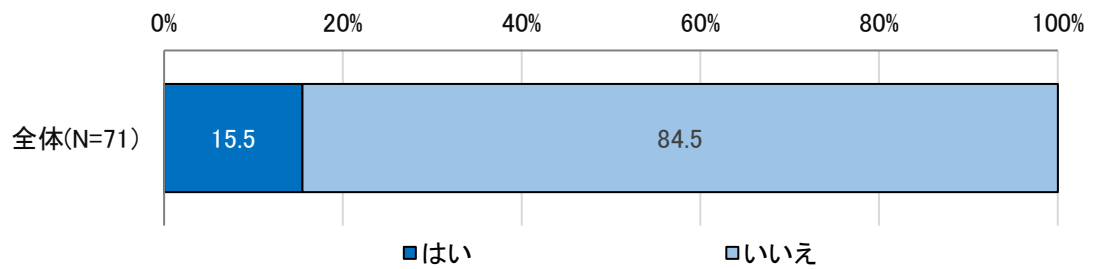
問 1-9 社会的養護自立支援事業における居住支援の支援員について、社会的養護自立支援事業実施要綱に定めど  
の資格を持つ者を配置していますか。

「被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者」を選んだ場合は、その内容をお答え  
ください。(必須回答)(複数選択)

問 1-10 社会的養護自立支援事業の実施に当たり居住支援を伴う利用者から利用料を徴収しているか

利用者からの利用料徴収については、「はい」が 15.5%、「いいえ」が 84.5%となり、8 割以上が利用料を徴収していない。

問 1-10 社会的養護自立支援事業の実施に当たり居住支援を伴う利用者からの利用料徴収の有無



問 1-10 社会的養護自立支援事業の実施に当たり居住支援を伴う利用者から利用料を徴収していますか。(必須回答)

問 1-10-1 居住支援利用料(問 1-10 で、「はい」と回答した人のみ)

利用料を徴収している、10 施設等から回答があった。

問 1-10-1 居住支援利用料

■一律金額		(N=10)
平均金額	29,500 円	
最大金額	35,000 円	
最少金額	15,000 円	

\*利用者によって異なる場合の回答はなし

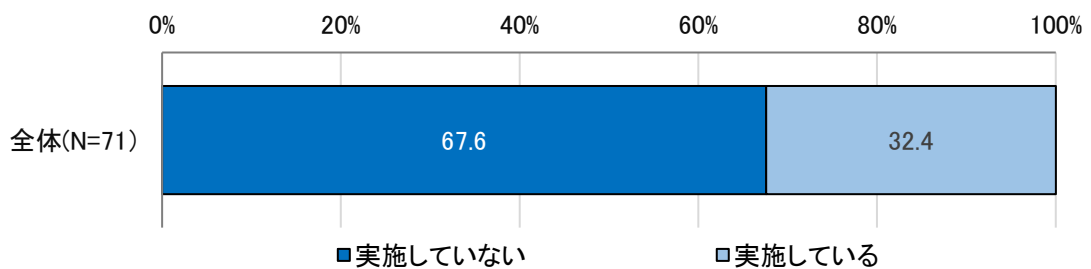
問 1-10-1 問 1-10 で「はい」を選んだ方にお聞きます。徴収している場合で、一律の場合はその額を、利用者によって異なる場合は、その最少額と最大額を教えてください。

問 1-11 社会的養護自立支援事業の居住支援以外の社会的養護に関連する支援を実施しているか

居住支援以外の社会的養護に関する支援では、「実施していない」が 67.6%となり、「実施している」は 3割強である。

「実施している支援」(回答者 23 人)として、「生活相談」(5 件)、「生活支援(金銭を伴わないを含む)」 「就労支援」(各 3 件)、「里親」「生活支援」(各 2 件)等が挙げられた。

問1-11 社会的養護自立支援事業の居住支援以外の社会的養護に関連する支援実施の有無



「支援の名称(事業名)」の回答 (n=23)

- ・ 生活相談(5 件)
- ・ 生活支援(金銭を伴わないを含む)(3 件)
- ・ 就労支援(3 件)
- ・ 里親(2 件)
- ・ 生活支援(2 件)
- ・ 就学者自立援助支援事業
- ・ 自立後生活体験支援
- ・ 自立援助ホーム
- ・ 市の社会的養護自立支援事業の自立支援コーディネート事業
- ・ 児童養護施設
- ・ 退所者拠点確保事業
- ・ 身元保証人確保対策事業
- ・ 子ども食堂
- ・ 生活費支援
- ・ 法律相談支援
- ・ 医療連携支援
- ・ ファミリーホーム
- ・ 自立支援金貸付事業
- ・ スタート資金
- ・ 社会的養護自立支援事業
- ・ 自立支援担当職員による退園生アフターフォロー
- ・ 相談業務
- ・ 学費支援事業

問 1-11 貴施設(本アンケート御回答者)は、社会的養護自立支援事業の居住支援以外の社会的養護に関連する支援を実施されていますか。(必須回答)

実施している場合、支援の名称(事業名)をお答えください。

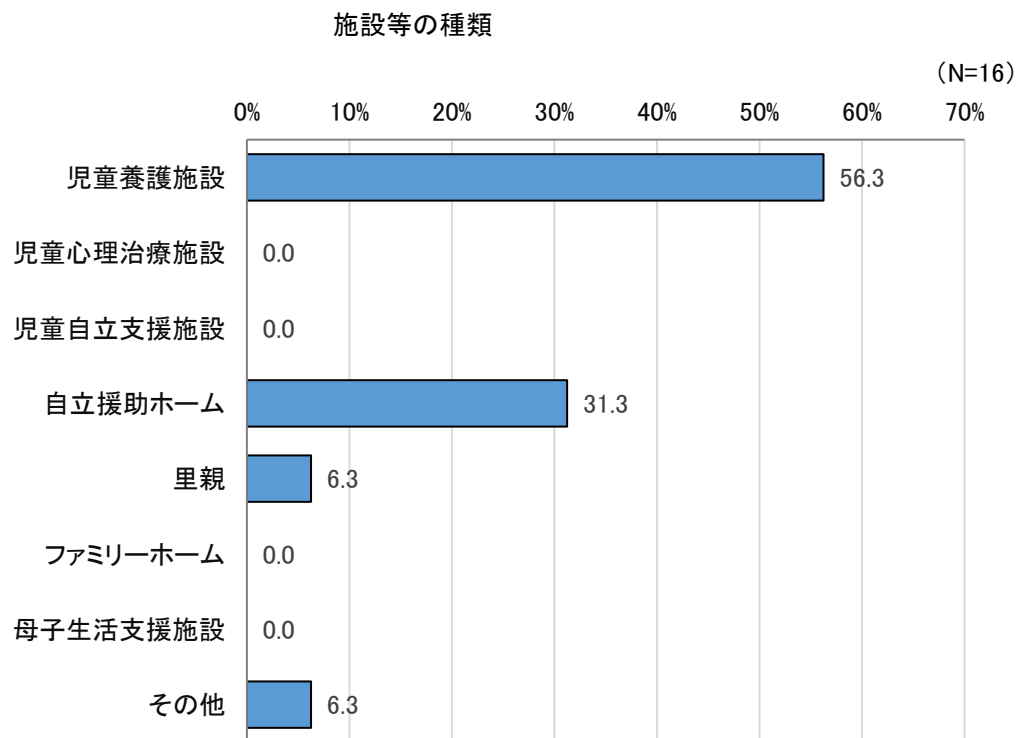


- ・ 2.集計結果
- ・ 2-3.自立後生活体験支援実施事業者向け

## 施設等の種類

施設等の種類では、「児童養護施設」が 56.3%で最も多く、次いで「自立援助ホーム」が 31.3%が多い。他施設では「里親」の 6.3%以外は回答がない。

その他として、「社会的養護自立支援事業」が挙げられた。



「その他」の回答

- ・ 社会的養護自立支援事業

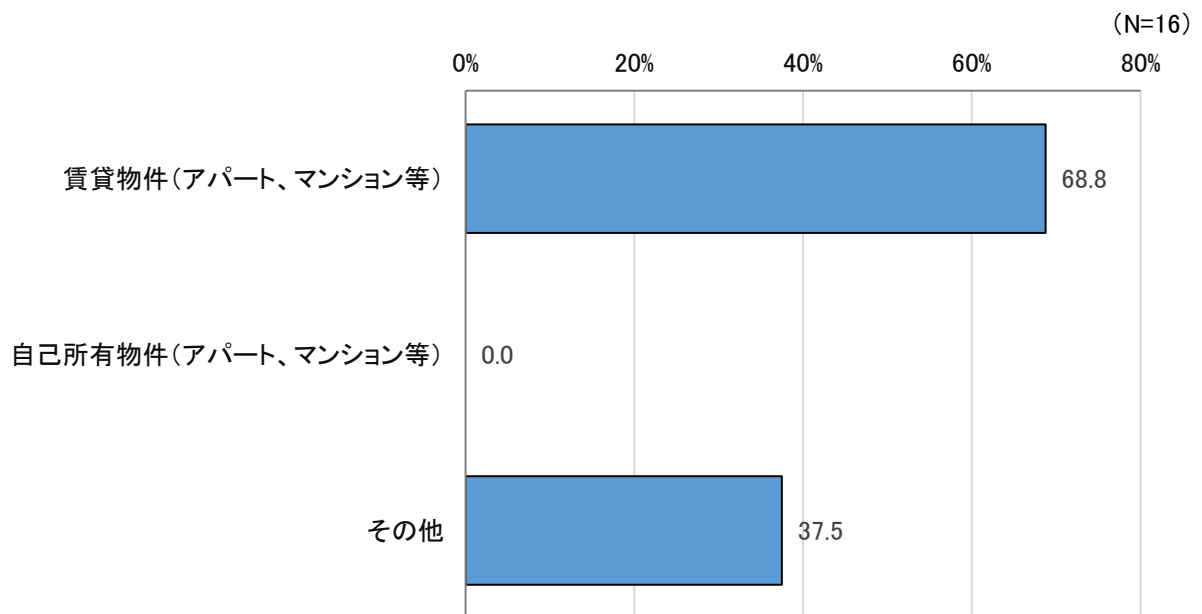
施設等の種類をお答えください。「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。(必須回答)

問 1-1 社会的養護自立支援事業実施要綱における「事業内容」に定める「自立後生活体験支援」の実施場所

「自立後生活体験支援」の実施場所では「賃貸物件(アパート、マンション等)」が 68.8%で 7 割近くを占めている。

その他として、「施設敷地内施設」、「施設内生活訓練ホーム」、「新聞奨学制度の寮」等が挙げられた。

問 1-1 社会的養護自立支援事業実施要綱の「事業内容」に定める「自立後生活体験支援」の実施場所



「その他」の回答

- ・ 施設敷地内施設
- ・ 施設内生活訓練ホーム
- ・ 敷地内にある一軒家
- ・ 新聞奨学制度の寮
- ・ 旧施設
- ・ 自宅

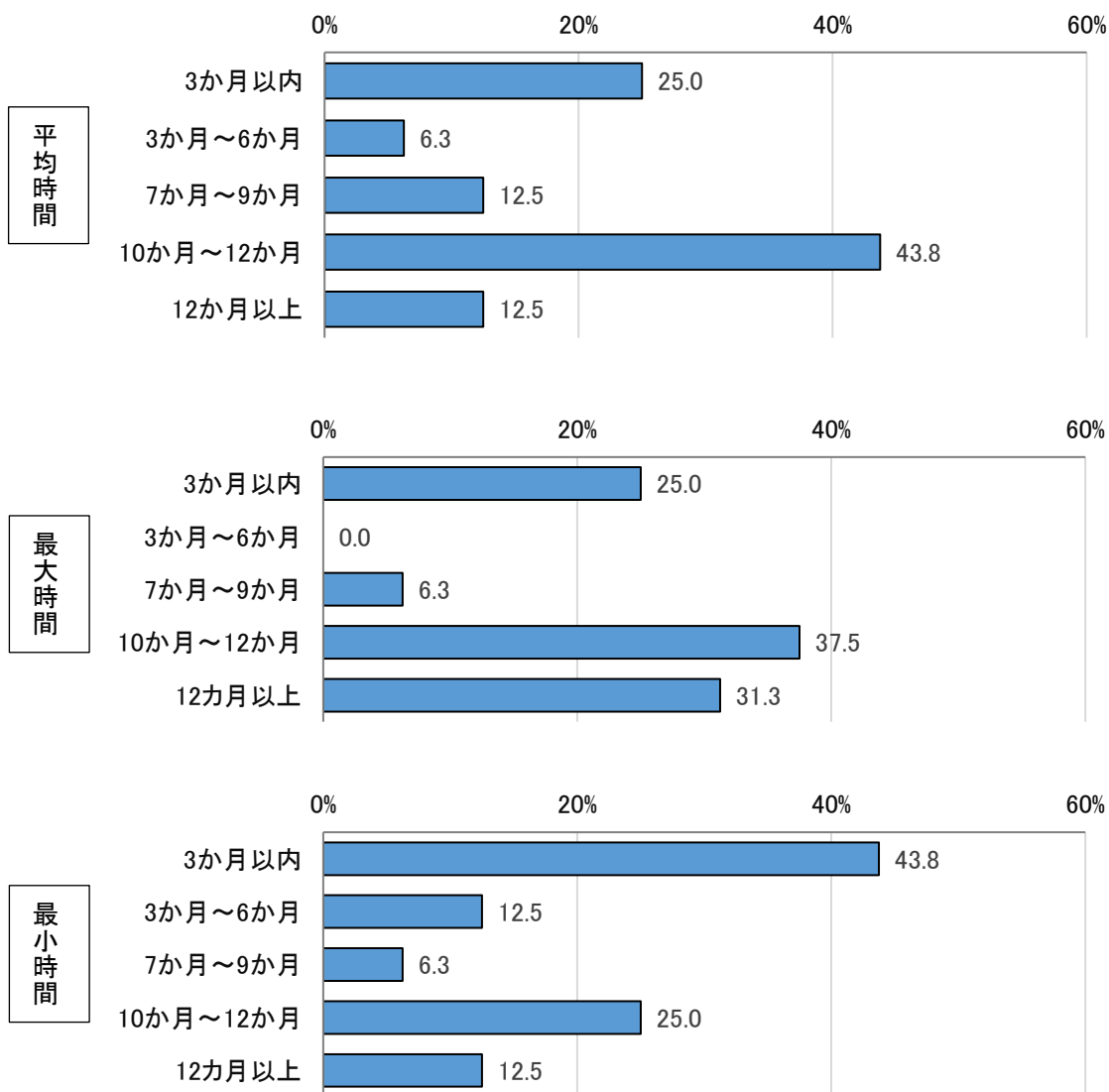
問 1-1 社会的養護自立支援事業実施要綱における「事業内容」に定める「自立後生活体験支援」の実施場所を教えてください。(必須回答)(複数選択)

問 1-2 「自立後生活体験支援」の利用者1人あたりの実施時間

「自立後生活体験支援」利用者 1 人あたりの実施時間をみると、＜平均時間＞では、「10 か月～12 か月」が 43.8%で最多、＜最大時間＞でも「10 か月～12 か月」が 37.5%で最多。＜最小時間＞では「3 か月以内」が 43.8%で最も多い。

問 1-2 「自立後生活体験支援」の利用者1人あたりの実施時間(平均/最大/最小)

(各 N=16)

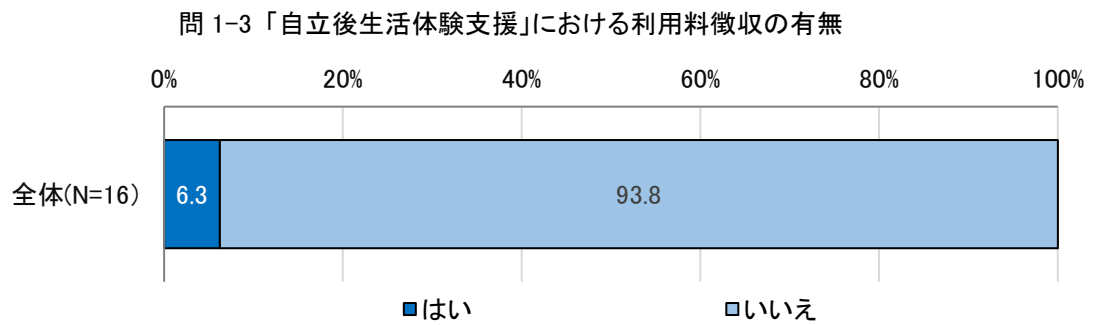


社会的養護自立支援事業実施要綱における「事業内容」に定める「自立後生活体験支援」の利用者 1 人あたりの実施時間を教えてください。(必須回答)

※要綱において最長 1 年と定めているため、「12 か月以上」については、自治体独自の取扱いで実施している場合を想定しています。

問 1-3 「自立後生活体験支援」において利用者から利用料を徴収しているか

「自立後生活体験支援」に対する利用料の徴収については、「いいえ」が 93.8%を占め、ほとんどの施設で徴収していない。「はい」と回答したのは 6.3%で 1 人のみであった。



問 1-3 社会的養護自立支援事業実施要綱における「事業内容」に定める「自立後生活体験支援」において利用者から利用料を徴収していますか。(必須回答)

問 1-3-1 自立後生活体験支援利用料(問 1-3 で、「はい」と回答した人のみ)

「自立後生活体験支援」の実施利用料については、1 施設等から回答があった。

問 1-3-1 自立後生活体験支援利用料

(N=1)

一律の場合の金額	22,500 円
最少額	回答なし
最大額	回答なし

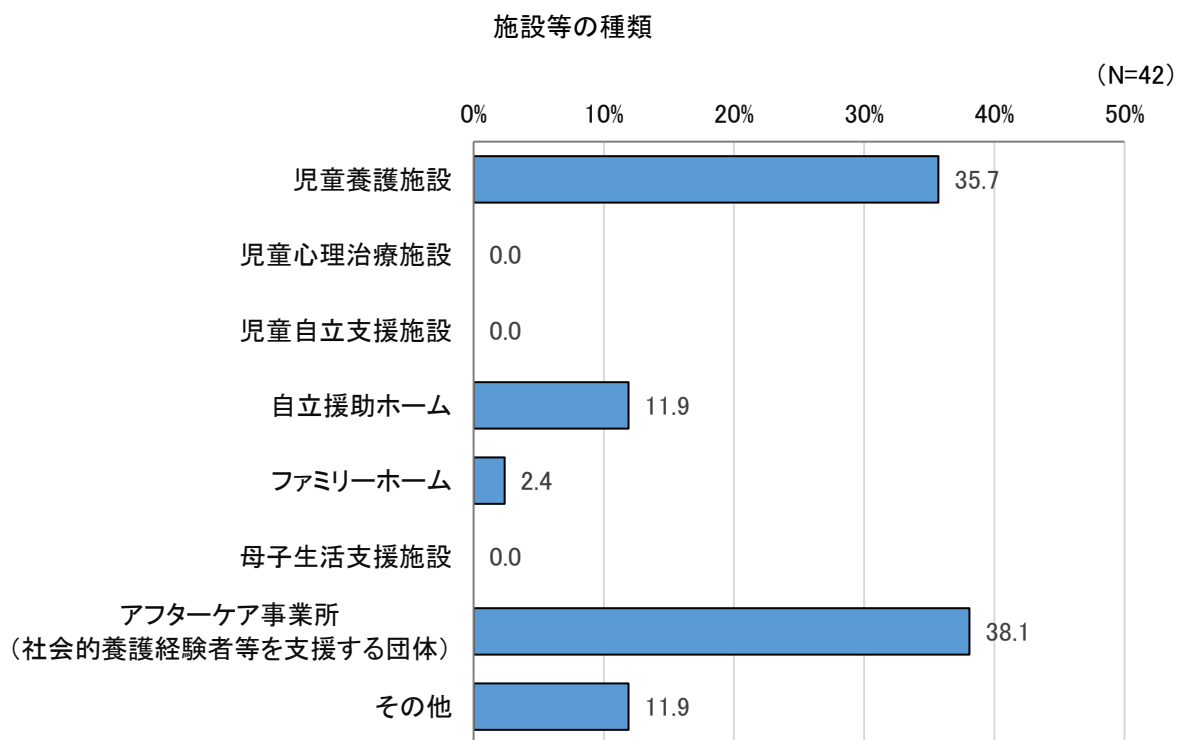
問 1-3-1 問 1-3 で「はい」を選んだ方にお聞きます。徴収している場合で、一律の場合はその額を、利用者によって異なる場合は、その最少額と最大額を教えてください。

**2.集計結果**  
**2-4.生活相談支援実施事業者向け**

## 施設等の種類

施設等の種類では、「アフターケア事業所(社会的養護経験者等を支援する団体)」が 38.1%で最も多く、次いで「児童養護施設」が 35.7%で続く。上位 2 施設が 3 割を超えて多い。

その他として、「児童家庭支援センター」(2 件)、「乳児院」、「青少年活動センター」等が挙げられた。



### 「その他」の回答

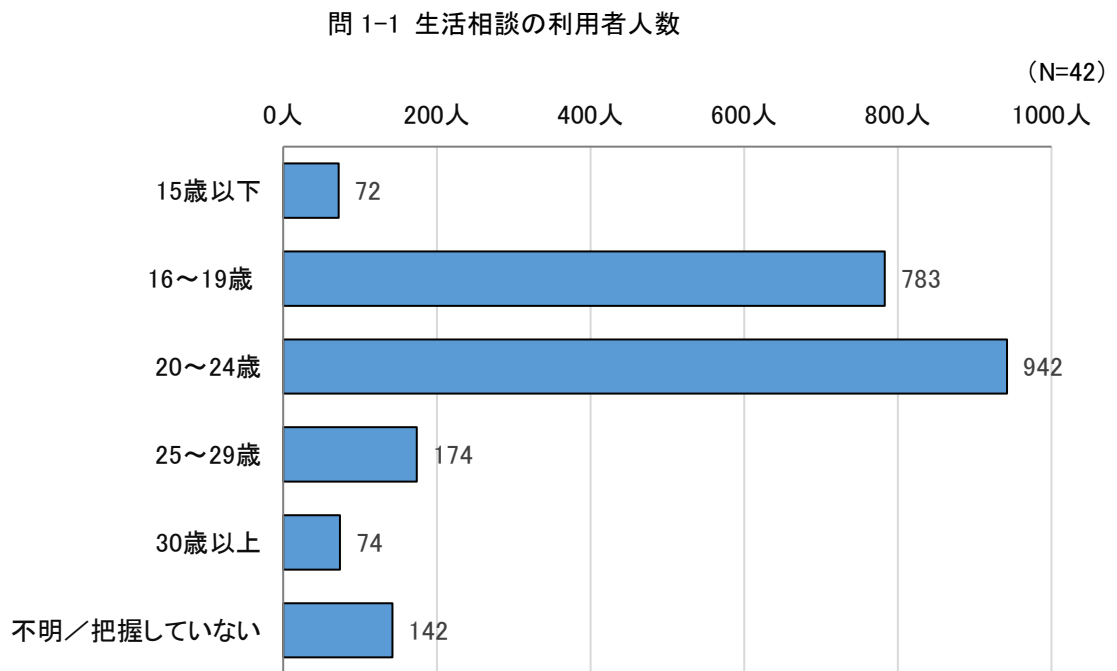
- ・ 児童家庭支援センター(2 件)
- ・ 乳児院
- ・ 社会的養護自立支援事業
- ・ 青少年活動センター

施設等の種類をお答えください。「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。(必須回答)



### 問1-1 生活相談の利用者人数

生活相談の利用者を年齢別で見ると、「20～24歳」が942人で最も多く、次いで「16～19歳」が783人で続く。16～24歳で全体の8割を占めている。

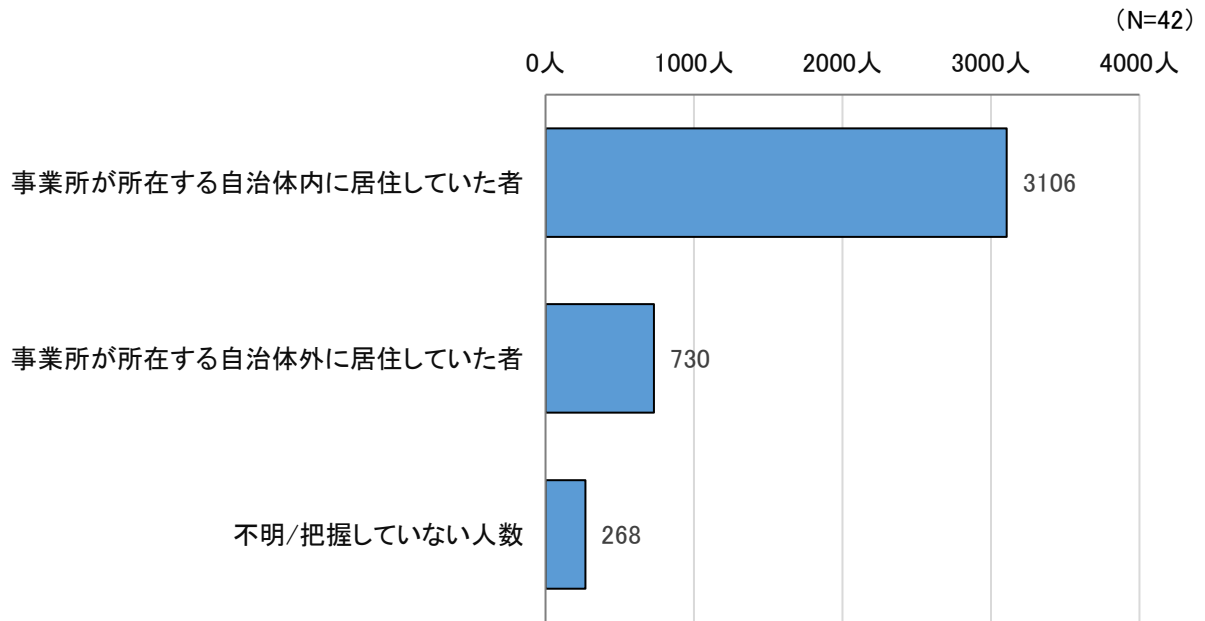


問 1-1 令和 3 年度中の社会的養護自立支援事業における生活相談の利用者について年齢層ごとの実人数を教えてください。(必須回答)

### 問1-2 支援対象者数の居住地別の延べ人数

支援対象者の居住地をみると、「事業所が所在する自治体内に居住していた者」が 3106 人で最多である。

問 1-2 支援対象者数の居住地別の延べ人数



問 1-2 令和 3 年度の社会的養護自立支援事業における生活相談において、支援対象者数の居住地別の延べ人数を教えてください。(必須回答)

年度途中で自治体をまたぐ移動があった場合は両方に計上してください。

### 問1-3 生活相談支援担当職員の配置人数

生活支援担当職員の配置人数は以下の通り。

#### 問 1-3 生活相談支援担当職員の配置人数

(N=37)

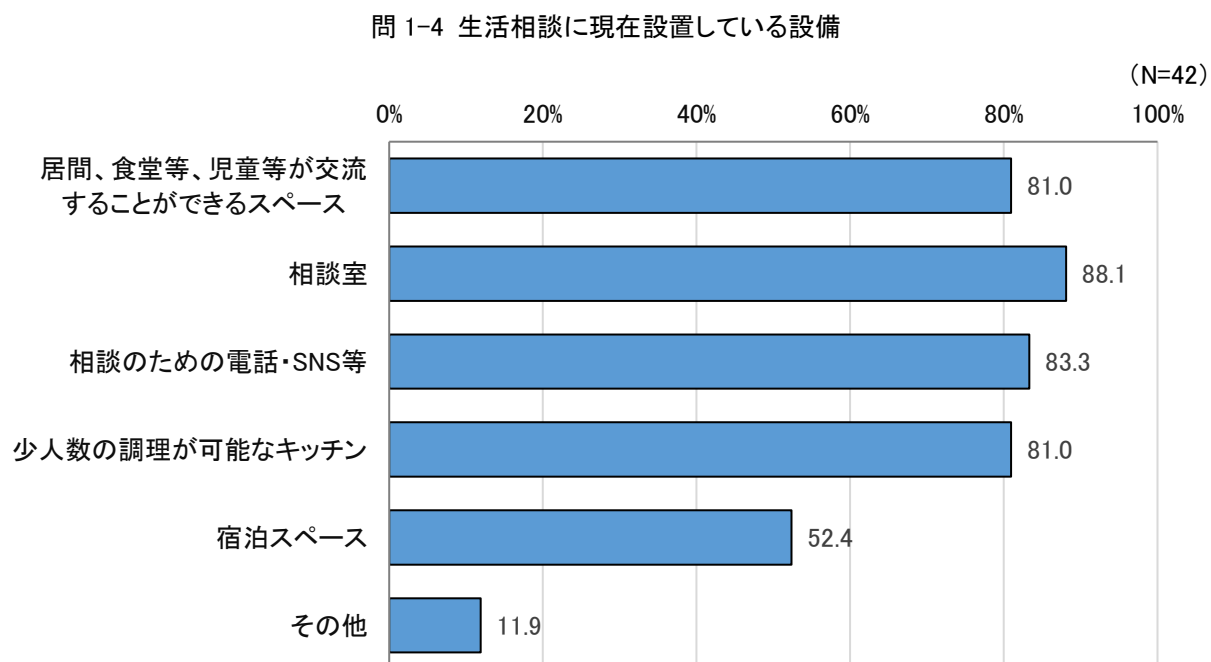
平均人数	2.18 人
最大人数	9.0 人
最少人数	0.2 人

問 1-3 社会的養護自立支援事業における生活相談において、社会的養護自立支援事業実施要綱に定める生活相談支援担当職員の配置人数について教えてください。(必須回答)

問1-4 生活相談に現在設置している設備について

現在設置している設備については、「相談室」が 88.1%で最多。次いで「相談のための電話・SNS 等」が 83.3%、「居間、食堂等、児童等が交流することができるスペース」、「少人数の調理が可能なキッチン」が各 81.0%で多い。

その他として、「ステップハウス」、「入居していた自立援助ホームにそのまま入居を継続」、「青少年活動センター機能(フリースペース、卓球、ダンス部屋等)」、「畑」等が挙げられた。



「その他」の回答

- ・ ステップハウス
- ・ 入居していた自立援助ホームにそのまま入居を継続
- ・ 青少年活動センター機能(フリースペース、卓球、ダンス部屋等)
- ・ 畑
- ・ 設置していない

問 1-4 社会的養護自立支援事業における生活相談に現在設置している設備についてすべて教えてください。(必須回答)(複数選択)

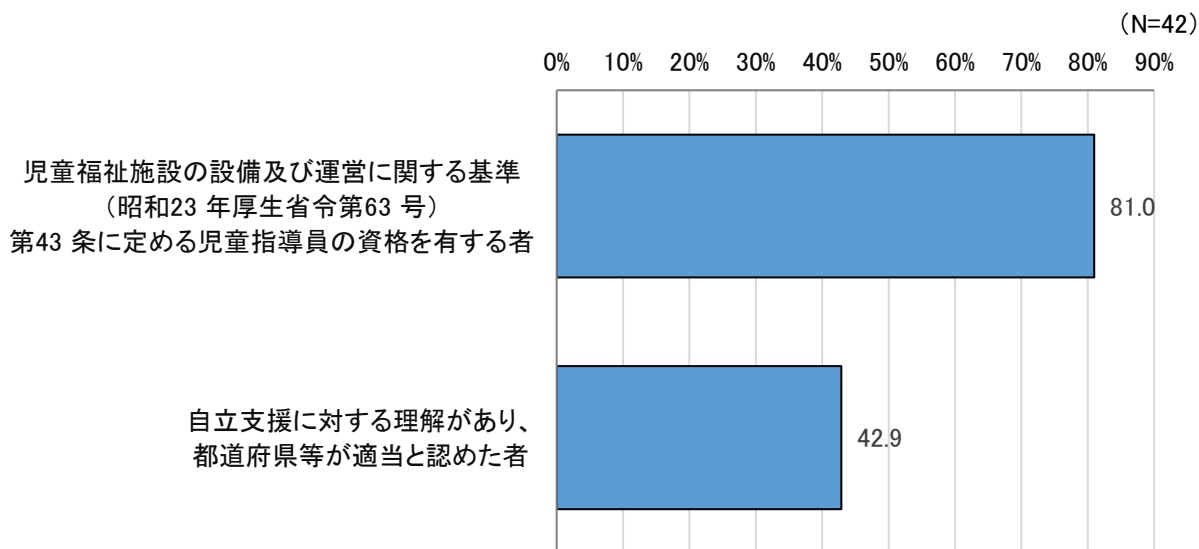
「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。

## 問1-5 生活相談における支援員の資格

支援員の資格では、「児童指導員の資格を有する者」が 81.0%で 8 割以上となる。

都道府県等が適当と認めた者は 42.9%となり、その資格内容については、「児童福祉事業及び社会福祉事業に 2 年以上従事した者」や「保育士、児童勤務経験勤務経験者」、「当事者及び社会人経験が長い者」、「教員免許資格を持っており、児童分野で勤務経験のある者」などが挙げられた。

問 1-5 生活相談における支援員の資格



「自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者」の回答

- ・ 2011年より当法人で子どもの電話相談業務に従事。2020年より社会的養護自立支援業務に従事した者
- ・ 20年以上園長として退所児童の支援をしている
- ・ 教員免許資格を持っており、児童分野で勤務経験のある者
- ・ 勤続10年以上で相談者と関係構築が出来る
- ・ 経験と心理の資格あり
- ・ 元児童養護施設職員のため
- ・ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ・ 自立支援事業における研修を受講
- ・ 自立支援事業従事歴5年以上、ユースワーカー
- ・ 社会的養護経験のある当事者
- ・ 専門里親 社会福祉士 精神保健
- ・ 相談支援業務の相当の経験がある者
- ・ 調理師
- ・ 当事者及び社会人経験長い者
- ・ 保育士
- ・ 保育士、児童勤務経験勤務経験

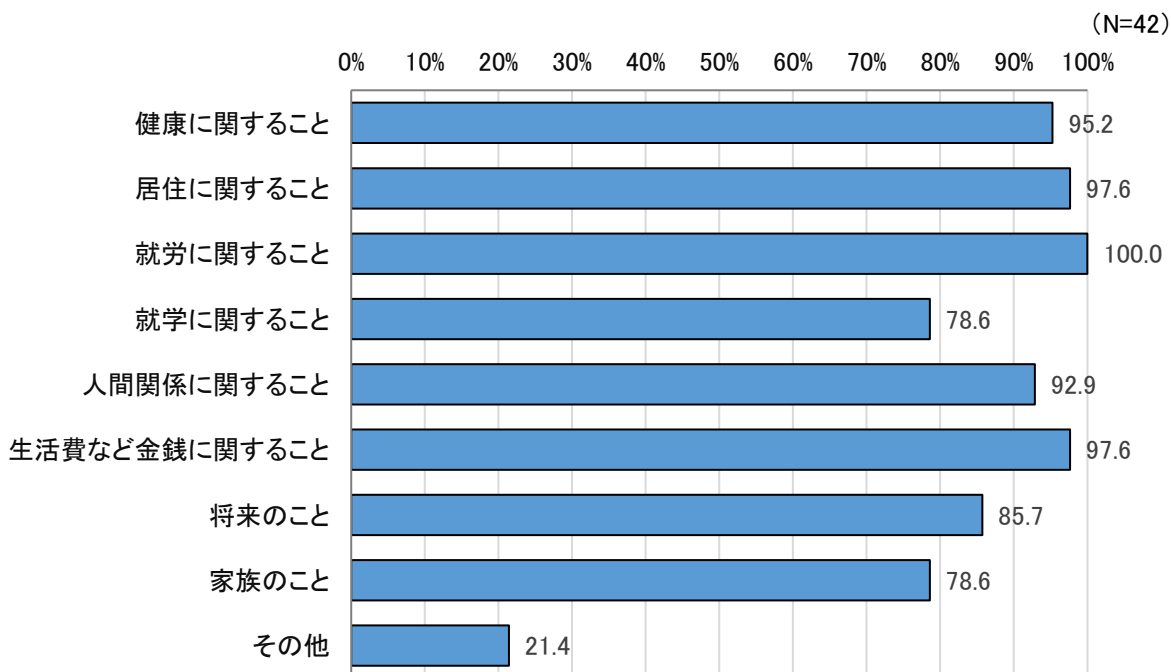
問 1-5 社会的養護自立支援事業における生活相談における支援員について、社会的養護自立支援事業実施要綱に定めどりの資格を持つ者を配置していますか。(必須回答)(複数選択)「自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者」を選んだ場合は、その内容をお答えください。

問1-6 生活相談において、相談内容として該当するもの

生活相談の内容としては、「就労」、「居住」、「生活費などの金銭」、「健康」、「人間関係」等が9割を超えて多い。

その他として、「育児相談」、「妊娠」(各4件)、「出産」(3件)、「中絶」(2件)、「法律相談」や「生活のサポートに関する事」等が挙げられた。

問 1-6 生活相談において、相談内容として該当するもの



「その他」の回答

- ・ 育児相談(4件)
- ・ 妊娠(4件)
- ・ 出産(3件)
- ・ 中絶(2件)
- ・ 結婚
- ・ 流産
- ・ 引越
- ・ 借金
- ・ DV
- ・ 子育て支援
- ・ 異性関係に関する事
- ・ 法律に関する事
- ・ 奨学金
- ・ 精神的不安
- ・ 法律相談
- ・ 生活のサポートに関する事
- ・ 障害に関する事
- ・ 生い立ち
- ・ 帰化
- ・ 居場所

- ・ 弁護士相談
- ・ 学習支援等

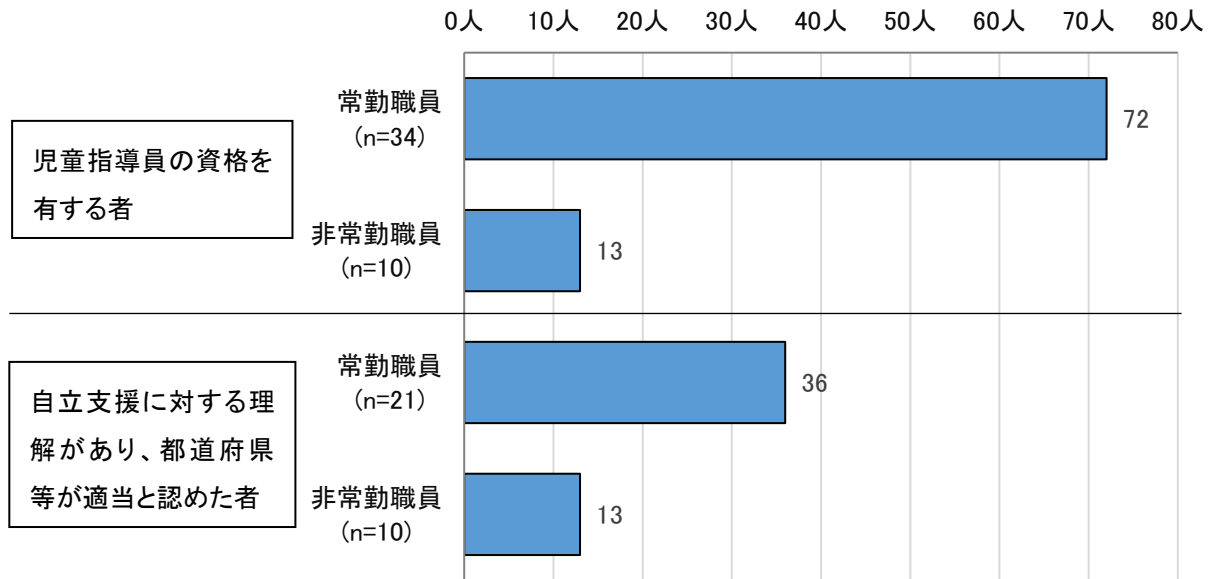
問1-6 社会的養護自立支援事業における生活相談において、相談内容として該当するものを選択してください。(必須回答)(複数選択)

「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。

問1-7 生活相談を行う職員の資格毎の職員配置人数

職員の資格毎の配置については、＜児童資格を有する者＞、＜自立支援に対する理解があり、都道府県が適当と認めた者＞両方で「常勤職員」の方が「非常勤職員」よりも多い。

問 1-7 生活相談を行う職員の資格毎の職員配置人数



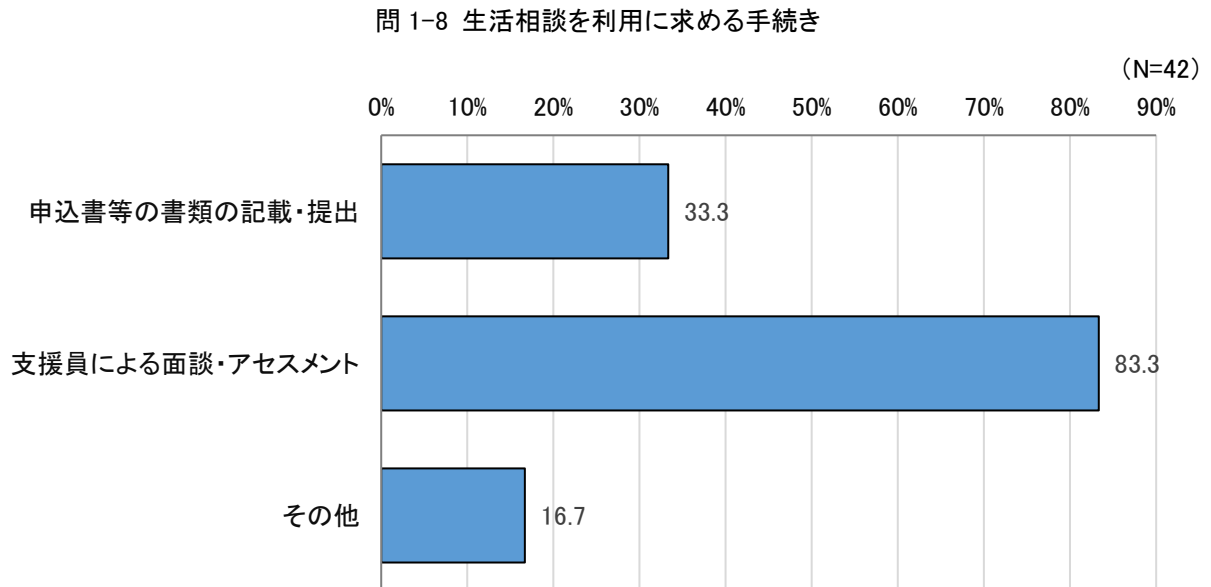
問 1-7 社会的養護自立支援事業における生活相談を行う職員のうち、問 1-5 の資格毎の職員配置人数をそれぞれ教えてください。(必須回答)



### 問1-8 生活相談を利用するに当たり、利用者に求める手続き

生活相談を利用するに当たり、利用者に求める手続きでは、「支援員による面談・アセスメント」が83.3%で最も多く、「申込等の書類の記載・提出」は3割強。

その他として、「支援員による面談」、「メンバーズカード」、「公式 LINE 登録」、「青少年活動センター利用に際する日常的な関係づくりをベースとしたかかわり相談」等が挙げられた。



#### 「その他」の回答

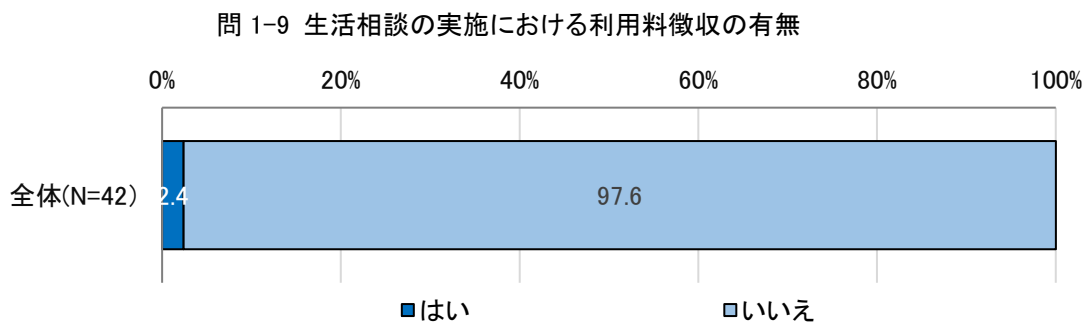
- ・ 支援員による面談
- ・ メンバーズカード
- ・ 公式 LINE 登録
- ・ 青少年活動センター利用に際し、日常的な関係づくりをベースとしたかかわり相談として

問 1-8 社会的養護自立支援事業における生活相談を利用するに当たり、利用者に求める手続きを教えてください。(必須回答)(複数選択)

「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。

### 問 1-9 生活相談の実施に当たり利用者から利用料を徴収しているか

生活相談に対する利用料の徴収については、「いいえ」が 97.6%を占め、ほとんどの施設で徴収していない。「はい」と回答したのは 2.4%で 1 人のみであった。



問 1-9 社会的養護自立支援事業における生活相談の実施に当たり利用者から利用料を徴収していますか。(必須回答)

問 1-9-1 生活相談の実施利用料(問 1-9 で、「はい」と回答した人のみ)

生活相談の実施利用料については、1 施設等から回答があった。

問 1-9-1 生活相談の実施利用料

(N=1)

一律の場合の金額	0 円
最少額	30,000 円
最大額	35,000 円

問 1-9-1 問 1-9 で「はい」と答えた方は、一律の場合はその額を、利用者によって異なる場合は、その最少額と最大額を教えてください。

問 1-10 事業所の 1 か月あたりの平均開所日数と時間

事業所の 1 か月当たりの平均開所日数と時間は以下の通り。

問 1-10 事業所の 1 か月あたりの平均開所日数と時間

■ 日数 (N=42)

平均	21.8 日
最大	31 日
最少	0 日

■ 時間 (N=42)

平均	10.3 時間
最大	24 時間
最少	0 時間

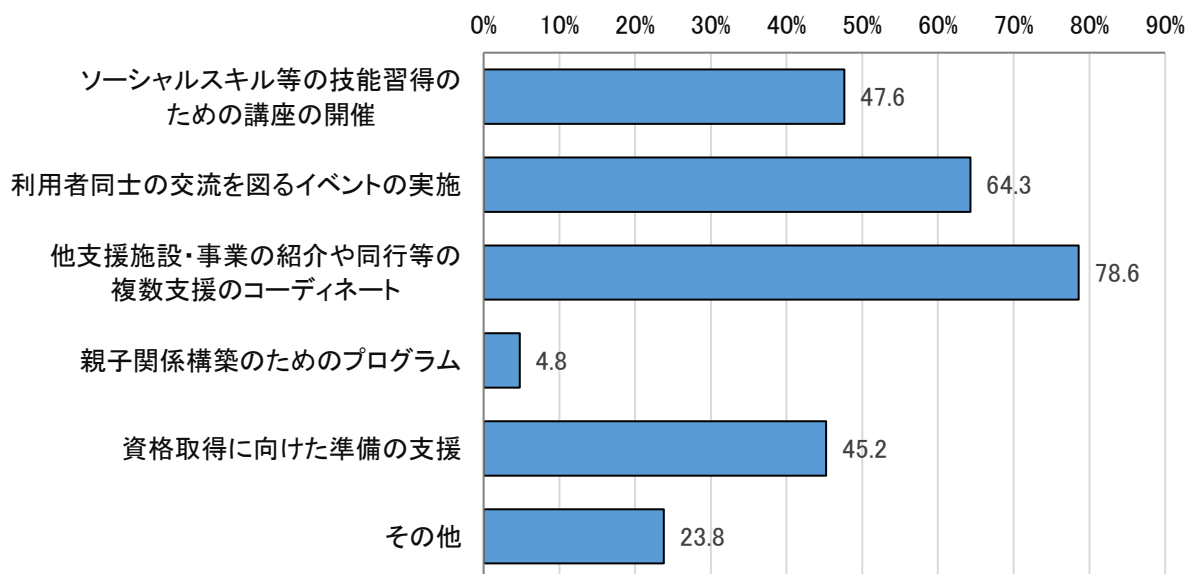
問 1-10 事業所の開所状況(平均開所日数及び平均開所時間)を教えてください。(必須回答)

問 1-11 生活・就労等に関する相談支援以外に実施している支援

相談支援以外に実施している支援では、「他支援施設・事業の紹介や同行等の複数支援のコーディネート」が 78.6%で最も多く、次いで「利用者同士の交流を図るイベントの実施」が 64.3%で続く。その他として、「子育て支援」、「一時保護」、「ステップハウス」、「引越」や「荷物預かり」、「学習支援」、「職業体験プログラム」、「奨学金申請支援」、「食事提供」、「整体サロン」等が挙げられた。

問 1-11 生活・就労等に関する相談支援以外に実施している支援

(N=42)



「その他」の回答

- ・ 子育て支援
- ・ 一時保護
- ・ ステップハウス
- ・ 引越
- ・ 荷物預かり
- ・ 支援者向けの研修会
- ・ 奨学金
- ・ 学習支援
- ・ 職業体験プログラム
- ・ 奨学金申請支援
- ・ 食事提供
- ・ 整体サロン
- ・ 交通費免除
- ・ サロン
- ・ アウトリーチ支援
- ・ 法律相談支援
- ・ 医療連携支援
- ・ 支援者支援
- ・ 支援者ネットワークづくり
- ・ 就労前準備支援(畑・パソコン入力・調理・清掃)
- ・ 生活ナビブックの配布

問 1-11 生活・就労等に関する相談支援以外に実施している支援として当てはまるものをすべて選択してください。(必須回答)(複数選択)

「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。

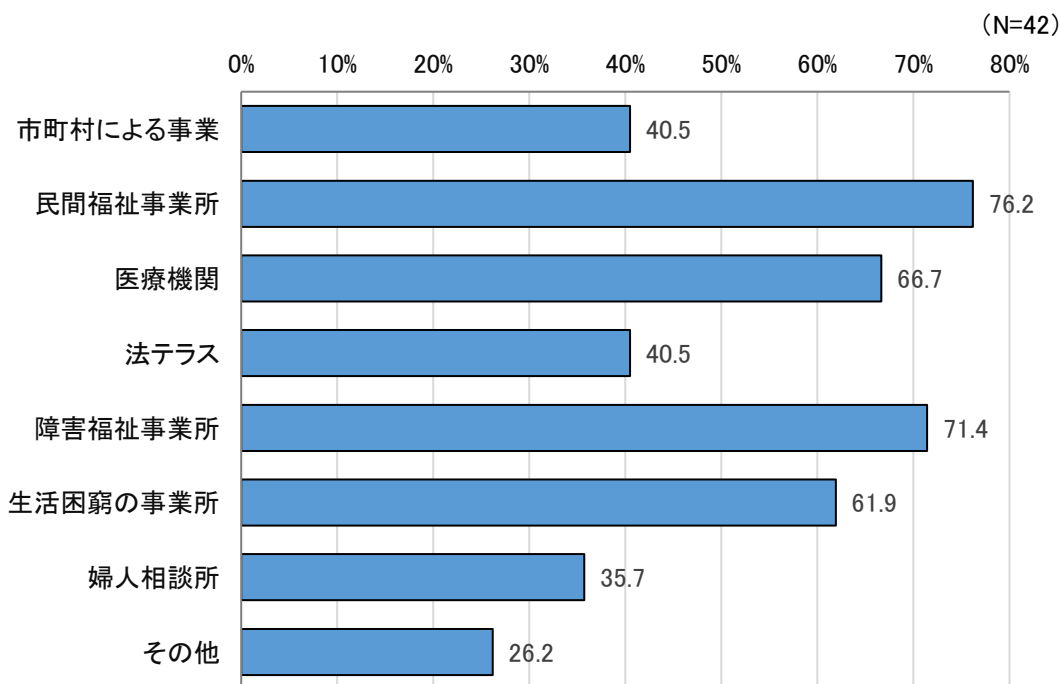
問 1-12 生活相談において、連携先として当てはまる機関

生活相談の連携先としては、「民間福祉事業所」が 76.2%で最も多く、次いで「障害福祉事業所」71.4%までが7割を超える。以下、「医療機関」66.7%、「生活困窮の事業所」61.9%が続く。

「市町村による事業」は 40.5%となり、その内容については、「児童相談所」(5 件)や「生活保護」(3 件)、「社会福祉協議会」「保護課」「福祉事務所」(各 2 件)等が挙げられた。

その他として、「NPO 団体」(3 件)、「児童相談所」(2 件)、「協力企業」等が挙げられた。

問 1-12 生活相談において、連携先として当てはまる機関



「市町村による事業」の回答

- ・ 児童相談所(5 件)
- ・ 生活保護(3 件)
- ・ 社会福祉協議会(2 件)
- ・ 保護課(2 件)
- ・ 福祉事務所(2 件)
- ・ 子育て支援
- ・ 生活保護
- ・ 障害者福祉
- ・ 児相福祉協議会
- ・ 子ども家庭支援センター
- ・ 子ども支援課
- ・ 福祉課
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 福祉関係
- ・ 養育支援・要対協
- ・ 困窮窓口
- ・ 生活困窮者自立支援事業

「その他」の回答

- ・ NPO 団体(3 件)
- ・ 児童相談所(2 件)
- ・ 協力企業
- ・ ハローワーク
- ・ 退所児等アフターケア支援事業
- ・ 入居支援団体
- ・ 後見人
- ・ 保佐人
- ・ 自治体社会的養護自立支援事業
- ・ 弁護士事務所
- ・ 社会福祉協議会
- ・ グループホーム
- ・ 出身施設
- ・ 大学
- ・ 若者支援の NPO 団体
- ・ 居場所運営団体
- ・ フードバンク
- ・ 不動産会社

問 1-12 社会的養護自立支援事業における生活相談において、連携先として当てはまる機関を教えてください。(必須回答)(複数選択)

「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。

「市町村による事業」を選んだ場合は、具体的な事業名をお書きください。

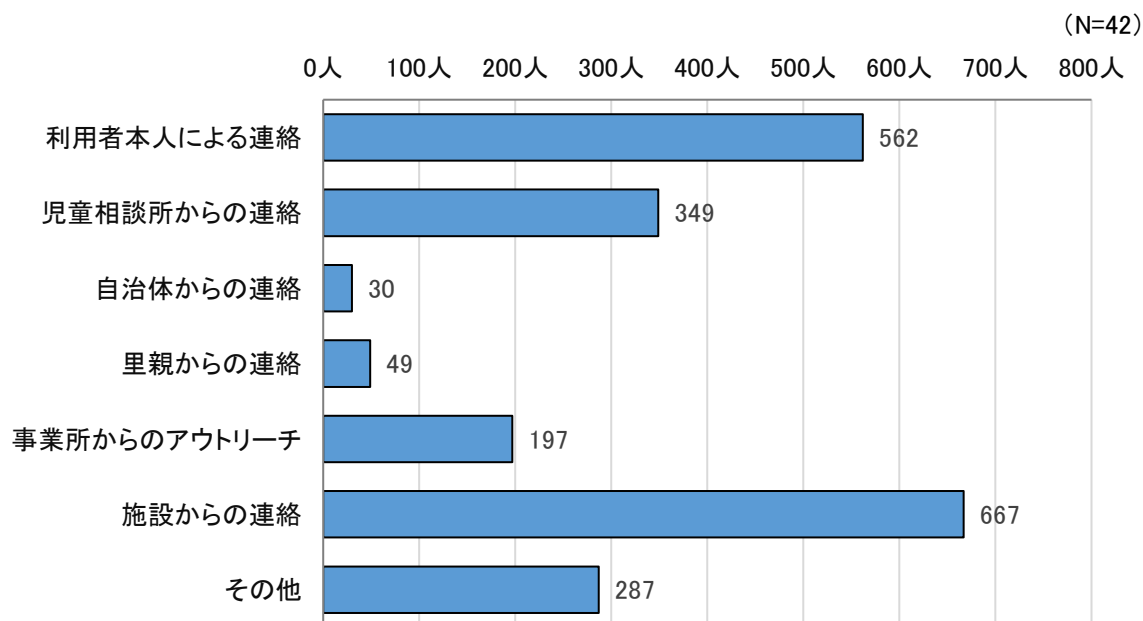


### 問 1-13 生活相談の利用者の、利用につながった経緯別の人数

生活相談利用者の利用につながった経緯では、「施設からの連絡」が 667 人で最も多く、次いで「利用者本人による連絡」が 562 人で続く。

その他として、「他県アフターケア事業所」(3 件)、「社会福祉協議会」「他の社会的養護自立支援事業からの引継ぎ(自治体社会的養護自立支援事業)」「退所後、進学し学生となった者(退園生)」「親族」「知人・友人」、「弁護士」、「学校」「医療機関」「兄弟姉妹」(各 2 件)等が挙げられた。

問 1-13 生活相談の利用者の、利用につながった経緯別の人数



#### 「その他」の回答

- ・ 他県アフターケア事業所(3 件)
- ・ 社会福祉協議会(2 件)
- ・ 他の社会的養護自立支援事業からの引継ぎ(自治体社会的養護自立支援事業)(2 件)
- ・ 退所後、進学し学生となった者(退園生)(2 件)
- ・ 親族(2 件)
- ・ 知人・友人(2 件)
- ・ 弁護士(2 件)
- ・ 学校(2 件)
- ・ 医療機関(2 件)
- ・ 兄弟姉妹(2 件)
- ・ 障害者サービス事業所
- ・ 出産育児相談
- ・ 婦人相談所
- ・ 退所後入所した福祉施設
- ・ 県外の自立支援事業所
- ・ 相談支援事業所
- ・ 法人内施設(シェルター・自立援助ホーム)
- ・ 入所児童
- ・ イベント
- ・ アフターケア事業所

- ・ 子どもシェルター
- ・ 兄弟姉妹(利用者)
- ・ 県外転出相談
- ・ 地域の生活支援機関
- ・ 警察
- ・ 本事業利用者
- ・ 里親支援機関
- ・ 措置延長後生活が安定しない為、社会的養護自立支援事業にて支援を継続
- ・ 恩師
- ・ 民間の若者支援団体
- ・ 若者支援の NPO 団体等
- ・ 継続支援
- ・ 友人知人(利用者)
- ・ 就労相談
- ・ 児童家庭支援センター
- ・ 元職員
- ・ 他の支援先(同業等)

問 1-13 令和 3 年度中の社会的養護自立支援事業における生活相談の利用者の、利用につながった経緯別の人数を教えてください。(必須回答)(複数選択)

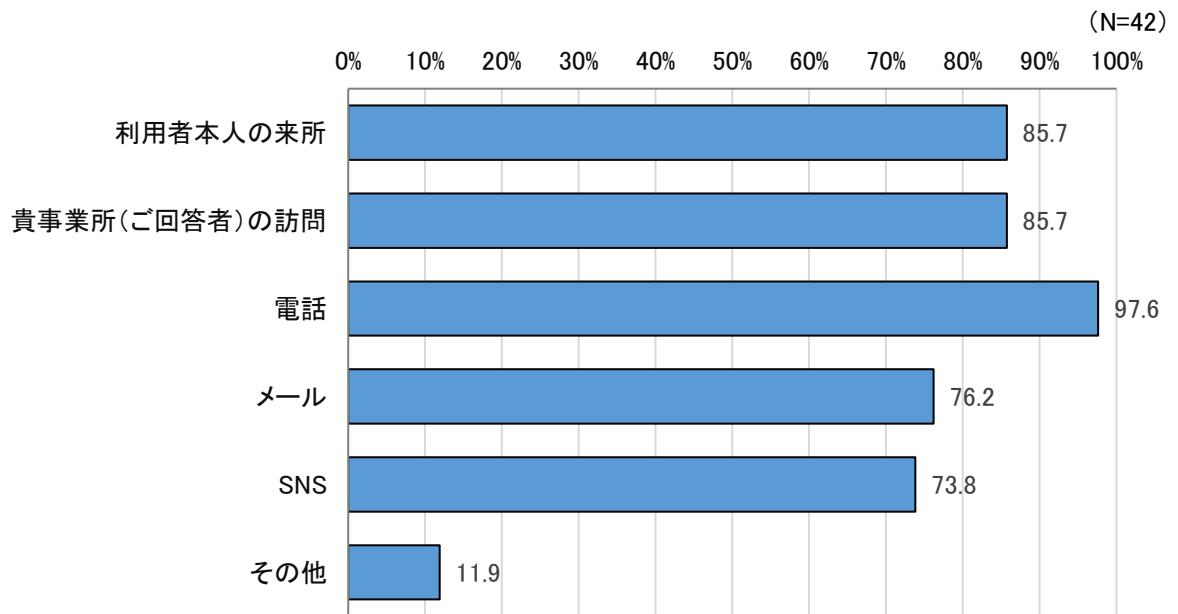
「その他」を選択した場合、主な経緯を 3 つ程度教えてください。

### 問1-9 生活相談において用いている方法

相談に用いている方法では「電話」が 97.6%で最多、以下「利用者本人の来所」「貴事業所(ご回答者)の訪問」が各 85.7%、「メール」76.2%、「SNS」73.8%と続く。

その他としては、「自立支援事業利用者が施設で生活している場合、日々の生活の中で相談支援を実施」、「訪問」、「施設との連携による間接支援」、「手紙」、「お店で面談」等が挙げられた。

問 1-14 生活相談において用いている方法



#### 「その他」の回答

- ・ 自立支援事業利用者が施設で生活している場合、日々の生活の中で相談支援を実施
- ・ 訪問
- ・ 施設との連携による間接支援
- ・ 手紙
- ・ お店で面談

問 1-14 社会的養護自立支援事業における生活相談において用いている方法を教えてください。(必須回答)(複数選択)  
「その他」が該当する場合は、その内容についてお書きください。

## 第 4 章 ヒアリング調査

## 1.調査概要

### 調査内容

アンケート調査の結果を踏まえ、児童養護施設等の措置解除者等への自立支援の実態を明らかにすることを目的として、都道府県等や、児童養護施設等、退所者への自立支援事業所、児童養護施設等の措置解除者等に対するヒアリング調査を行った。ヒアリング対象は以下のとおりである。

種別	名称
都道府県	東京都児童相談センター相談部門
児童養護施設	子供の家(東京都)
児童養護施設	子供の家(高知県)
自立援助ホーム	ウイング・オブ・ハート
アフターケア事業所	あすなるサポートステーション
アフターケア事業所	ゆずりは
児童養護施設等の措置解除者等	計 10 名(3 名、4 名、3 名でのグループヒアリング)

### 調査スケジュール

令和 5 年 2 月 7 日～3 月 8 日

### 調査方法

調査対象の事業所への訪問またはオンライン会議方式でヒアリングを実施した。

## 2.ヒアリング結果

### 2-1.都道府県、指定都市及び児童相談所設置市

#### (1)東京都児童相談センター 相談部門

##### ■概要

地域児童相談所としての業務の他に東京都の中央児童相談所としての機能を持ち、地域児童相談所に対する連絡調整、技術的援助、情報提供、入所の調整等の必要な援助を行っている。常勤職員 262 名、非常勤職員 183 名。

措置延長等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高校生＝18 歳の場合、誕生日以降も年度末までは機械的に措置延長をしている。ただし、「高校卒業で退所してもらう」という施設もある。</li><li>・ 東京都は児童養護施設等の入所率が非常に高い。18 歳の年度末以降の措置延長についての理由は多岐に渡るが、児童相談所としては「18 歳年度末で自立させて良いのだろうか」という心配の気持ちはある一方で、「自立してもらわなければ定員に空きができない」という状況もある。今まさに保護しなければいけない子が保護できない、入所しなければならない子が入所できないということは避けたい。</li><li>・ 16～17 歳、もしくは 18 歳間近で入所した場合は、半年～1 年の措置期間では十分ではないとの考えから措置延長を前提とした対応を行うケースが多い。</li></ul>
当事者に対する制度の説明	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当事者が、措置延長という制度自体を全く把握していないケースもある。自立支援計画の作り方や措置延長に関わる判断基準などは施設や児童相談所ごとに様々だが、制度情報が当事者に届いていないことについては強い問題意識を持っている。</li><li>・ 措置延長についてはすべての当事者に対して説明を行うべきだが、リソースの制約上の理由からすべての者を措置延長できない環境下においては、措置延長の権利について積極的に伝えるべきなのかという悩みを抱えている。</li></ul>
措置解除後の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高校卒業による措置解除後は、児童相談所としての直接的な支援は行っていない。支援が必要な場合は、自立援助ホーム等の利用可能な支援サービスを案内する。なお、電話で様子を聞くことは行っているが、そうした連絡も長期にわたり行う例は少ない。</li><li>・ 施設がアフターケアを行う立場にある。ただし、本人が施設との関係維持を拒否すれば、つながりは途絶えてしまう。</li><li>・ 措置解除後 1 年以内などの短期間で生活困難に陥った場合、本人・家族・地域からなど、様々な場所から児童相談所に問い合わせが来るケースもあるが、基本的には自立援助ホームを紹介することになる。</li></ul>
自立支援計画の立て方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自立支援計画は毎年度、施設が当事者の意見を踏まえながら作成しており、自立に向けて、18 歳に達する 2 年ほど前からは 18 歳以降をどうするかの内容も含めていく。。また、施設と児童相談所の間でも、書面や電話または必要に応じて対面で自</li></ul>

	<p>自立支援計画についてのやりとりを行っている。その過程で、精神的にまだ不安定で就職後も措置延長が必要ではないか、といった声が施設から届けば、児童相談所内でも協議をし、措置延長後も半年・1年といった期間ごとに計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>措置延長を決定するために、児童相談所と当事者との間での面談を必ず行うわけではない。個別ニーズを踏まえて、細かな面談を実施することもあるが、一律的に全て面談を実施するだけのリソースを有していない。それまでの面接の状況や施設とのやり取りを踏まえて判断している。</li> <li>自立支援計画は施設が主体となって策定しており、児童相談所はその確認を行うという対応が主になっている。計画を立てるために会議を設けることもあるが、現状では当事者も含めて会議を行うことは少ない。</li> <li>里親に関しては「自立支援計画が形骸化している」という声がある。東京都では必ず自立支援計画を立てているが、他の自治体では必ずしもそうではない場合もあると聞く。里親には自立支援に対する目標意識を持ってほしいと考える一方で、里親に負担を強いることは避けたいとの考えから、多くを求めるのは難しい。</li> <li>当事者支援ではなく、里親の意向が優先される「里親支援」になっていると思われるケースもある。里親の対応も様々で、「児童相談所から子どもに直接聞いてほしい」という声もあれば、「児童相談所と子どもはあまり会わせたくない」との意向が示される場合もある。</li> <li>東京都では里親委託ケース及びファミリーホーム委託ケースの自立支援計画については共通フォーマットを用意し、毎年7月半ばまでに年度計画を立て里親等に送付している。ただしすべてが、今回の法改正で示されている「退所までの計画を立てる」というレベルに達しているわけではない。例えば、3歳の子ならば「お友達をたくさん作りましょう」といった内容もあり得る。また、中学生であれば実親のもとに帰るか否かによって進路が異なるといったことがあり得る。</li> </ul>
<p>支援対象者の拡大について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今まで出会った相談者の中には「あなたが18歳未満なら保護したかった」という者たちがいた。そのような人たちが対象になるならば、非常に良い。</li> <li>一方で、22歳以上となれば、いつまで児童相談・児童福祉分野で担うべきなのか、または支援が可能なのかは検討しなければならない。また、年齢による基準等がないとしても、自立を促す過程で、一定の目標は必ず持つべきだろう。</li> </ul>
<p>新制度下での体制のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今までの知識だけでは足りないことが増えてくるのが想定される。18歳未満、20歳以上、30歳以上で必要な支援、知識、対応のあり方が異なってくるので、それぞれの専門性を有した職員の確保や育成が必要となる。もしくは、既に関連の知見を持つ者を結集させた専用チームを設けたり、外部からスーパーバイザーを招聘し、常駐してもらうことが理想である。</li> <li>新制度下においてすべてを児童相談所が担うのは無理である。また相談業務に慣れていない自立援助ホームもある。多様な機関との連携が望まれる。一方で児童相談所の関与も必須となることを鑑みると、連携先に児童相談所の職員を派遣するという形態もあり得るのではないかと。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象年齢を拡大することにより、自身よりも年上の相談者の対応をしなければならない職員も出てくる。現行の保護者対応のケースを踏まえても、職員には大きな負担がかかるので、職員に対するフォローも考えなければならない。</li> <li>・ 東京都の一時保護所は常に満杯である。施設でも空き部屋があれば一時保護をしてもらう、もしくは里親にお願いする、グループホームを増やす、などの対応がなければパンクをしてしまうが、一方で、施設入所や里親委託に苦慮しているのが現状。理由は人材不足。たとえ施設に空き部屋があっても対応できる職員を確保できないため、入所措置先も一時保護委託先も見つけることが難航し、また里親の数を劇的に増やすことも難しい。</li> <li>・ 18歳以上では、女性の場合は母子生活支援施設にも繋げられるが、男性の場合は繋げる先が自立援助ホームしかない。民間シェルターも大きな役割を果たしているが、良い民間シェルターもあれば、SNS等で巧みに誘い出して劣悪な環境に押し込むようなシェルターもある。</li> <li>・ 悪いシェルターなどは法的に取り締まるべきだが、公的機関が入ってないことで柔軟に対応ができるメリットも大きい。民間シェルターの方が、成人の当事者の課題や悩み、対応方法等については熟知しており、相談を受ける体制や知識は既に持っている可能性が高い。</li> </ul>
措置経験の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的には戸籍附票や住民票をさかのぼり、各自治体や施設等に施設への入所歴を問い合わせることができる想定しているが、一時保護から5年以上が経過し、記録が廃棄されているケースも考えられる。また、当事者に直接聞いても、乳児院、里親、施設、知り合いの家のいずれに預けられたのか、記憶が定かでないケースもあるのではないかと。</li> <li>・ 入所歴だけを判断基準にすると、不公平になる。例えば、虐待通告歴などでも照会・判断が出来れば理想的だが、記録の保存年限や区市町村での相談歴も考慮することが必要である。</li> <li>・ 東京には全国から家出をしてくる子どもたちがいるが、東京都児童相談所に相談が来た場合は、当然ながら彼らの住所や戸籍がある自治体ではなく、東京で引き受けている。新たに支援対象を拡大し、入所歴の有無の確認など複雑な業務が今後増えていくなれば、東京の児童相談所がパンクしかねない。窓口を別途設けながら、行政でなければならない法的な実務を児童相談所が請け負うなど、業務負担を軽減する仕組みが必要ではないかと。</li> </ul>



## 2-2.児童養護施設、退所者等への自立支援事業所

### (1)児童養護施設 子供の家(東京都)

#### ■概要

東京都清瀬市にある児童養護施設。児童定員 48 名、在籍 58 名。3 棟 6 ホームのうちの 1 棟 2 ホーム(8LDK)を社会的養護自立支援事業の居住支援向けに活用していることに加えて、自立後生活体験支援事業向けに近隣のアパート施設を用意。自立支援コーディネーター、職業指導員、自立支援担当職員を含めた計 10 人の職員が、居住支援(8 名)を実施している。

措置延長等	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去数年間で約 20 名に対して措置延長を実施した。措置変更または施設変更された高齢児を積極的に受け入れるにあたり、児童相談所とは入所時から措置延長を視野に入れた協議を行っている。</li> <li>社会的自立能力を測定するためのアセスメント指標を独自に作成し、アセスメント結果に基づく自立支援計画を策定した上で、これらを児童相談所に提出している。措置延長期間中にどのような支援活動を行うかを具体的に提示することで、措置延長に対する児童相談所の理解を得やすくなると考えている。</li> <li>グループホームやステップハウスの増設を通じて、定員数の拡大に努めることで、必要と判断した際に措置延長を行いやすい環境を整備してきた。</li> </ul>
社会的養護自立支援事業等の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>自施設で入所措置及び措置延長を行った者のうち 8 名に対し、社会的養護自立支援事業の居住支援を実施。グループホームを増設したことで空き部屋となった本園の 1 棟をステップハウスとして位置付けた上で、自立的な共同生活空間を提供している。</li> <li>近隣アパートの 8 部屋をステッフルームとして確保している。このアパートを通じて、退所後に困難に直面したために再び居所の確保が必要となった 2 名に対し、独自の枠組みで支援を提供している。</li> </ul>
支援の終期の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援の終期を設定する際に、年齢や入所年数を目安とするのは難しい。適切なアセスメントを通じてニーズをきちんと審査した上で判断すべきである。</li> <li>社会的養護自立支援事業の終期は 22 歳を下限としてほしい。自立に向けての取組を頑張った人が早期の退所を求められるとなると、自立に向けての準備を積極的には進めない入所者が出てくると思われる。22 歳を超えたときのみ、「やむを得ない事情」と照らし合わせて、居住支援の継続が必要かどうかを判断することが適切と考える。</li> <li>22 歳を超えても支援の継続が必要となるのは以下のような場合が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①22 歳年度末で 4 年制大学を卒業する場合。社会人生活と一人暮らしへの適応を同時に行うのは負担が大きい。その負担を軽減するために、新たな職場環境に適応するまでの数カ月程度は社会的養護自立支援事業を通じた居住支援を継続すべき</li> </ul> </li> </ul>

	<p>である。</p> <p>②発達の遅れや偏り、または虐待経験などを原因として成長に時間がかかる場合。個別のアセスメントを通じて中長期的かつ段階的な計画を策定すべきである。</p> <p>一方で、自立後生活体験支援事業などを通じて一人暮らしを行う自信を得た場合や、信頼できる繋ぎ先を見つけることができた場合には、22 歳年度末で自立を果たしやすいと考えられる。</p>
<p>退所後のつながり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ禍においては、不安定就労の者が多いことを鑑みて、住所を把握している約 100 名の退所者に対して、お菓子を詰めた贈り物を郵送した上で、「いつでも連絡してほしい」と呼びかけた。また匿名でグループ会話ができる LINE のオープンチャット機能を通じて自施設が主催するイベント案内などを送っていた。支援者から発信しなければ、支援対象者は SOS を出すことができないと考えている。</li> <li>・ 退所者が課題に直面した際に適切な支援を提供するためには、再入所の受け入れを可能とする居住空間を装備しなければならない。面識がない、または年齢が離れた者たちと退所者が集団生活を再び行うことは難しい。よって退所者による再入所を受け入れるためには、本園とは別の空き部屋や賃貸アパートの確保が必要となる。</li> </ul>
<p>支援計画の立て方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設が独自に用意した自立支援計画書のアセスメントフォームとプランニングシートを一緒に見ながら本人の意向を書き込む。</li> <li>・ アセスメントを行う際には、本人、担当職員、自立支援担当者が集い、30 分程度の会議を行う。例えば金銭の管理能力について本人と担当職員の見解が一致しない場合などは、自立支援担当職員が客観的な意見を述べるなどする。</li> <li>・ 本人参画による計画の策定において最も大きな課題となるのが、アドボカシーに関する仕組みの不足である。意見表明等支援事業の実施を控えているが、その準備は十分に整っていない。また意思表明を行うための大前提となるのが、どのような機関や施設がどのような支援を提供し得るのかという情報である。そのような情報なくして、意思を表明することなどできない。意見表明支援よりも前に意思形成支援が行われるべきである。</li> <li>・ 施設ごとの支援格差を解消するためにも、意思形成支援は重要である。入所者は施設を選ぶことができない。制度上は施設不調となって別の施設へ移るということがあり得るかもしれないが、実際には不調となった者を施設は引き受けたがらない。施設を選ぶことができないに関わらず、施設や担当者の方針によって例えば支援対象者が進学できるか否かが事実上決まってしまうのは極めて不公平である。利用者がいつまでもどの施設を利用するということを選択できるのであれば、各施設は支援内容の拡充に積極的になると思われる。</li> </ul>
<p>定員・体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループホームをさらに増設することで、本園に空き部屋ができると想定し、社会的養護自立支援拠点事業の装備を検討している。</li> <li>・ 法人内に、児童養護施設である子供の家と自立援助ホームであるあすなろ荘を運</li> </ul>

	<p>営しているが、それぞれ人員体制が大きく異なる。社会的養護自立支援拠点事業を装備するにあたっては、人員配置が比較的厚い児童養護施設よりも、自立援助ホームの方が増員の必要性が高くなることが見込まれる。</p>
<p>連携体制・協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援対象者から、理不尽な攻撃や脅しを受けることがあり得る。支援者を孤立させないためにも、協議会のような連携を促進する仕組みは必要である。</li> <li>・ 民間の女性支援団体や婦人保護施設など、社会的養護分野に特化してはいないものの連携し得る機関や団体なども協議会のメンバーに含めることができれば良い。</li> <li>・ 協議会は、連携を強化するだけでなく、研修の場とすべきである。現状においては、ソーシャルワークに理解のある支援者が圧倒的に不足している。</li> <li>・ 協議会は監査機能も併せ持つべきである。事業費が正しく使われていることを確認する仕組みが必要である。</li> </ul>

## (2)児童養護施設 子供の家(高知県)

### ■概要

高知県高知市にある児童養護施設。高知県では初となる社会的養護自立支援事業の実施事業者。児童養護施設の心理職を兼任する自立支援担当者が中心となり、居住支援(3名)、自立後生活体験支援(1名)、生活相談支援(居住支援と自立後生活体験支援を合わせた計4名)を提供している。

措置延長等	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所と協議しながら、措置延長の制度を積極的に活用している。</li> <li>自分自身を客観的に見つめることができない入所者もいる。また入所者は、高校を卒業したら退所しなければいけないという認識をかなり強く持っている。措置延長が必要であると職員が判断した場合には、「支援を継続する環境をあなたは選ぶことができる」といったような言い方で、措置延長の選択肢を積極的に提示している。</li> <li>高校3年生になってから具体的な進路について考え始めることになるが、高校3年開始当初と年度末では状況や環境が大きく変化する者がいる。計画はその都度変更が必要になる。</li> <li>「就職が決まったから措置延長は必要ない」との考えを児童相談所が一旦示したものの、自施設が支援が必要であると何度も説明をした結果、児童相談所の考えが変わり、措置延長が実現したという事例がある。</li> </ul>
社会的養護自立支援事業の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳まで措置延長を行い、その後さらに支援が必要だった場合に社会的養護自立支援事業を活用することで、継続的な支援を行っている。</li> <li>高校を卒業して就職をした者が、社会的養護自立支援事業を活用するケースが多い。</li> <li>高校卒業時まで過ごした生活空間で、20歳になっても継続して生活している。担当職員が代わるわけでもない。入所者の視点としては、措置入所中と何ら変わらない生活を送ることになる。ただし、自立支援担当者がより積極的に関わるようになる。</li> <li>社会的養護自立支援事業の開始当初は措置との違いを明確に説明することができなかったため、アルバイトに従事している入所者から「なぜお小遣いがもらえなくなったのか」といった質問をされることがあった。今では職員と自立支援対象者の双方に対して、措置制度と社会的養護自立支援事業とは全く別物であるということをしかりと説明している。自立に向けた計画の作成においても、措置入所期間中は担当職員の意向が強く反映される傾向があるが、社会的養護自立支援事業においては支援対象者の意見をしっかりと汲み取ることがより重視される。</li> <li>措置延長と社会的養護自立支援事業を継続的かつ積極的に活用した結果として、施設ですっと生活ができるという認識を持ち、就職活動に前向きに取り組まない入所者がいた。そのような場合については、支援者側が設定した期限をしかりと伝えた上で、面談を何度も繰り返しながら、自立に向けての準備を進めていくことになる。</li> </ul>

<p>支援コーディネーター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童家庭支援センターの職員が支援コーディネーターを務めている。この支援コーディネーターと、児童養護施設の自立支援担当者と、本人で会議を持ち、支援計画を立てている。仕組み上は自立に向けた計画を専門的に立てやすくなっている。</li> <li>・ 昨年度までは、継続支援計画は児童相談所が立てていた。ただし、実態としては児童養護施設が立てた計画をそのまま流用する形になっていたため、児童相談所のケースワーカーが作成を行うように仕組みを立て直した。さらに今年度からは児童家庭支援センターの職員が支援コーディネーターを務めることになった。</li> <li>・ 児童相談所のケースワーカーとは定期的な面会等を通じてその都度情報共有を行っていたが、児童家庭センターに対してはまた一から情報を提供しなければならない。支援対象者としても、「この人たちは一体誰だ」ということになりかねない。支援コーディネーターがきちんとした役割を果たすことができなければ、児童養護施設としては繋げることができる支援の確認や相談を行う場がなくなってしまう。</li> </ul>
<p>人員不足により対応できないニーズと人員不足解消で期待できるアウトカム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退所者に対する訪問の頻度が上がれば課題が解決しやすくなる場合もあるが、施設の職員としてはまずは入所者のケアを優先したいという考えに傾きがちである。</li> </ul>
<p>退所後のつながり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退所者から、就職活動や再就職に関する相談を受けることがある。そうした相談を受けた際には、電話連絡等しながら必要な支援機関に繋いでいくのが一般的である。</li> <li>・ 退所後 3 年以内の退所者であればほぼ全員と連絡がつく。退所後の年数が長くなるに従って、連絡が取れなくなる者が増えてくる。</li> <li>・ 退所後に困難に直面した場合は、まずは自施設に相談しなさいと伝えている。その他に施設の近くにある児童家庭支援センターも相談機関として紹介している。しかしながら、退所者が実際に児童家庭相談支援センターに相談することはまずない。相談できるような関係性を構築しているわけではないので、「困ったときに何でも相談して」と言われても相談しようという気にならないのではないのか。施設の職員に相談する方が自然であると考えられる。</li> <li>・ 施設の退所者は、新生活において困難に直面したとしても、施設に戻って集団生活を送ることを望まない場合が多いと思われる。</li> <li>・ 自施設以外の児童養護施設の出身者からの相談を受けることは全く想定していない。児童家庭相談センターや社会福祉協議会が請け負うべき役割ではないか。</li> <li>・ 退所者が他の自治体で支援を必要とした時には、本人が支援を望むのであれば、本人の確認と許可を取った上で、連携先に対してこれまでの経緯や経歴を説明し、適切な支援に繋げていくことになる。</li> </ul>
<p>定員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模グループケアの居室にたとえ 10 人が入れるとしても、10 名が暮らしていたら、家庭空間ではない、現在は 6 名が共同生活を送っているが、9 人に達した際には、入所者同士が刺激し合ってしまう、普通の生活を送ることが難しくなった。定員</li> </ul>

	<p>充足率を満たしていないからと言って、空きがあるというわけではない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 定員という観点から、措置延長や社会的養護自立支援事業の利用を躊躇したことはこれまでなかった。入所者グループの編成を変更するなどして、刺激し合いそうな者を別部屋にしたりすることで、然るべき調整を図っている。</li></ul>
--	---

### (3) 自立援助ホーム ウイング・オブ・ハート

#### ■ 概要

宮崎県宮崎市にある自立援助ホーム。児童養護施設の従業員であった串間氏(ホーム長、全国自立援助ホーム協議会会長)が、児童養護施設による退所児童へのアフターケアに限界を感じ、専門的な施設が必要と判断して2008年に開設。5階建てマンション内にある2LDKの6部屋を通じて、6名に対する居住支援を提供すると共に、近隣地域にステップハウスを運営している。4名の職員全員が児童養護施設での勤務経験を持つ。

<p>利用者が事業利用にいたる経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内にある児童養護施設の施設長からの相談や紹介を受けることが多く、利用者の多くは地元の児童養護施設出身者が占める。児童養護施設を退所後に困難に直面したり、または児童養護施設を出ようとする際に今後の生活や就職に不安が見られたため、一定の準備期間を必要とする者などが含まれる。</li> <li>・ 近年では里親不調のケースも多く見られるようになった。</li> <li>・ 高校生などの一定年齢に達した段階で、自身の家庭に問題があると気付き、通学先の学校にSOSを出した結果、社会的養護の経験を経ずに入所するという例も増えてきている。</li> </ul>
<p>入居者別の課題やケアの違い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護経験者は既に児童相談所によるアセスメントがしっかりできているため、実情がつかみやすい。一方で実親や里親家庭からの入居については、どのような経緯を辿り、また本人がどのような思いを抱いているかの把握から始めなければならないため、非常に多くの労力を必要とする。個人情報保護の観点などもあり、関連する行政や地域に問い合わせても、必要な情報を提供してもらえないことが多く、苦労している。</li> <li>・ 実親家庭からの入所者は、自身がなぜ現在の状況に陥ったかについての一応の仮説ができている一方で、幼いころに虐待を受けて乳児院等に措置された子はその記憶がない場合も少なくない。よって、施設入所となった理由について曖昧なまま社会に出ていく前に、生い立ちの整理を行っておく必要がある。</li> <li>・ 生い立ちや家庭に関して、本人と支援者の間で理解が異なる場合があり、その齟齬の埋め合わせには時間がかかる。地域の民生委員や市町村社会福祉協議会への問い合わせを通じて、別建てのケアを受けているかなど確認しようとしても、なかなか情報をもらうことができない。</li> <li>・ 自立に向けた意欲は、実親や里親家庭からの入所者の方が強く、実際に退所に向けた準備も退所の時期自体も早い傾向にある。社会的養護経験者は、入所中の生活は比較的安定している一方で、自立への強い思いに至らない例が見られる。</li> </ul>
<p>人員不足により対応できないニーズと人員不足解消で期待できるアウトカム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常にトラブルの発生時に備えた準備を行っているが、トラブルが重なってしまうと、それ以外の仕事に全く手が付けられなくなる。理想的には個別対応職員のような位置づけの職員を配置できれば、子どもが相談などを希望したタイミングで適切な支援を行うことができる。</li> </ul>

<p>児童養護施設退所者との関係維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設退所者のアフターケアを児童養護施設が行うことは現実的には難しいのではないかと。施設を出たいと思って退所に至っている場合、児童養護施設出身者と認識されることを嫌がる者もいる。施設を再訪すれば、当然ながら既に次の入所者がいて、自分の居場所がなくなったと感じてしまう可能性もある。</li> <li>アフターケアにおいては、子どもたちからは支援者が視界の片隅に入っているが、支援者からはしっかりと子どもたちが見えているという適度な距離感を確保することが重要。具体的には、居宅機能を兼ね備えた相談窓口であれば利用しやすい。</li> <li>自施設においては、過去13年間に入所した78名とはほぼ全員連絡がつく状態である。児童養護施設や里親と本人の間を取り持つ存在として認識してもらっているためと理解している。</li> </ul>
<p>アフターケア体制のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅機能と相談窓口を兼ね備えているのが理想的である。自立援助ホームには定員があるので、受入数には制限があるが、社会的養護自立支援拠点事業を持てば、入所できなかった者への支援を提供することができる。ただし、その場合も居宅を別途用意する必要が出てくる。まずは居住確保が大切である。</li> </ul>
<p>支援側が困ったときの相談先</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携関係にある県内の児童養護施設とは常に相談をし合っている。またスーパーバイザーより知見の提供を受けている。</li> </ul>
<p>成年者への対応の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒が許される者とそうでない者が同じホームで支援を受けるのは難しい。</li> <li>失敗を繰り返すことで支援が長引いている成年者が、十代の者たちに与える影響を心配することもある。</li> </ul>
<p>支援対象の年齢の目安</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新制度における支援対象者に年齢制限を課すべきではないと考える、ただし、ある程度までは年齢の目安があった方が次のステップへの後押しにはなる。自立援助ホームにおいては従来は20歳ないし22歳が目安となっていたが、いずれもその年齢に達する3カ月程度前になるまで、本人に自立への危機感が芽生えない。</li> <li>20歳ないし22歳は支援の終期の目安としては早過ぎる。30歳前後が適当ではないか。また5歳で施設入所をしたのであれば、成人年齢は5歳を足す必要があると考える。</li> <li>施設を退所した年齢によっても支援を継続すべき年齢の目安は大きく異なることが想定される。</li> </ul>
<p>支援計画の立て方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設不適應の状態ですべて自立援助ホームに入所する者が少なくない。入所後一年間は完全受容を最優先し、退所の目途については一切触れず、自立に向けた計画についての打ち合わせもあまり行わない。まずは、安心安定な気持ちを醸成し信頼関係づくりを優先している。</li> <li>入所2年目ごろから進路についての具体的な話が始まる。その段階で実親と連絡を取りたいという希望が出てくることが多い。一般家庭や里親家庭からの入所者は情報が少ないために十分な対応ができない場合がある。</li> </ul>
<p>居住費支援の費用など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を開始して数年は財政的には非常に厳しい。事業開始から間もない施設が安定的な運営を行う上で、利用料に代わる財政的支援が必要な場合がある。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 賃借料は国が全額負担をしているので、寮費の中に家賃を含めてはならないと考える。</li><li>・ 以前はアルバイトを行う入所者が多くいたが、今は働くことができない場合が増えていく。入所者に収入がなければ、当然ながら寮費を徴収することはできない。</li><li>・ ステップハウスの利用料徴収のあり方については、その利用目的による。利用者が未成年であるために法人が代わって賃貸契約を締結するのか、自立に向けた最終段階としてアパート暮らしを体験するかなどによって、利用料を徴収するか否かを決定すべきである。</li></ul>
--	---

#### (4)アフターケア事業所 あすなろサポートステーション

##### ■概要

神奈川県藤沢市にあるアフターケア事業所。社会的養護自立支援事業を通じて、居住支援、生活相談支援、自立後生活体験支援に関わる計画策定支援等を提供。神奈川県が設置した唯一の支援コーディネーターとして、居住支援や生活費支援を受ける人々への継続支援計画作成とモニタリング等の提供を通じて、支援対象者の意向に基づいた多様な自立を支援している。相談支援員 5 名。

<p>利用者が事業利用にいたる経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住支援対象者については、児童養護施設や里親宅に措置解除後も社会的養護自立支援事業を通じて引き続き居住またはステップハウスのような位置づけで施設や里親宅の近隣のアパートに暮らしている人々が多い。</li> <li>・ 生活相談支援については、居住支援と同様に児童養護施設等からと、またはこれまで関わったことのない相談者から新規の相談が寄せられる場合の両方あり得る。後者に関しては、児童相談所、生活保護や障害者福祉の相談窓口など様々な場所から新規の相談が寄せられる。</li> <li>・ 多くの利用者とは、児童養護施設の入所中から繋がりがあがる。本人、施設、児童相談所のうちいずれからも相談を受けるが、措置解除後に社会的養護自立支援事業を利用したいという相談自体は施設から寄せられることが多い。</li> <li>・ 児童自立支援施設との協働においては、より低年齢の方と関わることが多い。</li> <li>・ 事業の委託元である神奈川県からは支援対象は 30 歳までと伝えられているが、実際には 30 歳を超える方からの相談にも応じている。</li> </ul>
<p>利用者別の課題やケアの違い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成人からの相談が寄せられた場合は、ソーシャルワークを通じて、生活保護、生活困窮、障害福祉といった他に利用できる制度があるかを確認する。他領域の支援が望ましい場合には、お繋ぎしたり連携していくことが重要であると考えられる。</li> <li>・ 本人が「児童福祉が必要な段階かどうか」をしっかりと整理することが必要である。児童福祉の適用範囲を広げ過ぎてしまうと、社会へと出にくい環境ができあがってしまい、社会的養育の本質から外れてしまう。</li> </ul>
<p>人員不足により対応できないニーズと人員不足解消で期待できるアウトカム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 26 人の居住支援利用者に対し、職員 1 名が継続支援計画の作成、必要なモニタリング、計画の変更等のカンファレンスや支援担当者会議を担当している。26 名全員に対して緊密に関わることはできていない。支援担当者会議において、もっと深く関わってほしいとの要望が本人や施設から示された場合は、関与の度合いを上げる。</li> <li>・ 現状では、支援対象者 1 名につき、1 カ月に 1 回、30 分会えるかどうかといった状況である。ケアをする人手は全く足りていない。神奈川県全域を支援コーディネーター 1 名が担うことには限界を感じている。</li> <li>・ 社会的養護自立支援拠点事業の枠組みだけでは、社会的養護を経験していない人への支援を担いきれない。社会的養護の未経験者で支援を必要とする人が多くいることは確かだが、現在は社会的養護経験者の対応だけで手一杯である。保護されていない児童にも支援を届けるためには、事業規模を 10 倍ほど拡張する必要があ</li> </ul>

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常勤ベースの人件費しか組まれていないので、専門性を持った人材を確保または育成することができない。また、アフターケア事業に適した人材を育てていくための仕組みもない。</li> </ul>
社会的養護自立支援事業の認知率や活用状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の定員が限定されていることから、児童相談所は措置延長を積極的には活用できていない状況にある。</li> <li>・ 神奈川県では、社会的養護自立支援事業を18歳から利用できる。定員外での利用が可能であれば、社会的養護自立支援事業を18歳から適用したいという声があり、実際に活用例が増えてきている。</li> <li>・ 措置入所中から、就職や進学状況に応じて、施設側と相談した上で、入所者に対して社会的養護自立支援事業を説明している。しかしながら、社会的養護自立支援事業自体が利用対象者または施設関係者の間に十分に周知されていないと感じる。自事業所の存在を認知していない施設関係者もいると思われる。</li> </ul>
アフターケア体制のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童養護施設との協働が最も多く、自事業所の窓口となる職員が各施設に必ず1名いる。</li> <li>・ 措置中は児童相談所の管轄となるので、自事業所が入り込む余地は少ないと感じる。卒園前に自事業所まで利用登録に来てもらうようにすることを目標としている。連携機関にある施設とはそのような仕組みを既に構築している。</li> <li>・ 児童養護施設との協働が最も多く、自事業所の窓口となる職員が各施設に必ず1名いる。</li> <li>・ 15～17歳で退所後に生活保護になるという事例が多い。児童自立支援施設を一度退所すると、その後の様子を把握するのは非常に難しくなる。退所後にいかにアフターケアを行っていくかは課題である。ただし、各々の施設は退所者と個々で繋がってはいると思う。</li> <li>・ 神奈川県では、アフターケア事業所、児童養護施設、行政が一体となった連携体制が構築されているが、各自治体の文化と歴史があるので、他の自治体に神奈川県のモデルを横展開するのは難しい。神奈川県と神奈川県内の政令指定都市でさえ、文化が異なると感じている。</li> <li>・ 同じ神奈川県内でも、社会的養護自立支援事業を人材会社やNPOに委託している例もみられる。自事業所は、福祉専門職がいるのでソーシャルワークの展開や人材育成マニュアルの作成ができるが、必ずしもすべての事業者ができるわけではない。各自治体の考え方や委託先によって、本事業のあり方は大きく変わる。</li> </ul>
連携構築や他機関との会議への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設側との連携体制の構築と自立支援担当職員向けの研修の場の確保を目的として「あすなろ連絡会」を運営している。本連絡会では、現場の職員たちが一体となって資料を作成し、行政に届けることで、ボトムアップの場としても機能している。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あすなる連絡会として、自立支援を担当する職員向けの人材育成マニュアル(アフターケアマニュアル)を作成した。このようなマニュアルを手弁当で作らなければいけない状況である。</li> <li>・ 自立援助ホームとは、役割が重なる部分が多い。よってそれぞれの役割分担を整理するようにしている。</li> <li>・ 里親に関しては、フォスタリング機関、児童相談所の里親支援担当、里親センター等に相談した上で、里子の意向を主体として支援している。</li> </ul>
<p>支援計画の立て方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人参加が原則である。本人の希望を確認したうえで、本人、児童相談所、施設、自事業所、他の支援者、保護者などが集まり、皆で計画を作り上げ、本人の了解をもらう。障害福祉の計画相談に近い流れである。</li> <li>・ 見直しについては、大きく目標や計画が変わった際に随時見直すことになっているが、ほとんどの場合は年度末に1年に1回の評価を行い、次年度に継続するか否かを確認する。「年に1回見直しをして、評価をして、継続するまたは終結する」という流れである。</li> <li>・ 思うように計画が進まないときには、支援者から連絡をもらう。詳細を聞いて、計画の変更が必要ならばカンファレンスを招集する。</li> <li>・ 計画を記す様式は、連携関係にある各施設や事業者と一緒に作って作った。1年にわたり試験的に用いたところ、好評なので、現在に至るまでその様式を使用している。</li> <li>・ 本人参加のカンファレンスで計画を作成する際には、本人の意向等を施設側である程度まで聞き取った上で、まずは叩き台を作成してもらうというのが通常の流れとなっている。</li> <li>・ これまで42名に対して計画作成を行ったが、本人の不参加は一度もなかった。本人が参加を望まない場合は、まずは相談してほしいと伝えるようにしている。</li> <li>・ 具体的に自立に向けての計画を話すことができる人々には、社会的養護自立支援事業等の制度を上手く活用することができるが、「計画作成の場に行きたくない」「支援を受けたくない」という児童には支援の手が十分に届かないことが課題である。</li> <li>・ 計画の策定当初はやや画一的な目標を掲げる者もいるが、1年ごとに見直しを経るごとに、身の丈に合った、その人らしい計画へと変更していくことが社会的養護自立支援事業の肝であると考えている。</li> </ul>
<p>居住費支援の費用など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設が受け取っている居住費支援の費用のうち、利用者本人に対してどれだけ使われているかが見えないことが課題である。</li> </ul>

## (5)アフターケア事業所 ゆずりは

### ■概要

東京都国分寺市にあるアフターケア事業所。2011年4月に開所。児童養護施設や里親家庭など社会的養護施設退所者の相談所として事業を開始したが、現在は社会的養護経験を持たない、虐待や貧困等の理由から親や家族を頼れずに孤立している人々も支援の対象としている。住まいや、仕事、病気などを始めとする様々な困りごとの相談を受け、生活保護の申請手続き、通院、賃貸住宅の契約等に関わる同行支援等を提供している。職員6名。

<p>利用者の特徴や事業利用にいたる経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京に構えた事務所には、都内在住者のみならず、全国から相談が寄せられる。「東京へ逃げてきた」という人たちからの相談も多い。</li> <li>近年では社会的養護を経験できなかった人々からの相談が増加している。</li> <li>「住まいをなくした」「暴力を振るわれた」「妊娠した」「病院に行きたいが、お金がない」等、深刻な相談が新規で寄せられることが多い。それらすべての相談を一切断らずに受けていることが自事業所の特徴である。</li> <li>児童ではない者が困難に直面した際には、例えば女性支援相談や生活保護の窓口につながる事が想定される。ただし、それらの支援窓口で「話が噛み合わない」「暴れる」「シェルターに入りたくないと言っている」といった場合に、よく話を聞いてみると、実は社会的養護や家庭内虐待の経験者であることが分かり、自事業所まで相談が寄せられることが多い。</li> <li>10～20代からの相談が最も多いが、30～40代の相談が最も多く、少数ではあるが60代の相談者もいる。</li> </ul>
<p>相談者別の課題やケアの違い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出身の児童養護施設へ連絡することに抵抗を覚える支援対象者に対しては、「電話をして、もしひどいこと言われたら、電話を代わってあげる」といった言葉をかけてあげると、「じゃあ、ちょっと話してみる」という気になってもらうことが多い。どうしても出身の施設に相談したくないという場合は、本人の了解を得た上で、必要な情報を施設と共有した上で、「まずは自事業所で支援を提供していきますが、必要なときは力を貸してください」と施設側に伝える。どちらかに任せってしまうのではなく、常に連携や情報共有をしていくことが重要である。</li> <li>近年で特に増えているのが、社会的養護を経験していない、成人した家庭内虐待経験者による相談である。そういった人々は、自治体の相談窓口へ赴いても、「もう成人しているのだから、自立への努力をしてください」と言われてしまい、適切な支援に結び付かない場合が多い。そこで自事業所がそうした窓口まで同行し、状況を説明したり本人の思いを代弁することで、窓口が状況を理解し、適切な支援を受けることができるようになるということがあり得る。</li> </ul>
<p>人員不足により対応できないニーズと人員不足解消で期待</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自事業所では一時的な保護を行うための居所を装備していないので、一時保護を必要とする相談者に対しては、相談当日に役所へと同行するか、またはシェルターへと繋ぐことになる。シェルター等に入れられない場合は、自事業所が宿泊料などを立て替えた上でホテルの部屋を確保し、数日間滞在してもらった上で、適切な支援先へ</li> </ul>

<p>できるアウトカム</p>	<p>と繋げていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護機能を装備したいとの思いはあるが、そのためには、体制を抜本的に強化しなければならない。ニーズがあることは分かっているが、これまで踏み出すことができなかった。しかしながら、コロナ禍で相談者数が増えてきたことを受けて、一時保護機能の装備を本格的に検討し始めた。</li> <li>・ 一時保護機能を自前で持たなければ、相談者を次々と異なる施設へと繋いでいくことになる。相談者の観点としてはたらい回しのような状態となり、支援者側は継続的な支援を行うことが難しくなる。</li> </ul>
<p>新制度下でのアフターケア体制のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必ずしもすべてのアフターケア事業所が一時保護機能を装備できるわけではないだろう。1、2名ほどの職員が週数回単位で食事を提供することで、支援対象者同士の交流を図ることを主な目的として運営されているアフターケア事業所もある。こうした事業所は、たとえ住まいを提供する委託先を確保できたとしても、新規の相談を受けて、支援先へと繋げていくというノウハウ自体を有していない可能性がある。</li> <li>・ 高年齢や社会的養護を経験していない人の相談を受けられるかどうかについても、それぞれのアフターケア事業所の職員体制や職員の資質によって大きく分かれると思われる。</li> <li>・ 児童養護施設等を出て数十年が経過してしまうと、知っている職員がいなくなっていたり、気軽に相談をする年齢ではないといった認識を持ってしまったりするので、元々にいた施設には相談しづらくなる場合がある。できる限り、出身の施設がアフターケアを担うべきだとは考えるが、例えば30代後半の支援対象者であれば、アフターケア相談所の方が相談しやすいだろう。</li> </ul>
<p>連携構築や他機関との会議への参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今までは、施設退所者が成人になって困難に直面すると、生活保護や女性支援の窓口または警察へ行くように案内されていた。社会的養護自立支援拠点事業が年齢制限なく支援を提供するとしても、こうした支援窓口や関連機関による関与の必要性が薄まるわけでは決していない。</li> <li>・ 幼少期に虐待などを受けて安心して暮らせなかったことで、成人してから様々な問題が出てくるという人たちがたくさんいる。こうした状況を理解できる支援窓口は圧倒的に不足している。見た目は五体満足で元気そうに見えるが、過去に受けた虐待によって、働くことができなくなったり、死にたいとの思いを抱えている人たちがいることを、児童養護関連以外の支援窓口にも理解をしてもらいたい。</li> <li>・ 年間701名(2021年度)に上る自事業所の相談者のうち、支援関係者が実に3割強を占める。児童養護施設が新たに設置した支援コーディネーターに対して、弁護士や医療施設を紹介することがよくある。こうした連携を重ねていくことで、施設側の力量がつく。異なる施設が支援に必要な情報を分かち合っていくことが非常に重要である。</li> <li>・ 児童養護施設、医療施設、児童相談所、警察関係者等が出席する会議に参加することもあるが、非常に稀であり、相当に深刻なケースに限られる。</li> </ul>

居場所支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「変わらず自分が行ける場所」「いつでも自分を迎え入れてくれる場所」は本当に必要とされている。「集う場所が大切」ということは、利用してくれる人たちの思いを聞くとよくわかる。</li><li>・ 居場所支援においては、利用者同士の人間関係上のトラブルが発生することが少ない。個別の支援はそれぞれのニーズを把握することで適切な支援に繋げていくことができるが、集う人たちの安全をいかに守っていくかについては大きな課題であると感じている。</li></ul>
-------	--

## 2-3.児童養護施設等の措置解除者等

### (1)措置解除者等ヒアリング

#### ■概要

2月16日から2月28日にかけて、計3回のグループインタビューを通じて計10名へのヒアリングを実施。児童養護施設出身者、里親家庭出身者、自立援助ホーム出身者、児童虐待を受けたが社会的養護経験を持たない者に対して、各回約1時間のインタビューを行った。

#### 自立に向けての準備や経過

##### (児童養護施設)

- ・ 高校1年時から「大学に進学するなら、月に何万円ほど貯めなければいけない」という計画を担当職員が作ってくれていた。高校2年時に進路決定をし、以降はバイトに明け暮れ、高校3年時の11、12月ごろには県外の短期大学への合格が決まり、翌年1月ごろより転居先探しなどの具体的な作業が始まった。
- ・ 引退するまで部活動に専念していた。高校3年時の9月ごろに、施設が繋がりを持つ地元の商工会議所から6社ほど紹介をいただき、そのうちの一つに内定。以後半年間はアルバイトに勤しみ、翌年3月にその会社が提供する住まいに転居することになった。
- ・ 仕事が決まったのが18歳の年度末の3月25日前後だったので、一人暮らしの具体的な準備はそれ以降となった。3月末までに就職が決まらなかったらどうしようという話を誰かとしたかどうかについてはもう覚えていない。
- ・ 家庭の事情から、高校卒業後は施設を退所して一人暮らしすることになることは分かっていたので、早くからアルバイトを始めてお金を貯めていた。
- ・ 学校の担任の先生が、寮があり、かつお給料が良い就職先の候補をたくさん挙げてくれて、そこから選んだ。
- ・ どんな仕事をするためにどのような学校に通わなければいけない、といったことが書かれた本が施設内に置いてあり、中学3年生ごろから読んでいた。また退所直前には、施設内に設けられた自立生活訓練向けの部屋で1~2カ月を過ごし、一人で就寝及び食事をするという練習をした。

##### (自立援助ホーム)

- ・ 当時の自立援助ホームは「2年間で退所して就職」しか事実上の選択肢はなかった。大学には行きたいと考えていたが、入所中は進学の話は一切出なかった。また退所後に活用できる制度や支援の案内は一切なかった。



	<p>(里親)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里親とは将来の目標等についてのコミュニケーションを取っていたが、「大学に行きたい」という本当の気持ちを伝えることはできなかった。里親からも、その前にいた児童養護施設からも、自立に向けての計画等について話す際に、活用できる制度についての案内は一切なかった。</li> <li>・ 月1回の頻度で、自分自身、里親、児童福祉司、未成年後見人とで将来の計画について話していた。この定例会を通じて、将来に対する意思が固まっていた。</li> <li>・ 高校1年生で保護された直後から、里親と児童相談所には高3で自立しなければいけないとはっきりと言われていた。里親からの助言を受けて、看護学校に進学した。住まいについては、社会的養護経験を持つ女性の学生限定のシェアハウスを里親が見つけてくれたが、奨学金などについては、福祉士や里親に相談しても適切な回答を得ることができず、自分で調べなければならなかった。</li> </ul>
自立後に困ったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱が出続けたときに、周囲に頼る相手がいなかったため、毎日のように自分で歩いて病院に行かなければならなかった。医療費がかかり、金銭的にも辛かった。</li> <li>・ 「税金を払う」ということをよく理解しておらず、赤い紙の督促状が送られてくるまで住民税を滞納していた。</li> <li>・ NHKの訪問員が来て、家族割での受信契約を求められたので、保証人の欄に親戚の名前を記載したら、その親戚から怒られた。そんなに大変なことであれば、NHKが訪問に来たときはどうすれば良いかを事前に教えてほしかった。</li> <li>・ 就職先が借り上げた住宅寮での住まいを始めた際に、ガスを開通させる必要があることを知らず、「なぜお湯が出ないのだろう」と思いながら水でシャワーを浴びていた。</li> <li>・ 住民票を里親の家に移していなかったため、マイナンバーの通知カードが実親のもとに届いてしまい、その後の変更手続きに苦労した。</li> <li>・ どうやったら保険証を交付してもらえるかが分からなかった。</li> <li>・ 上京3日後にインフルエンザに感染し、非常に苦しんだ。ガスと電気が開通するまでにネットカフェに泊まったのが原因かと思われる。</li> </ul>
自立後の具体的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童養護施設を退所して里親の元で暮らした後、寮付きの職場で働いたが、体力的にきつく、退職することになったため、一人暮らしをすることになった。それまでに貯めたお金でアパート暮らしするにあたって、保証人が必要となったが、里親には迷惑をかけることができないと考えたため、その前にいた児童養護施設の先生に保証人になってもらった。</li> <li>・ 一時保護施設への入退所を繰り返している間に精神病を患った。里親に相談したところ、その前にいた児童養護施設への相談を勧められたため、相談した結果、施設の園長が婦人保護施設に繋いでくれた。</li> <li>・ 奨学金の申請手続きに必要な書類の書き方について何から手をつけなければよいか全くわからなかった。大学の学生課から「なぜ親が協力してくれないのか」と聞か</li> </ul>

	<p>れたが、自分ひとりで説明できる能力がなかった。児童養護施設に書類を郵送し、どの欄にどんな情報を記入すべきかを説明してもらった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半年に一度の頻度で、レトルト食品やお米が入ったダンボール 1 箱分の食材を無料で提供してくれる団体への登録を児童養護施設の職員がしてくれた。</li> <li>・ 児童養護施設の職員が引っ越し先を一緒に探してくれ、実際の引っ越しにあたって荷物も軽トラックで運んでくれた。</li> </ul>
<p>退所後の相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立後すぐに退職することになった際にも、プライドのようなものがあったので、児童養護施設や里親には相談はできなかった。せっかく自立したのに、また迷惑をかけることはできないと思っていた。</li> <li>・ 自立援助ホームの職員とは、退所後も SNS では繋がっていたが、あくまでも個人的な付き合いであり、アフターケアには相当しないと思う。</li> <li>・ 大学時代は必ずしも順風満帆の日々を過ごしていたわけではない。児童養護施設の職員に近況を報告するのは何となく嫌だった。</li> <li>・ 児童養護施設の職員とは月に 1、2 回の頻度で LINE を通じてメッセージを交換していた。</li> <li>・ 児童養護施設の人とは退所後もよく連絡をしていたし、ご飯も出してもらっていた。</li> <li>・ 児童養護施設の職員とは、LINE で繋がっており、また半年に一度の頻度で退所した子どもが集まったの食事会が開かれていた。ただ相談となると、どれほど深刻な事態となれば相談していいのかが分からなかった。</li> <li>・ 里親は自身と関わり続けることを望んでいないと思っていたので、保証人になってほしいときなどに限定して連絡していた。担当していた児童福祉司は、私が措置解除後に退職してしまい、児童相談所に連絡しても担当がいないので誰に何を伝えたら良いのかが分からなくなった。どういう状況であれば相談して良いのか、または相談しなければいけないのかがよく分からない。一人で頑張っていたら大変なことになる、「もっと早く相談しなさい」と怒られたことがある。</li> <li>・ 児童養護施設の職員とは連絡先の交換はして、「いつでも連絡していいよ」という感じではあったが、実際には連絡はしていない。</li> <li>・ 「食べるご飯がない」といった相談はできたが、家族間でのトラブルや心理的な孤独に関しては、児童養護施設の職員は忙しすぎて相談できそうにないと思っていた。</li> <li>・ 児童養護施設の職員は、退所後まで施設に依存をしてほしくないと思ってるのではないか。ただし、距離を置くことと、突き放すことは違う。退所者としても元の施設に連絡がしにくいことがあるし、職員が忙しいことも重々承知しているが、実際のところ、相談する相手は施設しかない。年 1 回でも良いので、退所後も連絡をしてほしかった。</li> </ul>
<p>困ったときに相談に応じてくれた人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区役所の福祉課に行くと、シェルターを紹介してくれた。</li> <li>・ 大学の先生が、奨学金の制度を教えてくれた。</li> </ul>

<p>いつの時点でどんな支援がほしかったか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義務教育終了時点で、奨学金制度を含めて、大学へ進学するためには何をしなければいけないという知識がほしかった。</li> <li>・ 自立を果たす段階で誰かが救護施設の存在を教えてくれていたら、その後ホームレスにならずに済んだ。</li> <li>・ 自立援助ホームに入所中に、アセスメント、目標の作成、奨学金の案内、心のケアなどがほしかった。</li> <li>・ 本当は進学をしたかった。進学するにあたっての奨学金や措置延長などの制度についての情報が全くなかったので、どうせ無理だろうと思っており、進学への希望について口に出すことがようやくできたのは高校 3 年生の秋だった。もう少し早い段階で分かっていたら、進学したいという思いをもう少し早く言うことができ、進学できていたのではないかと思う。</li> <li>・ 高校 2 年生の時点では部活動やバイトに集中している。自立に向けて必要な情報は進路希望を出す高校 2 年生ぐらいから入り始めると理想的だが、準備が本格化するのには高校 3 年生の年度末になると思われる。</li> <li>・ どこで何をするのにどれほどの出費が必要か、または月にいくらほど使っているのかといったことを教えてくれるレクチャーを入所中に受けたかった。一人暮らしをするためのハンドブックのようなものはもらったが、あまり読むことはなく、どこに置いたかも忘れてしまった。たとえ数日または 1 週間でもいいので、一人暮らしを事前に体験することができていたら良かったと思う。</li> </ul>
<p>その他必要な支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お金さえあれば、ほとんどの課題を解決することができると思う。</li> <li>・ 学校の構内に「家庭で困ったことがあったらこちらのフリーダイヤルにおかけください」というような案内が記されたポスターが貼ってあれば良かったのと思う。</li> <li>・ アフターケア、居場所、アドボカシー。</li> <li>・ 私が抱える強迫性障害は障害年金の対象外。しかし、その対象となるうつ病と同じくらい苦しい病気である。グレーゾーンというか、支援対象からやや外れる困難に対する支援がほしい。</li> <li>・ 大学に通うお金を工面するだけでも相当に苦労している中で、在学中の就職活動にまで手が回らない。就職活動期間だけで良いので何らかの経済的支援がほしい。</li> </ul>
<p>メンタルケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常に誰かしらと一緒にいてうさい生活空間から急に一人でぽつんとなるので、一人暮らしを始めてから 1 カ月後ぐらいから、しんどいなと思うことが多かった。</li> <li>・ 退所後のメンタルヘルスに対する支援があまりにも少ない。措置中に精神疾患があれば、精神科医の診察を受けられたのだろうが、措置解除後に症状が発生した際に、家庭環境を踏まえて、適切なトラウマケアなどを行ってくれる医療機関を自力で見つけるのが大変。カウンセリング費用も高額である。特に兆候がなかったとしても、措置中にメンタルヘルスケア機関の案内があればかなり助かったと思う。</li> <li>・ 措置期間中は、大人が常に近くにいるので、何あれば気付いてくれる。ところが、自</li> </ul>

	<p>立をしてしまうと、自傷行為をしても誰も気付いてくれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神科を探すこと自体にも苦勞する。まず社会的養護経験を適切に理解してくれる精神科が多くない。また大人向けの精神科に行けば、子ども向けの精神科に行けと言われ、子ども向けの精神科に行けば、大人向けの精神科に行けと言われる。そのたらい回しをされるのが非常につらかった。</li> <li>・ 施設を出たいと思って退所するのだが、退所した途端に寂しくなり、メンタルをやられる。一回出たけれど、また戻れるという選択肢だけでも残されていると良いと思う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼いころから虐待を受けていたが、いのちの電話に連絡した際に「つらいね」という言葉をかけられただけで終わってしまい、なんて無責任なんだろう、もう二度と誰にも相談しないと誓った。その結果として、これまでの人生で社会的養護を受けたことは一切ない。</li> <li>・ 電話をしたが繋がらない、相談したけどメールが返ってこないという声をよく聞くので、すぐに対応できないときに、相談者が安心できる仕組みがあれば良いと思う。例えば自動返信機能を通じて繋げるサービスを紹介してくれればうれしい。</li> <li>・ 最近になって地元で社会的養護経験を持つ当事者団体が発足したことで、施設出身者の横の繋がりができた。</li> <li>・ 施設で暮らす子どもの中には、本当の気持ちを隠してしまう子もいる。そうした自分の気持ちを表現しきれない子どもに寄り添う方法を考えてほしい。</li> <li>・ 奨学金関連情報は分かりにくい。以前に比べてだいぶ分かりやすくなってきているとは思うものの、調べたいと思ったときに必要な情報が簡単に入手できる仕組みにしてほしい。</li> <li>・ 奨学金に関しては、児童福祉司、施設、里親によって、持っている情報量が大きく異なる。保護された環境によって、情報に差が出るというのは、何か違うと思う。</li> <li>・ 自分の過去や性格を把握していない人に、社会的養護関係の相談をするのは難しい。たとえ仲が悪くても、自分について知っている人の方が相談相手としては良いと思う。ただし、例えば奨学金等については、必ずしも施設の職員が説明する必要はなく、むしろ奨学金制度について詳しく知っている人から聞く方が良い。</li> <li>・ 私の里親は、私が初めての里子であり、実の子どももいなかったもので、10代の子どもと接した経験を持っていなかった。奨学金制度などについて、詳しくないのはしょうがないとも思う。</li> <li>・ 親戚とのトラブルについて、アフターケア事業所に相談したが、自分で何とか解決するよう促されたことがある。相談をしたところで、相談相手が困りごとを解決できず、結局はすべて自分で解決しなければならないとなると、相談する気が失せる。相談相手が何ができて、どこまで協力できる人であるかを明確にしてほしい。</li> <li>・ 退所後に地元を離れる際に転居先のアフターケアに繋げてほしい。また里親や施設にすぐアクセスできるようになるための情報がほしい。</li> <li>・ 高年齢保護の子と、乳児院からの子が全く同じタイミングで自立できるかといえばそ</li> </ul>

	<p>うでないと感じる。出たい子が出るし、残りたい子はいつまでも残りたいと思う。残りたいユースに対しては、自立に向けてどんなプランニングをするかが大事だと感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員配置については、現場にしっかりと携わってきた人が望ましい。</li><li>・ 社会的養護自立支援拠点の設備については、家を飛び出して困っている人がよくいると聞くので、緊急保護できる場所が必要ではないか。もしくはそのような場所を紹介してもらえただけでも良い。</li><li>・ アフターケアに加えて、頼れる人との関係性作りが必要。パーマネンシーパクト的なものも良いのではないかと感じる。「大切に思っていてくれる人がいる」と感じた経験は、道を外してしまった時に、また戻してくれる力がある。</li><li>・ 自殺する社会的養護出身者が一定数いる。自殺を防ぐためにどのような制度や事業が必要かを考えてほしい。</li></ul>
--	--

---

---

児童養護施設等の措置解除者等に対する  
自立支援に関する調査研究  
報告書

令和5年3月  
株式会社シード・プランニング  
リサーチ&コンサルティング部  
東京都文京区湯島 3-19-11 湯島ファーストビル 4F  
TEL:03-3835-9211(代)

---

---